

官報

号外
平成十一年三月三十一日

○第四百五回 参議院會議録第十一号

平成十一年三月三十一日(水曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第十一号

平成十一年三月三十一日

午前十時開議

第一 新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第二 消防施設強化促進法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第三 警察法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第四 土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

第五 国立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第六 日本学術振興会法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第七 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第八 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第九 国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一〇 特許法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第一 都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

一、国家公務員等の任命に関する件

一、日程第一より第一一まで

一、国立国会図書館法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

一、参議院事務局職員定員規程の一部改正に関する件

○議長(斎藤十朗君) これより会議を開きます。この際、国家公務員等の任命に関する件についてお諮りいたします。

内閣から、衆議院議員選挙区画定審議会委員に荒尾正浩君、石川忠雄君、内田満君、大林勝臣君、大宅映子君、塩野宏君及び味村治君を任命することに、本院の同意を求めまいりました。

これより採決をいたします。

内閣申し出のとおり同意することの賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長(斎藤十朗君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

(投票終了)

国家公務員等の任命に関する件 新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律案外一件

○議長(斎藤十朗君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

賛成

反対

よって、同意することに決しました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(斎藤十朗君) 日程第一 新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

日程第二 消防施設強化促進法の一部を改正する法律案

日程第三 警察法の一部を改正する法律案

(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上三案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。地方行政・警察委員長小山峰男君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

○小山峰男君 ただいま議題となりました三法律案につきまして、地方行政・警察委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案は、新東京国際空港周辺地域における道路、生活環境施設等の整備を促進するための補助率のかさ上げ等の特別措置を行う同法の有効期限を五年間延長しようとするものであります。

また、消防施設強化促進法の一部を改正する法律案は、人口急増市町村の消防施設の整備に係る補助率の特例措置の適用年度を五年間延長しようとするものであります。

○議長(斎藤十朗君) これより三案を一括して採決いたします。

三案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長(斎藤十朗君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長(斎藤十朗君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

賛成

反対

よって、三案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終局し、順次採決の結果、両法律案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、警察法の一部を改正する法律案は、近年の情報化の進展に伴い増加している情報通信の技術を利用する犯罪等に効果的に対応するため、警察庁情報通信局の所掌事務を改めるとともに、関東管区警察局長の移転に伴いその位置を改めようとするものであります。

委員会における質疑の詳細は会議録に譲ります。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより三案を一括して採決いたします。

三案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長(斎藤十朗君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長(斎藤十朗君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

賛成

反対

よって、三案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

国家公務員等の任命に関する件 新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案外一件

平成十一年三月三十一日 参議院會議録第十一号

平成十一年三月三十一日 参議院會議録第十一号

土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律案 国立学校設置法の一部を改正する法律案外一案 裁判所職員定員法

二

○議長(斎藤十朗君) 日程第四 土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。財政・金融委員長勝木健司君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔勝木健司君登壇、拍手〕

○勝木健司君 ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、最近における社会経済情勢等にかんがみ、土地の再評価を行うことができる期限を一年間延長し、税効果会計を用いて再評価差額金を貸借対照表に計上するとともに、公開会社は再評価差額金をもって株式を消却することができ、余剰利益がない状況で自社株を消却する理由、今後の土地の評価のあり方等各般にわたる質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、本法律案に対し、日本共産党を代表して池田幹幸理事より反対する旨の意見が述べられました。

討論を終了し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(斎藤十朗君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(斎藤十朗君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百四十

賛成

二百十八

反対

二十二

よって、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(斎藤十朗君) 日程第五 国立学校設置法の一部を改正する法律案

日程第六 日本学術振興会法の一部を改正する法律案

〔いずれも内閣提出、衆議院送付〕

以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。文教・科学委員長南野知恵子君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔南野知恵子君登壇、拍手〕

○南野知恵子君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、文教・科学委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、国立学校設置法の一部を改正する法律案は、新潟大学医療技術短期大学部及び鳥取大学医療技術短期大学部を廃止するとともに、昭和四十八年度以降に設置された国立医科大学等に係る職員の定数を改めようとするものであります。

委員会におきましては、看護系大学・大学院の整備方針、資質の高い看護婦等の養成のあり方等

について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日本学術振興会法の一部を改正する法律案は、学術の進展に寄与するため、日本学術振興会が、業務として、科学研究費補助金の審査・配分事務を行うことができるようにするとともに、規制緩和の一環として、余裕金の運用の方法を拡大する等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、二十一世紀における学術・科学技術振興のあり方、科学研究費補助金の審査、評価の充実のための方策、今後の科学研究費補助金のあり方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して、附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより両案を一括して採決いたします。

両案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(斎藤十朗君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(斎藤十朗君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百四十

賛成

二百四十

反対
よって、両案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(斎藤十朗君) 日程第七 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。法務委員長荒木清寛君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔荒木清寛君登壇、拍手〕

○荒木清寛君 ただいま議題となりました裁判所職員定員法の一部を改正する法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、下級裁判所における事件の適正迅速な処理を図るため、裁判所職員の定員を改め、裁判官につき判事補の員数を三十人、裁判官以外の裁判所職員の員数を十九人、それぞれ増加しようとするものであります。

委員会におきましては、司法機能の充実強化に向けた裁判所の取り組み、司法制度をみずから改革する必要性、事件数の動向に基づく裁判官増員システムの抜本的見直し等につきまして質疑が行われましたが、その詳細は会議録により御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して、附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(斎藤十朗君) 間もなく投票を終了いたします。これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(斎藤十朗君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

賛成

反対

よって、本案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(斎藤十朗君) 日程第八 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。農林水産委員長野間起君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔野間起君登壇、拍手〕

○野間起君 ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、米穀等についての関税措置への切りかえに伴い、輸出入の許可制の廃止、輸入に係る納付金制度の創設等の措置を講ずるとともに、関税率の設定等を行うとするものであります。委員会におきましては、参考人を招致してその意見を聴取するとともに、関税措置への切りかえ

決定に至る経過、関税化に伴う国内農業、国民生活への影響、譲許表の改正手続と国内法との関係、三カ国一地域の異議申し立て等の内容とこれへの対応、次期WTO農業交渉に臨む政府の基本姿勢、関税化された場合の国内対策、関税化に伴う米の輸入見通し等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、民主党・新緑風会を代表して和田理事より反対である旨の、日本共産党を代表して大沢委員より反対である旨の、社会民主党・護憲連合を代表して村沢理事より反対である旨の意見がそれぞれ述べられました。

討論を終わし、採決の結果、本法律案は賛成多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) 本案に対し、討論の通告がございます。発言を許します。小川敏夫君。

〔小川敏夫君登壇、拍手〕

○小川敏夫君 私は、民主党・新緑風会を代表して、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律等の一部を改正する法律案に反対の立場から討論を行います。

まず第一に、今回の関税化措置について、十分な議論がなされていないことを指摘します。

我が国において、米は国民の食生活に欠かすことのできない最も基本的な穀物であり、その地位は将来も変わることはないと考えられます。したがって、米の自給は将来にわたり、我が国の食糧政策の基本でなければならないと考えられます。

今回の米の関税化措置による輸入の自由化の実施に当たっては、米が抱えるこうした基本的な位置づけを考慮し、国民の間で将来をも見据えた十分な議論を積み重ねることがひときわ重要であったと思われませんが、残念ながら今回の関税化決定

は余りにも唐突になされ、国民の間における議論はなかつたに等しいものでした。

政府・与党、全中の三者協議による合意が成立したことをもって国民の合意がなされたという説明では、国民の納得を得られるはずがありません。農業従事者の多くは、議論に参加したことはなく、決まった結果を知らされただけだと訴えております。また、米を消費する立場の国民の声は、一体どこでどのようにくみ上げられたのでしょうか。

昨年十二月十八日に関係閣僚会議で米の関税化措置が決定されましたが、委員会における参考人質疑では、主婦連役員の参考人は、決定がなされた後の昨年十二月二十四日に初めて説明を受けたと述べておりました。今回の決定が、米を食べる側の消費者の意見は聴取すらされずになされたという、恐ろしいほどに消費者すなわち大多数の国民の声を無視したものであることに私は強く抗議をいたします。

さらに、国会はこれまで三度にわたり決議を行うなど、国民の主食であり、我が国農業の中核である米の問題について重大な関心を持って対応してまいりました。しかし、この問題の議論のため、与野党の要求により農林水産委員会が開催されたのは、三者合意がなされた日の翌日の半日のみであり、国会で十分な議論を行う時間的余裕すらありませんでした。これは国会軽視も甚だし、極めて遺憾であります。国民の食糧問題について、今まさに新しい農業基本法による議論が始められているのですから、その根幹をなす米の関税化については、その中で十分かつ慎重な議論を経ることが適切であつたと思われまふ。

次に、今回の関税化措置が実行されても、真の意味での食糧農業問題の解決には結びつかない点を指摘します。

今回、国民的議論を省略して関税化を導入しても、その後の関税措置等のあり方は次期WTO農業交渉の結果によることになるもので、将来に及んで具体的に確定した内容による措置が今ここで定まるものではありません。この点について、政府の姿勢も不明確であります。

その結果、農業従事者から見れば、米の高関税が絶対的に保証されたわけではなく、牛肉の輸入自由化がたつたように、関税が順次引き下げられ、国内の肉牛生産農家が大きな打撃をこうむったことの二の舞にならないかとの不安を解消することができません。また、消費者から見れば、今回の措置によつては実質的にその実態は一つ変わらないうこととなります。結局は、今回の関税化措置は、生産者、消費者が求める良質な米の安定供給という、米づくり農業のあるべき姿の構築に寄与するものではないということに帰着します。

最後に、ウルグアイ・ラウンド対策費との関連について指摘します。

ウルグアイ・ラウンドに対応するため、政府は六兆百億円もの巨費を投じて事業を展開してまいりましたが、これだけの規模を持った関連対策も、公共事業を主体とした従来型の事業内容とかわりばえせず、ほとんど効果を上げていないことであります。本対策事業はこれまでに三分の二程度が執行されているにもかかわらず、多くの稲作農家は基盤整備のための新たな負担金を課されるなどにより、以前にも増して厳しい経営を余儀なくされているのが実情であるとも言われております。こうした実情からすると、我が国農業の体質を強化するための具体的な政策が明確にされないまま、安易に関税化を認めるわけにはいかないものであります。

今回の米の関税化決定について、WTO交渉との兼ね合いや、国内、国際世論を勘案するならば、その基本を全否定しようというのではありませんが、右に述べたとおり、今回の関税化決定には反対せざるを得ません。

以上をもって反対の討論といたします。(拍手)

平成十一年三月三十一日 参議院會議録第十二号

国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案 特許法等の一部を改正する法律案 都市開発資金の貸付け
に関する法律等の一部を改正する法律案

○議長(斎藤十朗君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたします。

○議長(斎藤十朗君) 投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(斎藤十朗君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(斎藤十朗君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百三十四

賛成

百四十二

反対

九十二

よって、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(斎藤十朗君) 日程第九 国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長(報告)を求めます。国民福祉委員長尾辻秀久君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔尾辻秀久君登壇、拍手〕

○尾辻秀久君 ただいま議題となりました法律案につきまして、国民福祉委員会における審査の経

過と結果を御報告申し上げます。

国民年金の保険料の額につきましては、平成六年の国民年金法等の一部を改正する法律に基づいて、毎年度、平成六年度の価格で月額五百円ずつの引き上げと物価スライドが実施されることとなっております。これにより、平成十年度は月額一万三千三百円であり、平成十一年度は月額一万四千円となるのであります。

本法律案は、現下の社会経済情勢にかんがみ、平成十一年度以降の保険料の額を平成十年度と同額としようとするものであります。

委員会におきましては、保険料凍結の理由と期間、基礎年金の国庫負担の引き上げと税方式への移行の必要性、無年金障害者対策等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたします。

○議長(斎藤十朗君) 投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(斎藤十朗君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(斎藤十朗君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百三十九

賛成 百六十八

反対 七十一

よって、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(斎藤十朗君) 日程第一〇 特許法等の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。

まず、委員長(報告)を求めます。経済・産業委員長須藤良太郎君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔須藤良太郎君登壇、拍手〕

○須藤良太郎君 ただいま議題となりました法律案につきまして、経済・産業委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、特許出願の審査請求期間の短縮、特許権等の侵害に対する救済措置の拡充等により、権利の広く強く早い保護の実現を図るとともに、マドリッド協定議定書に加入するための国際商標登録出願に係る手続を整備し、あわせて特許料の引き下げ等を行うものであるとあります。

委員会におきましては、審査請求期間短縮への対応、商標制度の国際的課題、知的財産権に係る総合的取り組みの必要性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

しました。

なお、本改正案に対して、六項目の附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたします。

○議長(斎藤十朗君) 投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(斎藤十朗君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(斎藤十朗君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百三十七

賛成

二百三十七

反対

〇

よって、本案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(斎藤十朗君) 日程第一一 都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長(報告)を求めます。国土・環境委員長松谷善一郎君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔松谷蒼一郎君登壇、拍手〕

○松谷蒼一郎君 ただいま議題となりました法律案につきまして、国土・環境委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、民間事業者によって行われる都市の再開発を促進するため、市街地再開発事業等に対する都市開発資金の無利子貸付制度の創設、民間都市開発推進機構の土地取得業務に係る取得期限の延長、土地区画整理事業と市街地再開発事業の一体的施行制度の創設等、所要の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、都市開発関連四法の改正を一括提案した背景、再開発事業等における地方分権及び住民参加のあり方、民間都市開発推進機構の行う土地取得業務の現状と課題等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して緒方理事より反対の意見が述べられ、次いで採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して、附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(斎藤十朗君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(斎藤十朗君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百三十九

賛成 二百十七

反対 二十二

よって、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(斎藤十朗君) この際、日程に追加して、国立国会図書館法の一部を改正する法律案(衆議院提出)を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(斎藤十朗君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長長の報告を求めます。議院運営委員長岡野裕君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔岡野裕君登壇、拍手〕

○岡野裕君 ただいま議題となりました法律案につきまして、議院運営委員会における審査の経過と結果を報告申し上げます。

本法律案は、国立国会図書館における図書館サービス改善するため、他の図書館及び個人に頒布する印刷目録等に関する規定を整備いたしますとともに、児童書に関する図書館サービス

国際的な連携のもとに行う支部図書館として、新たに国際子ども図書館を置くこととするものであります。

委員会におきましては、審査の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上、報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(斎藤十朗君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(斎藤十朗君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百四十

賛成 二百三十八

反対 二

よって、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(斎藤十朗君) この際、参議院事務局職員定員規程の一部改正に関する件についてお諮りいたします。

議長は、本件につきまして議院運営委員会に諮りましたところ、議席に配付いたしました参議院

事務局職員定員規程の一部を改正する規程案のとおりとする旨の決定がございました。

〔議案は本号末尾に掲載〕

○議長(斎藤十朗君) 本規程案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(斎藤十朗君) 過半数と認めます。

よって、本規程案は可決されました。(拍手)

本日はこれにて散会いたします。

午前十時三十九分散会

出席者は左のとおり。

議長 高藤 十朗君
副議長 曾野 久光君

議員
弘友 和夫君 魚住裕一郎君
鶴保 庸介君 世耕 弘成君
岩本 莊太君 渡辺 孝男君
福本 潤一君 入澤 肇君
木村 仁君 山崎 力君
山本 保君 沢 たまき君
大森 礼子君 阿曾田 清君
亀井 郁夫君 水野 誠一君
加藤 修一君 高野 博師君
松 あきら君 益田 洋介君
高橋 令則君 月原 茂皓君
奥村 展三君 曾川 健二君
海野 義孝君 但馬 久美君
山下 栄一君 荒木 清寛君

平野 貞夫君	戸田 邦司君	尾辻 秀久君	吉川 芳男君	小川 敏夫君	藤井 俊男君	岩佐 惠美君	林 紀子君
松岡満壽男君	堂本 曉子君	坂野 重信君	中曾根弘文君	高嶋 良充君	本田 良一君	西山登紀子君	緒方 靖夫君
日笠 勝之君	風間 昶君	青木 幹雄君	龜谷 博昭君	松崎 俊久君	齋藤 勁君	大淵 絹子君	竹村 泰子君
木庭健太郎君	森本 晃司君	保坂 三蔵君	小山 孝雄君	平田 健二君	朝日 俊弘君	勝木 健司君	池田 幹幸君
田村 秀昭君	泉 信也君	阿部 正俊君	谷川 秀善君	和田 洋子君	前川 忠夫君	笠井 亮君	吉川 春子君
椎名 素夫君	田名部匡省君	仲道 俊哉君	日出 英輔君	伊藤 基隆君	小山 峰男君	山下 芳生君	測上 貞雄君
浜田卓二郎君	続 訓弘君	森下 博之君	森田 次夫君	小林 元君	石田 美栄君	山本 正和君	松前 達郎君
浜四津敏子君	白浜 一良君	森山 裕君	山内 俊夫君	直嶋 正行君	峰崎 直樹君	広中和歌子君	吉岡 吉典君
鶴岡 洋君	渡辺 秀央君	三浦 一水君	水島 裕君	江本 孟紀君	堀 利和君	市田 忠義君	橋本 敦君
星野 朋市君	扇 千景君	大野つや子君	中原 爽君	今井 澄君	長谷川 清君	立木 洋君	田 英夫君
脇 雅史君	山下 善彦君	平田 耕一君	林 芳正君	川橋 幸子君	佐藤 泰介君	村沢 牧君	梶原 敬義君
北岡 秀二君	武見 敬三君	金田 勝年君	松村 龍二君	奥石 東君	寺崎 昭久君	國務大臣	
中島 眞人君	岸 宏一君	鈴木 正孝君	塩崎 恭久君	今泉 昭君	藥科 満治君	法務大臣	陣内 孝雄君
久野 恒一君	佐藤 昭郎君	橋本 聖子君	長谷川道郎君	岡崎トミ子君	笹野 貞子君	大蔵大臣	宮澤 喜一君
齊藤 滋宣君	中川 義雄君	馳 浩君	畑 恵君	松田 岩夫君	山下八洲夫君	文部大臣	有馬 朗人君
佐々木知子君	加納 時男君	大島 慶久君	岡 利定君	江田 五月君	千葉 景子君	厚生大臣	宮下 創平君
岩城 光英君	阿南 一成君	太田 豊秋君	加藤 紀文君	北澤 俊美君	角田 義一君	農林水産大臣	中川 昭一君
市川 一朗君	岩永 浩美君	吉村剛太郎君	矢野 哲朗君	足立 良平君	本岡 昭次君	通商産業大臣	与謝野 馨君
鈴木 政二君	国井 正幸君	服部三男雄君	片山虎之助君	久保 巨君	吉田 之久君	建設大臣	関谷 勝嗣君
田浦 直君	田村 公平君	鴻池 祥肇君	松谷蒼一郎君	西川きよし君	小池 晃君	自治大臣	野田 毅君
常田 享許君	山本 一太君	清水嘉与子君	狩野 安君	宮本 岳志君	福島 瑞穂君	国家公安委員	
長峯 基君	岩井 國臣君	河本 英典君	野間 起君	海野 徹君	島袋 宗康君	自衛大臣	
上野 公成君	末広まきこ君	南野知恵子君	井上 裕君	畑野 君枝君	小泉 親司君	国務大臣	
釜本 邦茂君	景山俊太郎君	岩崎 純三君	村上 正邦君	照屋 寛徳君	大脇 雅子君	會議事項	
海老原義彦君	依田 智治君	倉田 寛之君	石井 道子君	小川 勝也君	石井 一二君	議長の報告事項	
溝手 顯正君	佐藤 泰三君	竹山 裕君	野沢 太三君	八田ひろ子君	富樫 練三君	去る二十四日議長において、次のとおり常任委員	
西田 吉宏君	鎌田 要人君	久世 公堯君	鹿熊 安正君	日下部徳代子君	谷本 巍君	の辞任を許可し、その補欠を指名した。	
須藤良太郎君	若林 正俊君	中村 敦夫君	木俣 佳文君	円より子君	佐藤 道夫君	総務委員	
成瀬 守重君	石渡 清元君	浅尾慶一郎君	内藤 正光君	大沢 辰美君	井上 美代君	辞任	補欠
岡野 裕君	上杉 光弘君	福山 哲郎君	岩瀬 良三君	阿部 幸代君	須藤美也子君	久野 恒一君	青木 幹雄君
有馬 朗人君	真鍋 賢二君	櫻井 充君	郡司 彰君	清水 澄子君	三重野栄子君	齊藤 滋宣君	矢野 哲朗君
陣内 孝雄君	井上 吉夫君	佐藤 雄平君	谷林 正昭君	柳田 稔君	築瀬 進君	木庭健太郎君	浜四津敏子君

議長の報告事項
去る二十四日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任
久野 恒一君
齊藤 滋宣君
木庭健太郎君

補欠
青木 幹雄君
矢野 哲朗君
浜四津敏子君

國務大臣

法務大臣 陣内 孝雄君
大蔵大臣 宮澤 喜一君
文部大臣 有馬 朗人君
厚生大臣 宮下 創平君
農林水産大臣 中川 昭一君
通商産業大臣 与謝野 馨君
建設大臣 関谷 勝嗣君
自治大臣 野田 毅君
国家公安委員
自衛大臣
国務大臣

外交・防衛委員

辞任

鹿熊 安正君
高橋紀世子君

補欠

森山 裕君
山崎 力君

財政・金融委員

辞任

岸 宏一君
林 紀子君

補欠

石川 弘君
笠井 亮君

文教・科学委員

辞任

笠井 亮君
筆坂 秀世君

補欠

林 紀子君
畑野 君枝君

国民福祉委員

辞任

青木 幹雄君

補欠

久野 恒一君

労働・社会政策委員

辞任

矢野 哲朗君
山崎 力君

補欠

斎藤 滋宣君
高橋紀世子君

農林水産委員

辞任

石川 弘君
浜四津敏子君

補欠

岸 宏一君
木庭健太郎君

交通・情報通信委員

辞任

森山 裕君
畑野 君枝君

補欠

鹿熊 安正君
筆坂 秀世君

国土・環境委員

辞任

阿曾田 清君

補欠

泉 信也君

予算委員

辞任

鴻池 祥肇君
石川 弘君

補欠

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

災害対策特別委員

辞任

谷林 正昭君
高嶋 良充君

補欠

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

農林水産委員会

理事 須藤美也子君 (須藤美也子君の補欠)

理事 鈴木 正孝君 (松谷蒼一郎君の補欠)

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(閣法第三六号)

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第一二号)

農林水産委員会に付託

不正競争防止法の一部を改正する法律案(閣法第八〇号)

訪問販売等に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律案(閣法第六五号)

経済・産業委員会に付託

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律案

租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案

有価証券取引税法及び取引所税法を廃止する法律案

関税定率法等の一部を改正する法律案

国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律及び多数国間投資保証機関への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案

電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案

奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律案

戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案

地方税法の一部を改正する法律案

地方交付税法等の一部を改正する法律案

地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律案

雇用・能力開発機構法案

恩給法等の一部を改正する法律案

中小企業経営革新支援法案

中小企業総合事業団法案

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

同日議員から次の質問主意書が提出された。

民間機及び民間船舶による武器・弾薬等の輸送に関する質問主意書(照屋寛徳君提出)

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

廃棄物最終処分場の安全性に関する質問主意書(中村敦夫君提出)

コンピュータ西暦二〇〇〇年問題への政府の対応に関する質問主意書(日笠勝之君提出)

川辺川ダム建設に関する再質問主意書(中村敦夫君提出)

同日本院は、北海道開発審議会委員に次の者を指名した旨内閣に通知した。

参議院議員 中川 義雄君

同日議長は、社会保障制度審議会委員に次の本院議員を推薦する旨内閣に通知した。

直嶋 正行君

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律

経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律

租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律

有価証券取引税法及び取引所税法を廃止する法律

関税定率法等の一部を改正する法律

国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律及び多数国間投資保証機関への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律

電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律

奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律

地方税法の一部を改正する法律

地方交付税法等の一部を改正する法律

地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律

雇用・能力開発機構法

恩給法等の一部を改正する法律

中小企業経営革新支援法

中小企業総合事業団法

同日国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

同日人事院総裁から、国家公務員法第百三条第九項の規定に基づく平成十年の営利企業への就職の承認に関する年次報告書を受領した。

去る二十五日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任

吉川 春子君

外交・防衛委員

辞任

立木 洋君

議院運営委員

辞任

三重野栄子君

補欠

立木

洋君

補欠

吉川

春子君

補欠

谷本

嶺君

去る二十六日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任

真鍋 賢二君

立木 洋君

法務委員

辞任

竹山 裕君

海野 徹君

外交・防衛委員

辞任

吉川 春子君

経済・産業委員

辞任

福山 哲郎君

同日衆議院から次の議案が提出された。よって議長は即日これを議院運営委員会に付託した。

国立国会図書館法の一部を改正する法律案(衆第一〇号)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

国際協力銀行法案(閣法第三二号)

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

農業者年金基金法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(閣法第八九号)

職業安定法等の一部を改正する法律案(閣法第九〇号)

平成十年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その一)

平成十年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その一)

平成十年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その一)

平成十年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その一)

平成十年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その一)

平成十年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その一)

平成十年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その一)

平成十年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その一)

平成十年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その一)

平成十年度特別会計予算総則第十三条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その一)

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。よって議長は即日これを議院運営委員会に付託した。

国立国会図書館法の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出(衆第一〇号))

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員小川勝也君提出資金管理団体等に関する質問に対する答弁書

参議院議員櫻井充君提出臓器移植等に伴う感染症予防対策に関する質問に対する答弁書

同日内閣から、地方分権推進法第八條第三項の規定に基づく地方財政の状況の報告を受領した。

同日内閣から、地方分権推進法第八條第三項の規定に基づく第二次地方分権推進計画の報告を受領した。

同日議長は、エスベランサ・アギーレ・ヒル・デ・ビエドゥマ・スベイン国上院議長より、同議長のスベイン国上院議長就任に際し發送した祝電に対する礼状を接受した。

一昨二十九日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任

岡 利定君

千葉 景子君

法務委員

辞任

井上 裕君

今井 澄君

補欠

千葉 景子君

今井 澄君

片山虎之助君

今井 澄君

今井 澄君

今井 澄君

今井 澄君

今井 澄君

今井 澄君

今井 澄君

今井 澄君

今井 澄君

福山 哲郎君 海野 徹君

辞任

佐々木知子君

森山 裕君

財政・金融委員

辞任

石川 弘君

岩井 國臣君

片山虎之助君

国民福祉委員

辞任

櫻井 充君

労働・社会政策委員

辞任

齊藤 滋宣君

経済・産業委員

辞任

加納 時男君

海野 徹君

交通・情報通信委員

辞任

山内 俊夫君

内藤 正光君

議院運営委員

辞任

谷本 嶺君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

行政監視委員会

理事 田名部匡省君(田名部匡省君の補欠)

理事 田名部匡省君(田名部匡省君の補欠)

理事 田名部匡省君(田名部匡省君の補欠)

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律案(閣法第九一號)

同日議長は、次の衆議院提出案を財政・金融委員会に付託した。

土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律案(衆第九號)

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(閣法第三號)

金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律案(第四百一十二回国会閣法第一一七號)

財政・金融委員会に付託

日本学術振興会法の一部を改正する法律案(閣法第二二號)

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

民間機及び民間船舶による武器・弾薬等の輸送に関する質問主意書(照屋寛徳君提出)

同日内閣から次の報告書を受領した。

第四百十三回国会参議院において採択された請願の処理経過

昨三十日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

法務委員

有馬 朗人君

閣法第四十二條第二項ただし書の規定によるもの

補欠 脇 雅史君

齊藤 滋宣君

井上 裕君

真鍋 賢二君

久野 恒一君

閣法第四十二條第二項ただし書の規定によるもの

閣法第三項の規定によるもの

海野 徹君

福山 哲郎君

外交・防衛委員

補欠

岩井 國臣君

佐々木知子君

加納 時男君

山下 善彦君

財政・金融委員

補欠

岡 利定君

片山虎之助君

佐々木知子君

岩井 國臣君

山内 俊夫君

石川 弘君

文教・科学委員

補欠

石田 美栄君

直嶋 正行君

本岡 昭次君

今井 澄君

農林水産委員

小川 敏夫君

北澤 俊美君

経済・産業委員

陳内 孝雄君

森田 次夫君

平田 健二君

加納 時男君

内藤 正光君

福山 哲郎君

海野 徹君

交通・情報通信委員

石川 弘君

山内 俊夫君

補欠

櫻井 充君

平田 健二君

国土・環境委員

山下 善彦君

森山 裕君

補欠

北澤 俊美君

小川 敏夫君

行政監視委員

脇 雅史君

有馬 朗人君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

法務委員会

理事 円 より子君 (海野徹君の補欠)

同日議長から次の議案が提出された。

小学校、中学校及び高等学校の学級規模の適正化の推進等に関する法律案(本岡昭次君外二名発議(参第一三三號))

同日委員長から次の報告書が提出された。

新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第一六號)審査報告書

同日委員長から次の報告書が提出された。

新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第一六號)審査報告書

同日委員長から次の報告書が提出された。

新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第一六號)審査報告書

同日委員長から次の報告書が提出された。

新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第一六號)審査報告書

同日委員長から次の報告書が提出された。

消防施設強化促進法の一部を改正する法律案(閣法第一七號)審査報告書

土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律案(衆第九號)審査報告書

国立学校設置法の一部を改正する法律案(閣法第二一號)審査報告書

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(閣法第三號)審査報告書

警察法の一部を改正する法律案(閣法第一八號)審査報告書

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第一一號)審査報告書

国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(閣法第二六號)審査報告書

特許法等の一部を改正する法律案(閣法第三〇號)審査報告書

日本学術振興会法の一部を改正する法律案(閣法第二二號)審査報告書

都市開発資金の貸付けに関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第一二號)審査報告書

同日内閣から、次の質問については、いずれも検討する必要がある、これに日時を要するため、それぞれ明示する期限までに答弁する旨の国会法第七十五條第二項後段の規定による各通知書を受領した。

参議院議員中村敦夫君提出廃棄物最終処分場の安全性に関する質問(答弁することができる期限 五月十二日)

参議院議員日笠勝之君提出コンピュータ西暦二〇〇〇年問題への政府の対応に関する質問(同 四月七日)

同日内閣から、次の質問については、いずれも検討する必要がある、これに日時を要するため、それぞれ明示する期限までに答弁する旨の国会法第七十五條第二項後段の規定による各通知書を受領した。

参議院議員中村敦夫君提出廃棄物最終処分場の安全性に関する質問(答弁することができる期限 五月十二日)

参議院議員日笠勝之君提出コンピュータ西暦二〇〇〇年問題への政府の対応に関する質問(同 四月七日)

平成十一年三月三十一日 参議院会議録第十一号

新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案 消防施設強化促進法の
一部を改正する法律案 警察法の一部を改正する法律案

一〇

参議院議員中村敦夫君提出川辺川ダム建設に關する再質問(同) 五月十九日)

本日委員長から次の報告書が提出された。

国立国会図書館法の一部を改正する法律案(衆第一〇号)審査報告書

本日内閣から、左記の者を衆議院議員選挙区画定審議会委員に任命したので、衆議院議員選挙区画定審議会設置法第六條第二項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(四月十日任期満了による再任) 荒尾 正浩
(同) 石川 忠雄
(同) 内田 満
(同) 大林 勝臣
(同) 大宅 映子
(同) 塩野 宏
(同) 味村 治

審査報告書

新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十一年三月三十日

地方行政・警察委員長 小山 峰男
参議院議長 齋藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、新東京国際空港周辺地域における道路、生活環境施設等の整備を促進するため、新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の有効期限の延長を行おうとするものであって、妥当な措置と認めらる。

一、費用

本法施行による平成十五年度までの国の増加補助額等は、約四十九億円と見込まれる。

新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三條により送付する。
平成十一年三月十七日

衆議院議長 伊藤宗一郎

参議院議長 齋藤 十朗殿

新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律

新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律(昭和四十五年法律第七号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成十一年三月三十一日」を「平

成十六年三月三十一日」に、「平成十一年度」を「平成十六年度」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

審査報告書

消防施設強化促進法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十一年三月三十日

地方行政・警察委員長 小山 峰男
参議院議長 齋藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、人口急増市町村における消防施設の整備を促進するため、これらの市町村の消防施設に係る国庫補助率の特例措置を、引き続き平成十五年度まで講じようとするものであって、妥当な措置と認めらる。

一、費用

本法施行に要する費用として、平成十一年度一般会計予算(自治省所管(消防庁))に増加補助額約一億二千万円が計上されている。

消防施設強化促進法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三條により送付する。

平成十一年三月十七日

衆議院議長 伊藤宗一郎
参議院議長 齋藤 十朗殿

消防施設強化促進法の一部を改正する法律案

消防施設強化促進法の一部を改正する法律案
消防施設強化促進法(昭和二十八年法律第八十七号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成十年度」を「平成十五年度」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

審査報告書

警察法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十一年三月三十日

地方行政・警察委員長 小山 峰男
参議院議長 齋藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、近年の情報化の進展に伴い増加している情報通信の技術を利用する犯罪等に効果的に対応するため警察庁情報通信局の所掌事務を改めるとともに、関東管区警察局長の移転に伴いその位置を改めようとするものであって、妥当な措置と認めらる。

一、費用

本法施行のため、平成十一年度一般会計予算(総理府所管(警察庁))において、行政機関の官署の移転に必要な経費として約四億千六百万円が計上されている。

警察法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成十一年三月十九日

衆議院議長 伊藤宗一郎

参議院議長 斎藤 十朗殿

警察法の一部を改正する法律案

警察法の一部を改正する法律案

警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。

第二十五条中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の解析その他情報通信の技術を利用する犯罪の取締りのための情報通信の技術に関すること。

第三十条第二項中「左の」を「次の」に改め、同項の表関東管区警察局の項中「東京都」を「大宮市」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三十条第二項の改正規定は、政令で定める日から施行する。

審査報告書

土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。

よって要領書を添えて報告する。

平成十一年三月三十日

財政・金融委員長 勝木 健司

参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における社会経済情勢等にかんがみ、土地の再評価を行うことができる期限を一年延長し、再評価差額金を税効果会計を用いて貸借対照表に計上することとするともに、公開会社について、再評価差額金をもってその株式を消却することができることとする等の措置を講ずるものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法律案施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一、資産の評価については、国際的な会計基準の動向等に留意しながら現行の評価原則の在り方について検討すること。

一、現下の経済状況に対応するため、企業の財務の健全性及び投資家等への情報開示の必要性からみて緊急的に行われている措置については、望ましい会計処理に移行するよう努力すること。

右決議する。

土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

平成十一年三月二十三日

衆議院議長 伊藤宗一郎

参議院議長 斎藤 十朗殿

土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律

土地の再評価に関する法律(平成十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第五条及び第六条中「二年」を「三年」に改める。

第七条中「再評価差額金」として、政令で定めるところにより、貸借対照表を「次項において「再評価差額」という。のうち法人税その他利益に

関連する金額を課税標準とする税金に相当する金額(以下、当該再評価を行った事業用土地の再評価額が当該事業用土地の再評価の直前の帳簿価額を上回る場合には「再評価に係る繰延税金負債の金額」と、当該再評価を行った事業用土地の再評価額が当該事業用土地の再評価の直前の帳簿価額を下回る場合には「再評価に係る繰延税金資産の金額」という。)を、当該再評価を行った事業用土地の再評価額の総額が当該事業用土地の再評価の直前の帳簿価額の総額を上回る場合には貸借対照表の負債の部に、当該再評価を行った事業用土地の再評価額の総額が当該事業用土地の再評価の直前の帳簿価額の総額を下回る場合には貸借対照表の資産の部に改め、同条に次の二項を加える。

2 前項の場合においては、再評価差額から再評価に係る繰延税金負債の金額を控除した金額又は再評価差額に再評価に係る繰延税金資産の金額を加えた金額を、再評価差額金として、貸借対照表の資本の部に計上しなければならない。

3 再評価に係る繰延税金負債の金額又は再評価に係る繰延税金資産の金額に異動が生ずる場合には、前項の規定により、再評価差額金を計上し直すものとする。

第七条の次に次の一条を加える。

第七条の二 第三条第一項第一号に掲げる法人である株式会社が前条の規定により再評価差額金を計上した場合において、当該株式会社についての利益の配当の限度額、商法第二百四条ノ三ノ二第五項(同法第二百四条ノ五において準用する場合を含む。)に規定する供託すべき額の限度額、同法第二百十條ノ二第三項に規定する株式の取得価額の総額の限度額、同法第二百十條ノ四第一項及び第二項の純資産額、同法第二百十二條ノ二第三項に規定する株式の取得価額の総額の限度額、同法第五項及び第六項の純資産額、同法第二百九十三條ノ五第一項の金銭の分配の限度額、同法第四項及び第五項の純資産額並びに株式の消却の手續に関する商法の特例に関する法律(平成九年法律第五十五号。以下「株式消却特例法」という。)第三条第五項に規定する株式の取得価額の総額の限度額及び株式消却特例法第三条の二第六項の純資産額を計算するときは、当該再評価差額金の額を控除する。

2 第三条第一項第一号に掲げる法人である相互会社(保険業法(平成七年法律第百五号)第二条第五項に規定する相互会社をいう。)が前条の規定により再評価差額金を計上した場合において、当該相互会社についての基金利息の支払の限度額及び基金の償却又は剰余金の分配の限度額を加えた金額を、再評価差額金として、貸借対照表の資本の部に計上しなければならない。

額を計算するときは、当該再評価差額金の額を控除する。

3 第三条第一項第二号から第八号までに掲げる法人が前条の規定により再評価差額金を計上した場合において、当該法人についての剰余金の配当の限度額を計算するときは、当該再評価差額金の額を控除する。

第八条第二項第一号中「減額した金額」の下に「当該減額した金額に対応する再評価に係る繰延税金負債の金額を除く。」を加える。

第八条の次に次の一条を加える。

(再評価差額金の取崩しの特例)

第八条の二 株式消却特例法第二条第五号に規定する公開会社は、定款をもって、経済情勢、当該会社の業務又は財産の状況その他の事情を勘案して特に必要があると認めるときは取締役会の決議により再評価差額金をもってその株式を買い受けて消却することができる旨を定めることができる。

2 前項の場合においては、前条第三項の規定にかかわらず、平成十三年三月三十一日までの間に限り、再評価差額金を取り崩し、これをもって株式を買い受けて消却することができる。

3 第一項の規定による再評価差額金をもってする株式の買受けについては、株式消却特例法第三条の二第二項から第六項まで、第四条から第六条まで、第八条及び第九条並びに商法第二百十二条ノ二第五項から第七項までの規定を準用する。この場合において、株式消却特例法第三条の二第三項中「資本準備金及び利益準備金の合計額から資本の四分の一に相当する額を控除した額」とあるのは「再評価差額金(土地の再評

価に関する法律(平成十年法律第三十四号)第七条の再評価差額金をいう。以下同じ。)の額から同法第三条第一項の規定による再評価を行った時の再評価差額金の額(同法第八条第一項又は第二項の規定により取り崩した再評価差額金があるときは、その額を控除した額。第五項において同じ。)の三分の一に相当する金額を控除した額」と、同条第五項中「資本準備金及び利益準備金の合計額から資本の四分の一に相当する額を控除した額」とあるのは「再評価差額金の額から土地の再評価に関する法律第三条第一項の規定による再評価を行った時の再評価差額金の額の三分の一に相当する金額を控除した額」と、株式消却特例法第六条第一項中「第三条第五項又は第三条の二第五項」とあるのは「土地の再評価に関する法律第八条の二第三項において読み替えて準用する第三条の二第五項」と読み替えるものとする。

4 第一項の決議による株式の消却による変更の登記の申請書には、再評価差額金の存在を証する書面を添付しなければならない。

5 第一項の規定による株式の買受けについては、証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二十四条の六第一項中「株式の消却の手續に関する商法の特例に関する法律(平成九年法律第五十五号)第三条第一項」とあるのは「株式の消却の手續に関する商法の特例に関する法律(平成九年法律第五十五号)第三十一条」と、同法第二十七條の二第二項第一号中「又は株式の消却の手續に関する商法の特例に関する法律第三

条第一項」とあるのは、「株式の消却の手續に関する商法の特例に関する法律第三条第一項又は土地の再評価に関する法律第八条の二第一項」と、同法第六十六條第二項第一号ハ中「若しくは株式の消却の手續に関する商法の特例に関する法律第三条」とあるのは、「株式の消却の手續に関する商法の特例に関する法律第三条若しくは土地の再評価に関する法律第八条の二」と、同条第六項第四号の二中「若しくは株式の消却の手續に関する商法の特例に関する法律第三条の規定」とあるのは、「株式の消却の手續に関する商法の特例に関する法律第八条の二の規定」と、株式の消却の手續に関する商法の特例に関する法律第三条第三項第一項に規定する取締役会の決議(同条第四項に規定する事項に係るものに限る。）」とあるのは「株式の消却の手續に関する商法の特例に関する法律第三条第一項に規定する取締役会の決議(同条第四項に規定する事項に係るものに限る。若しくは土地の再評価に関する法律第八条の二第二項において準用する株式の消却の手續に関する商法の特例に関する法律第三条の二第四項に規定する事項に係るものに限る。）」と読み替えて、これらの規定を適用する。

6 保険業(保険業法第一条第一項に規定する保険業をいう。)を営む株式会社が第一項の決議による株式の消却を行う場合における同法第十五条第一項の規定の適用については、同項中「若しくは株式の消却の手續に関する商法の特例に関する法律(平成九年法律第五十五号)第三条第

一項」とあるのは、「株式の消却の手續に関する商法の特例に関する法律(平成九年法律第五十五号)第三条第一項若しくは土地の再評価に関する法律(平成十年法律第三十四号)第八条の二第一項」とする。

第九条第二項中「前条第一項を」第八條第一項に改める。

第十一条第一項中「に係る再評価差額金の取崩し後」を「の売却等による処分の日以後最初に到来する決算期以後」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十一年三月三十一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十二年三月三十一日前に到来する決算期において、この法律による改正後の土地の再評価に関する法律第七条第一項に規定する再評価に係る繰延税金負債の金額及び同項に規定する再評価に係る繰延税金資産の金額を計算するための企業会計の基準を採用していない法人の当該決算期に係る再評価差額金については、この法律による改正前の土地の再評価に関する法律の規定を適用することができる。

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(株式の消却の手續に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第四条 株式の消却の手續に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律(平成十年法律第十一号)の一部を次のように改正する。

附則第五条に次の一項を加える。

3 土地の再評価に関する法律(平成十年法律第三十四号)第八条の二第三項の規定の適用については、新法第三条の二第二項から第六項までの規定及び新法第六条第一項の規定(新法第三条の二第五項に係る部分に限る。)は、第一項の時以後も、なおその効力を有する。

審査報告書

国立学校設置法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十一年三月三十日

文教・科学委員長 南野知恵子
参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、新潟大学医療技術短期大学部及び鳥取大学医療技術短期大学部を廃止するとともに、昭和四十八年度以後に設置された国立医科大学等に係る職員の定員を改めようとするものであり、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、平成十一年度国立学校特別会計予算に六千五百八十八万八千円が計上されている。

国立学校設置法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成十一年三月十二日

衆議院議長 伊藤宗一郎
参議院議長 斎藤 十朗殿

国立学校設置法の一部を改正する法律案
国立学校設置法(昭和二十四年法律第五十号)国立学校設置法(昭和二十四年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第三条の四第二項の表新潟大学医療技術短期大学部の項及び鳥取大学医療技術短期大学部の項を削る。

附則第三項中「三万九千五百九十九人」を「一万七千九百九十九人」に改める。

附 則

1 この法律の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三項の改正規定 平成十一年四月一日

二 第三条の四第二項の表の改正規定のうち鳥取大学医療技術短期大学部の項を削る部分及び次項の規定 平成十四年四月一日

三 第三条の四第二項の表の改正規定(鳥取大学医療技術短期大学部の項を削る部分を除く。)及び附則第三項の規定 平成十五年四月一日

(鳥取大学医療技術短期大学部の存続に関する経過措置)

2 鳥取大学医療技術短期大学部は、改正後の第三条の四第二項の規定にかかわらず、平成十四年三月三十一日に当該短期大学部に在学する者が当該短期大学部に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

(新潟大学医療技術短期大学部の存続に関する経過措置)

3 新潟大学医療技術短期大学部は、改正後の第三条の四第二項の規定にかかわらず、平成十五年三月三十一日に当該短期大学部に在学する者が当該短期大学部に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

審査報告書

日本学術振興会法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十一年三月三十日

文教・科学委員長 南野知恵子
参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、学術の進展に寄与するため、科学研究費補助金を研究者に交付する業務を日本学術振興会ができるようにするとともに、余裕金の運用の方法として、文部大臣の指定する金融機関への預金を追加する等の措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行に要する経費として、平成十一年度一般会計予算に四億三百万円が計上されている。

附帯決議

政府は、学術研究が人類の普遍的な知的創造活動であって、その応用や技術化を通じて人類社会の発展の基盤を形成するものであることを十分認識し、本法施行に当たり、次の事項について、配慮すべきである。

一、科学技術創造立国を目指す我が国にとって、広く学術研究の振興を図ることが最重要課題であることに鑑み、科学研究費の充実・拡充に今後とも一層努めること。

二、科学研究費補助金の効率的・効果的であり適切な配分等を図るため、その交付申請に係る審査に当たっては、透明性を確保するとともに、研究者に必要な情報の公開に努めること。

三、日本学術振興会が新たに行う科学研究費補助金交付業務の執行に当たっては、同振興会の事務処理体制の整備・充実に努めるとともに、その運用の改善に努めること。

日本学術振興会法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。
平成十一年三月十九日

衆議院議長 伊藤宗一郎
参議院議長 斎藤 十朗殿

日本学術振興会法の一部を改正する法律案
日本学術振興会法の一部を改正する法律案
日本学術振興会法(昭和四十二年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

第二十条第二項中「前項各号に掲げる」を「前二項に規定する」に、「行なう」を「行う」に改め、同

平成十一年三月三十一日 参議院會議録第十一号

日本學術振興會法の一部を改正する法律案
定に關する法律等の一部を改正する法律案

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

主要食糧の需給及び価格の安

一四

項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 振興會は、前項に規定する業務のほか、第一條の目的を達成するため、研究活動及びその成果の公開に必要な経費に対する国の補助金で予算で定めるものの交付を受け、これを財源として、研究者に対し、補助金を交付する業務を行うことができる。

第二十條の二の次に次の一條を加える。

(補助金の交付の決定の取消し及び返還等)

第二十條の三 補助金等に係る予算の執行の適正化に關する法律(昭和三十年法律第七十九号)

第十條第一項、第二項及び第四項、第十七條第一項、第三項及び第四項、第十八條第一項及び第二項、第十九條から第二十一條の二まで並びに第二十四條の二の規定は、第二十條第二項の規定により振興會が交付する補助金について準用する。この場合において、同法第十條第一項及び第二項、第十七條第一項、第十八條第一項及び第二項、第十九條第三項、第二十條、第二十一條第一項、第二十一條の二並びに第二十四條の二の二の「各省各庁の長」とあるのは「日本學術振興會の會長」と、同法第十九條第一項及び第二項中「国」とあるのは「日本學術振興會」と読み替へるものとする。

第二十八條第二号中「銀行」を「銀行その他文部大臣の指定する金融機関」に改める。

第三十七條第四号中「第二十八條第一号」を「第二十八條第一号又は第二号」に改める。

第三十八條中「二十万円」を「三十万円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。

(罰則に關する経過措置)

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(印紙税法の一部改正)

3 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第二日本開發銀行の項の次に次のように加える。

日本學術振興會
日本學術振興會法(昭和四十二年法律第一十三号)

別表第三日本學術振興會法(昭和四十二年法律第二十三号)第二十條第一項第三号(業務の範圍)の業務に關する文書の項を削る。

審査報告書

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成十一年三月三十日

法務委員長 荒木 清寛

参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員會の決定の理由
本法律案は、下級裁判所における事件の適正迅速な処理を図るため、裁判所の職員の定員を改め、その員数を増加しようとするものであつて、

て、妥當な措置と認める。

なお、別紙の附帶決議を行った。

一、費用

本法施行に伴う経費として、平成十一年度一般會計予算に三億九千七百八十三万円が計上されている。

附帶決議

政府並びに最高裁判所は、近年、急増する民事事件の適正・迅速な処理を図るとともに事前規制型社會の轉換等、社會經濟情勢の著しい變化に伴う各種紛争事件の増加と複雑多様化に対応するため、裁判官及びその他の裁判所職員を大幅に増員し、併せて裁判所の物的態勢を拡充・整備することに格段の努力をすべきである。

右決議する。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三條により送付する。

平成十一年三月二十三日

衆議院議長 伊藤宗一郎

参議院議長 斎藤 十朗殿

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

裁判所職員定員法(昭和二十六年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第一條の表中「六九九人」を「七二九人」に改める。

第二條中「二千六百十三人」を「二千六百三十二人」に改める。

附 則

この法律は、平成十一年四月一日から施行する。

審査報告書

主要食糧の需給及び価格の安定に關する法律等の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成十一年三月三十日

農林水産委員長 野間 赳

参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員會の決定の理由
本法律案は、米穀等についての関稅措置への切換えに伴い、輸出入の許可制の廢止、輸入に係る納付金制度の創設等の措置を講ずるとともに、關稅率の設定等を行おうとするものであつて、おおよね妥當な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、特に費用を要しない。

主要食糧の需給及び価格の安定に關する法律等の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三條により送付する。

平成十一年三月十七日

衆議院議長 伊藤宗一郎

参議院議長 斎藤 十朗殿

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律等の一部を改正する法律案

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律等の一部を改正する法律

(主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部改正)

第一条 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成六年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三節 政府の買入れ及び売渡し等(第五十九条 第六十五条)」を「第三節 政府の買入れ及び売渡し(第五十九条 第六十五条)」に改める。

「第三節 政府の買入れ及び売渡し等」を「第三節 政府の買入れ及び売渡し」に改める。

第六十条第一項中「次項、第六十二条及び第六十三条を、以下この章に改める。

第六十一条第八項中「又は第六十五条第二項の場合における買入れ」を削る。

第六十五条を次のように改める。

(米穀等の輸入)
第六十五条 米穀等の輸入(関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第二条に定める輸入をいう。以下この項及び第七十条第一項において同じ。)を行おうとする者は、国際約束に従って農林水産大臣が定めて告示する額に、当該輸入に係る米穀等の数量を乗じて得た額を、政府に納付しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 第六十条第二項の規定による政府の委託を受けて輸入する場合

二 第六十二条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等を輸入する場合

三 国内の需給及び価格の安定に悪影響を及ぼすおそれのないものとして政令で定める米穀等を輸入する場合

二 前項の納付金の受領は、関税法第七十条第一項の許可、承認等とみなす。

三 第一項の納付金の納付手続その他納付金に関し必要な事項は、政令で定める。

第二章第三節中第六十五条の次に次の二条を加える。

(米穀の輸入数量の届出)

第六十五条の二 前条第一項第三号に規定する米穀等のうち政令で定める米穀の輸入を行おうとする者は、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、当該輸入に係る数量を農林水産大臣に届け出なければならない。

(米穀の輸出数量の届出)

第六十五条の三 米穀の輸出を行おうとする者は、次に掲げる場合を除き、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、当該輸出に係る数量を農林水産大臣に届け出なければならない。

一 第六十三条第二項において準用する第六十条第二項の規定による政府の委託を受けて輸出する場合

二 国内の需給及び価格の安定に悪影響を及ぼすおそれのないものとして政令で定める米穀を輸出する場合

第六十四条の次に次の節名を付する。

第四節 政府以外の者の行う輸入及び輸出

第七十条第一項中(関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第二条に定める輸入をいう。以下この項において同じ。)を削り、同条第二項を次のように改める。

2 第六十五条第二項及び第三項の規定は、前項の納付金について準用する。

第七十条第三項を削る。

第八十五条中第二号を削り、第三号を第二号とする。

第九十二条第二号中「又は第十三条を、第十三条に、」の規定を、第六十五条の二又は第六十五条の三の規定に改める。

(関税定率法の一部改正)

第二条 関税定率法(明治四十三年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一〇・〇六項中「一五%を、一キログラムにつき四〇・二円」に改める。

別表第二一〇・二・三〇号及び第一一〇・三・一四号中「二五%を、一キログラムにつき四四・二円」に改める。

別表第二一〇・三・二九号中

二 とうもろこし又は米のもの

(一) とうもろこしのもの

(二) 米のもの

二 とうもろこし又は米のもの

(一) とうもろこしのもの

(二) 米のもの

二 とうもろこし又は米のもの

(一) とうもろこしのもの

(二) 米のもの

二 とうもろこし又は米のもの

(一) とうもろこしのもの

(二) 米のもの

二 とうもろこし又は米のもの

(一) とうもろこしのもの

(二) 米のもの

二 とうもろこし又は米のもの

(一) とうもろこしのもの

(二) 米のもの

二 とうもろこし又は米のもの

(一) とうもろこしのもの

(二) 米のもの

二 とうもろこし又は米のもの

(一) とうもろこしのもの

(二) 米のもの

二 とうもろこし又は米のもの

(一) とうもろこしのもの

(二) 米のもの

(二) 米菓生地(育児食用又は食餌療法用のものを除く。)

一キログラムにつき四
四二円 に改め

る。

別表第一九〇一・九〇号中

A 米産品、小麦産品(ライ小麦産品を含む。)、大麦産品(裸麦産品を含む。)、及びでん粉のうち、米産品が最大の重量を占めるもの

(a) 砂糖を加えたもの

(b) その他のもの

米産品、小麦産品(ライ小麦産品を含む。)、大麦産品(裸麦産品を含む。)、及びでん粉のうち、米産品が最大の重量を占めるもの

三五%
二五%

を

一キログラムにつき四
四二円

に、

(二) もち、だんごその他これらに類する米産品(育児食用又は食餌療法用のものを除く。)

A 砂糖を加えたもの

B その他のもの

(三) もち、だんごその他これらに類する米産品(育児食用又は食餌療法用のものを除く。)

一キログラムにつき四
四二円 に改め

別表第一九〇四・一〇号及び第一九〇四・二〇号中「二〇%」を「一キログラムにつき四〇二円」に改める。

別表第一九〇四・九〇号中

一米のもの

一米のもの

一キログラムにつき四
〇二円 に改める。

A 米の含有量が全重量の三〇%を超えるもの

(a) 砂糖を加えたもの

(b) その他のもの

A 米の含有量が全重量の三〇%を超えるもの

一キログラムにつき四
〇二円 に改める。

(関税暫定措置法の一部改正)

第三条 関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

第七條の三第二項第三号の次に次の一号を加える。

三の二 関税率法別表第一〇〇六・一〇号、第一〇〇六・二〇号、第一〇〇六・三〇号及び第一〇〇六・四〇号に掲げる米、同表第一一〇二・三〇号に掲げる米粉、同表第一一〇三・一四号及び第一一〇三・二九号の二の(二)に掲げるひき割り穀物等、同表第一一〇四・一九号の二の

(二)及び第一一〇四・二九号の二に掲げる加工穀物、同表第一九〇一・二〇号の二の(二)のA及び(三)並びに第一九〇一・九〇号の二の(二)のA及び(三)に掲げる穀物等の調製食料品、同表第一九〇四・一〇号の二の(二)のA及び第一九〇四・二〇号の二の(二)のAに掲げる調製食料品のうち、政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第六十條の規定により輸入するもの、同法第六十二條の規定による連名に於て政府の買入れ及び売渡に係る米穀等として輸入されるもの、同法第六十五條第一項第三号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより政府が貸付けを行つた米穀(これに準ずるものとして政令で定めるものを含む)の返還に係るもの

別表第一一〇・〇六項を次のように改める。

一〇・〇六

一〇・〇六・一〇

米

もみのうち

政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第六〇條の規定により平成一三年三月三十一日までに輸入するもの、同法第六二條の規定による連名に於て政府の買入れ及び売渡に係る米穀等として平成一三年三月三十一日までに輸入されるもの、同法第六五條第一項第三号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより政府が貸付けを行つた米穀(これに準ずるものとして政令で定めるものを含む)の返還に係るものとして平成一三年三月三十一日までに輸入されるもの

玄米のうち

政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第六〇條の規定により平成一三年三月三十一日までに輸入するもの、同法第六二條の規定による連名に於て政府の買入れ及び売渡に係る米穀等として平成一三年三月三十一日までに輸入されるもの、同法第六五條第一項第三号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより政府が貸付けを行つた米穀(これに準ずるものとして政令で定めるものを含む)の返還に係るものとして平成一三年三月三十一日までに輸入されるもの

精米(研磨してあるかないかはつや出ししてあるかないかを問わない)のうち

政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第六〇條の規定により平成一三年三月三十一日までに輸入するもの、同法第六二條の規定による連名に於て政府の買入れ及び売渡に係る米穀等として平成一三年三月三十一日までに輸入されるもの、同法第六五條第一項第三号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより政府が貸付けを行つた米穀(これに準ずるものとして政令で定めるものを含む)の返還に係るものとして平成一三年三月三十一日までに輸入されるもの

無税

無税

一〇六・四〇

もの並びに同法第七二条第一項の規定により政府が貸付けを行つた米穀（これに準ずるものとして政府が定めるものを含む）の返還に係るもので平成十三年三月三十一日までに輸入されるもの

無税

別表第一 一〇二・三〇

米粉のうち

政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第六〇条の規定により平成十三年三月三十一日までに輸入するもの、同法第六二条の規定による連名による輸入に準じて行つた政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として平成十三年三月三十一日までに輸入されるもの、同法第六五条第一項第三号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて平成十三年三月三十一日までに輸入されるもの、同法第七二条第一項の規定により政府が貸付けを行つた米穀（これに準ずるものとして政府が定めるものを含む）の返還に係るもので平成十三年三月三十一日までに輸入されるもの

無税

別表第一 一〇三・二四

米のもののうち

政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第六〇条の規定により平成十三年三月三十一日までに輸入するもの、同法第六二条の規定による連名による輸入に準じて行つた政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として平成十三年三月三十一日までに輸入されるもの、同法第六五条第一項第三号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて平成十三年三月三十一日までに輸入されるもの

二五%

別表第一 一〇三・二九号中

その他の穀物のもの

その他の穀物のもの
二 とうもろこし又は米のもの
（一）米のもののうち

を

政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第六〇条の規定により平成十三年三月三十一日までに輸入するもの、同法第六二条の規定による連名による輸入に準じて行つた政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として平成十三年三月三十一日までに輸入されるもの、同法第六五条第一項第三号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて平成十三年三月三十一日までに輸入されるもの

に改める。

二五%

別表第一 一〇四・一九

その他の穀物のもの

に係る米穀等として平成十三年三月三十一日までに輸入されるもの並びに同法第六五条第一項第三号に規定する政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて平成十三年三月三十一日までに輸入されるもの

二五%

（一）小麦又はライ小麦のもの

政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第六七条の規定により平成十三年三月三十一日までに輸入するもの及び同法第七〇条第一項ただし書に規定する政令で定める小麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて平成十三年三月三十一日までに輸入されるもの

二五%

（二）ライ小麦のもの

政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第六七条の規定により平成十三年三月三十一日までに輸入するもの及び同法第七〇条第一項ただし書に規定する政令で定める小麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて平成十三年三月三十一日までに輸入されるもの

二〇%

（一）米のもののうち

政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第六〇条の規定により平成十三年三月三十一日までに輸入するもの、同法第六二条の規定による連名による輸入に準じて行つた政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として平成十三年三月三十一日までに輸入されるもの、同法第六五条第一項第三号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて平成十三年三月三十一日までに輸入されるもの

二五%

別表第一 一〇四・二九

その他の穀物のもの

（一）小麦又はライ小麦のもの

政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第六七条の規定により平成十三年三月三十一日までに輸入するもの及び同法第七〇条第一項ただし書に規定する政令で定める小麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて平成十三年三月三十一日までに輸入されるもの

(2) ライ小麦のもの

農林水産大臣の証明を受けて平成十三年三月三十一日までに輸入されるもの
政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第六〇条の規定により平成十三年三月三十一日までに輸入するもの及び同法第七〇条第一項ただし書に規定する政令で定める農林水産大臣の証明を受けて平成十三年三月三十一日までに輸入されるもの

二 米のもの

政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第六〇条の規定により平成十三年三月三十一日までに輸入するもの、同法第六二条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しの申込みに係る米穀等として平成十三年三月三十一日までに輸入されるもの、同法第六五条第一項第三号に規定する政令で定める農林水産大臣の証明を受けて平成十三年三月三十一日までに輸入されるもの

別表第一一九〇一・二〇号中

A 米産品、小麦産品(ライ小麦産品を含む)、大麦産品(裸麦産品を含む)及びでん粉のうち、米産品が最大の重量を占めるもの
(a) 砂糖を加えたもの
(b) その他のもの

二四％
一六％
を

(二) 米菓生地(育児食用又は食餌療法のものを除く。)

A 砂糖を加えたもの

(三) 米菓生地(育児食用又は食餌療法のものを除く。)

政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第六〇条の規定により平成十三年三月三十一日までに輸入するもの、同法第六二条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しの申込みに係る米穀等として平成十三年三月三十一日までに輸入されるもの、同法第六五条第一項第三号に規定する政令で定める農林水産大臣の証明を受けて平成十三年三月三十一日までに輸入されるもの

改める。

別表第一一九〇一・九〇号中

A 米産品、小麦産品(ライ小麦産品を含む)、大麦産品(裸麦産品を含む)及びでん粉のうち、米産品が最大の重量を占めるもの
(a) 砂糖を加えたもの
(b) その他のもの

二四％
一六％
を

(二) もち、だんごその他これらに類する米産品(育児食用又は食餌療法のものを除く。)

A 砂糖を加えたもの

(1) しよ糖の含有量が全重量の一五％以下のもの

(2) その他のもの

B その他のもの

(三) もち、だんごその他これらに類する米産品(育児食用又は食餌療法のものを除く。)

(1) 米の含有量が全重量の三〇％以下のもの

(i) 砂糖を加えたもの

1 しよ糖の含有量が全重量の一五％以下のもの

2 その他のもの

(ii) その他のもの

(2) その他のもの

政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第六〇条の規定により平成十三年三月三十一日までに輸入するもの、同法第六二条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しの申込みに係る米穀等として平成十三年三月三十一日までに輸入されるもの、同法第六五条第一項第三号に規定する政令で定める農林水産大臣の証明を受けて平成十三年三月三十一日までに輸入されるもの

改める。

別表第一一九〇四・一〇号及び第一一九〇四・二〇号中

(一) 米のもの

二五％

二四％
二八％
一六％
を

二四％
二五％
一六％
に

二五％
に

別表第一一九〇四・九〇号中

その他のもの

その他のもの

一 米のもの

(1) 米の含有量が全重量の三〇%以下のもの
(2) その他のもののうち

—
五
%

を

政府が主要食糧の需給及び価格の安定に關する法律第六〇条の規定により平成三年三月一日までに輸入するもの、同法第六二条の規定による連名による申込みに応じて行ふ政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として平成一

に改める。

一九・二%
を

(H) 米のものうち

政府が主要食糧の需給及び価格
の安定に関する法律第三〇条の
規定により輸入するもの、同法第
二条の規定による道府県の買入
申込みに規定を行う連名の買入
六条及び売渡しに係る米穀等とし
れ及び平成三年三月三十一日までに
輸入されるもの並びに同法第六
五条第一項第三号に規定する政
令で定めるところの米穀等のうち水産大
臣の証明を受けて平成三年三月
月三十一日までに輸入されるもの

九.
二
%

に改める。

別表第一第二〇六・九〇号中

を

A 米の含有量が全重量の三〇%を超えるものうち

三年三月三十一日までに輸入されるもの並びに同法第六十五條第一項第三号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて平成一三年三月三十一日までに輸入されるもの

五%

(a) 砂糖を加えたもののうち

しよ糖の含有量が全重量の五〇%未満のもの（おたねにんじん又はそのエキスを含有する飲料のもと及びビタミンをもとした栄養補助食品を除く）。

に改める。

別表第一の三第一〇・〇三項の次に次の一項を加える。

一〇六

一〇六・一〇

もみのうち

別表第一一〇〇六・一〇号に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの

106.10

玄米のうち

別表第一第一〇〇六・二〇号に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの

106.30

精米（研磨してあるかないか又はつや出ししてあるかないかを問わない）のうち

別表第一一〇〇六・三〇号に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの

106.40

碎米のうち

別表第一第一一〇六・四〇号に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの

別表第一の三第二一〇二・九〇号の前に次の一号を加える。

一一〇二・三〇

米粉のうち

別表第一第一一〇二・三〇号に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの

別表第一の三第二一〇三・二一號の次に次の一号を加える。

一一〇三・一四

米のもののうち
別表第一第一一〇三・一四号に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの

別表第一の三第二一〇三・二九号を次のように改める。

一一〇三・二九

その他の穀物のもの
二 とうもろこし又は米のもの
(一) 米のもののうち

別表第一第一一〇三・二九号の二の(一)に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの

三 大麦又は裸麦のもののうち

別表第一第一一〇三・二九号の三に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの

四 ライ小麦のもののうち

別表第一第一一〇三・二九号の四に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの

別表第一の三第二一〇四・一九号を次のように改める。

一一〇四・一九

その他の穀物のもの
一 小麦又はライ小麦のもののうち
別表第一第一一〇四・一九号の一に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの

二 とうもろこし又は米のもの
(一) 米のもののうち

別表第一第一一〇四・一九号の二の(一)に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの

一キログラムにつき
五九円一七
一キログラムにつき
四九円

一キログラムにつき
六五円一七
一キログラムにつき
五四円

一キログラムにつき
六五円一七
一キログラムにつき
五四円

一キログラムにつき
六五円一七
一キログラムにつき
五四円

一キログラムにつき
二八円一七
一キログラムにつき
二七円四〇

一キログラムにつき
三二円三三
一キログラムにつき
三一円四〇

一キログラムにつき
五九円一七
一キログラムにつき
四九円

一キログラムにつき
三二円二三

一キログラムにつき
三〇円四七

一キログラムにつき
二九円七〇

一キログラムにつき
二八円九三

一キログラムにつき
二八円一七

一キログラムにつき
二七円四〇

一キログラムにつき
三六円七銭

一キログラムにつき
三五円一三

一キログラムにつき
三四円一〇

一キログラムにつき
三三円二七

一キログラムにつき
三二円三三

一キログラムにつき
三一円四〇

別表第一の三第二一〇四・二九号を次のように改める。

一一〇四・二九

その他の穀物のもの

一 小麦又はライ小麦のもののうち

別表第一第一一〇四・二九号の一に掲げる税率の適用を受けるものの以外のもの

二 米のもののうち

別表第一第一一〇四・二九号の二に掲げる税率の適用を受けるものの以外のもの

別表第一の三第二一九・〇一項を次のように改める。

一九・〇一

麦芽エキス並びに穀粉、ミール、でん粉又は麦芽エキスの調製食料品(コリアを含むもの)にあつては完全脱脂したコリアとして計算したコリアの含有量が全重量の四〇%未満のものに限るものとす。他の項に該当するものを除く。及び第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品(コリアを含むもの)にあつては完全脱脂したコリアとして計算したコリアの含有量が全重量の五%未満のものに限るものとす。他の項に該当するものを除く。

一九〇一・二〇

第一九・〇五項のベーカー製食品製造用の混合物及び練り生地

一 穀粉、ミール又はでん粉の調製食料品(米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはベレット又はでん粉の粉、ひき割りしたもの、これらの物品の含有量の合計が全重量の八五%を超えるものに限るものとす。ケーキミックス及び育児食用又は食餌療法の用をのものを除く)、米菓生地(育児食用又は食餌療法の用をのものを除く)及び第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品(ミールの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上のものに限る。)

(二) 米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはベレット又はでん粉の粉、ひき割りしたもの、これらの物品の含有量の合計が全重量の八五%を超えるもの(ケーキミックス及び育児食用又は食餌療法の用をのものを除く。)

A 米産品、小麦産品(ライ小麦産品を含む)、大麦産品(裸麦産品を含む)及びでん粉のうち、米産品が最大の重量を占めるもののうち

別表第一第一一九〇一・二〇号の一の(二)のAに掲げる税率の適用を受けるものの以外のもの

B 米産品、小麦産品(ライ小麦産品を含む)、大麦産品(裸麦産品を含む)及びでん粉のうち、小麦産品(ライ小麦産品を含む)が最大の重量を占めるもののうち

別表第一第一一九〇一・二〇号の一の(二)のBに掲げる

一キログラムにつき三二円二三銭

一キログラムにつき三〇円四七銭

一キログラムにつき二九円七〇銭

一キログラムにつき二八円九三銭

一キログラムにつき二八円一七銭

一キログラムにつき二七円四〇銭

一キログラムにつき五九円一七銭

一キログラムにつき四九円

一キログラムにつき六五円一七銭

一キログラムにつき五四円

税率の適用を受けるもの以外のもの

C 米産品、小麦産品(ライ小麦産品を含む)、大麦産品(裸麦産品を含む)及びでん粉のうち、大麦産品(裸麦産品を含む)が最大の重量を占めるものうち

別表第一一九〇一・二〇号の(一)の(二)のCに掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの

D 米産品、小麦産品(ライ小麦産品を含む)、大麦産品(裸麦産品を含む)及びでん粉のうち、でん粉が最大の重量を占めるもの

(a) 小麦でん粉を含有するものうち

別表第一一九〇一・二〇号の(一)のDの(a)に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの

(三) 米菓生地(育児食用又は食餌療法用のものを除く)のうち

別表第一一九〇一・二〇号の(一)の(三)に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの

一九〇一・九〇

その他のもの

一 穀粉、ミール又はでん粉の調製食品(米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の粉、ひき割りしたもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の八五%を超えるものに限るものとし、ケーキミックス及び育児食用又は食餌療法用のものを除く)、第〇四・〇一から第〇四・〇四までの物品の調製食品(ミール、天然の組成成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上のものに限り、及びもち、だんごその他これらに類する米産品(育児食用又は食餌療法用のものを除く))

(二) 米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の粉、ひき割りしたものを調製食品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の八五%を超えるもの(ケーキミックス及び育児食用又は食餌療法用のものを除く)

A 米産品、小麦産品(ライ小麦産品を含む)、大麦産品(裸麦産品を含む)及びでん粉のうち、米産品が最大の重量を占めるものうち

別表第一一九〇一・九〇号の(一)のAに掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの

B 米産品、小麦産品(ライ小麦産品を含む)、大麦産品(裸麦産品を含む)及びでん粉のうち、小麦産品(ライ

一キログラムにつき三二円二角三
一キログラムにつき三〇円四角七
一キログラムにつき二九円七角〇
一キログラムにつき二八円九角三
一キログラムにつき二八円一角七
一キログラムにつき二七円四角〇

一キログラムにつき三六円
一キログラムにつき三五円
一キログラムにつき三四円
一キログラムにつき三三円
一キログラムにつき三二円
一キログラムにつき三二円

一キログラムにつき三九円九角〇
一キログラムにつき三八円八角〇
一キログラムにつき三七円七角〇
一キログラムにつき三六円六角〇
一キログラムにつき三五円五角〇
一キログラムにつき三四円四角〇

一キログラムにつき六五円一角七
一キログラムにつき五四円

一キログラムにつき六五円一角七
一キログラムにつき五四円

別表第一の三第二九・〇四項を次のように改める。 一九・〇四 一九〇四・一〇	
穀物又は穀物産品を膨脹させて又はいつて得た調製食料品(例えば、コーンフレーク並びに粒状又はフレーク状の穀物)とうもろこしを除く。及びその他の加工穀物(粉及びミールを除く)であらうかじめ加熱による調理その他の調製をしたもの(他の項に該当するものを除く) 穀物又は穀物産品を膨脹させて又はいつて得た調製食料品 二 米、小麦(ライ小麦を含む)又は大麦(裸麦を含む)のいずれかを単に膨脹させて又はいつて得た物品の含有量が全重量の五〇%以上の調製食料品 (一) 米のものうち 別表第一一九〇四・一〇号の二の(一)に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの (二) 小麦(ライ小麦を含む)のものうち 別表第一一九〇四・一〇号の二の(二)に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの	小麦産品を含む。が最大の重量を占めるものうち 別表第一一九〇一・九〇号の二の(二)のBに掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの C 米産品、小麦産品(ライ小麦産品を含む)、大麦産品(裸麦産品を含む)及びでん粉のうち、大麦産品(裸麦産品を含む)が最大の重量を占めるものうち 別表第一一九〇一・九〇号の二の(二)のCに掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの D 米産品、小麦産品(ライ小麦産品を含む)、大麦産品(裸麦産品を含む)及びでん粉のうち、でん粉が最大の重量を占めるもの (a) 小麦でん粉を含有するものうち 別表第一一九〇一・九〇号の二の(二)のDの(a)に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの (二) もち、だんごその他これらに類する米産品(育児食用又は食餌療法用のものを除く)のうち 別表第一一九〇一・九〇号の二の(二)に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの
一キログラムにつき三〇円二〇銭	一キログラムにつき三二円二三銭
一キログラムにつき二九円四〇銭	一キログラムにつき三〇円四七銭
一キログラムにつき二八円六〇銭	一キログラムにつき二九円七〇銭
一キログラムにつき二七円八〇銭	一キログラムにつき二八円九三銭
一キログラムにつき二七円	一キログラムにつき二八円一七銭
一キログラムにつき二六円二〇銭	一キログラムにつき二七円四〇銭

一九〇四・二〇	(一) 大麦(裸麦を含む。)のものうち 別表第一一九〇四・一〇号の二の(三)に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの	一キログラムにつき三〇円二七	一キログラムにつき二九円五三	一キログラムにつき二八円八〇	一キログラムにつき二八円七銭	一キログラムにつき二七円三三	一キログラムにつき二六円六〇
一九〇四・二〇	二 米、小麦(ライ小麦を含む。)又は大麦(裸麦を含む。)のいずれかを単に膨脹させて得た物品の含有量が全重量の五〇%以上の調製食料品 (一) 米のものうち 別表第一一九〇四・二〇号の二の(一)に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの					一キログラムにつき二七円	一キログラムにつき二六円二〇
一九〇四・二〇	(二) 小麦(ライ小麦を含む。)のものうち 別表第一一九〇四・二〇号の二の(二)に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの	一キログラムにつき三〇円二〇	一キログラムにつき二九円四〇	一キログラムにつき二八円六〇	一キログラムにつき二七円八〇	一キログラムにつき二七円	一キログラムにつき二六円二〇
一九〇四・九〇	(三) 大麦(裸麦を含む。)のものうち 別表第一一九〇四・二〇号の二の(三)に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの	一キログラムにつき三〇円二七	一キログラムにつき二九円五三	一キログラムにつき二八円八〇	一キログラムにつき二八円七銭	一キログラムにつき二七円三三	一キログラムにつき二六円六〇
一九〇四・九〇	その他のもの 一 米のものうち 別表第一一九〇四・九〇号の一に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの					一キログラムにつき二七円三三	一キログラムにつき二六円六〇
一九〇四・九〇	二 小麦又はライ小麦のものうち 別表第一一九〇四・九〇号の二に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの	一キログラムにつき三〇円二〇	一キログラムにつき二九円四〇	一キログラムにつき二八円六〇	一キログラムにつき二七円八〇	一キログラムにつき二七円	一キログラムにつき二六円二〇
一九〇四・九〇	三 大麦又は裸麦のものうち 別表第一一九〇四・九〇号の三に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの	一キログラムにつき三〇円二七	一キログラムにつき二九円五三	一キログラムにつき二八円八〇	一キログラムにつき二八円七銭	一キログラムにつき二七円三三	一キログラムにつき二六円六〇
一九〇四・九〇	別表第一の三第二二・〇六項を次のように改める。 調製食料品(他の項に該当するものを除く。)	一キログラムにつき三〇円二七	一キログラムにつき二九円五三	一キログラムにつき二八円八〇	一キログラムにつき二八円七銭	一キログラムにつき二七円三三	一キログラムにつき二六円六〇

二二〇六・九〇

その他のもの

二 その他のもの

(一) 米、小麦(ライ小麦を含む。)又は大麦(裸麦を含む。)のいずれかの含有量が全重量の三〇%を超える調製食料品
A 米の含有量が全重量の三〇%を超えるもののうち
別表第一第二二〇六・九〇号の二の(一)のAに掲げる税率の適用を受けるものの以外のもの

B その他のもの

(a) 小麦(ライ小麦を含む。)の含有量が全重量の三〇%を超えるもののうち
別表第一第二二〇六・九〇号の二の(一)のBの(a)に掲げる税率の適用を受けるものの以外のもの

(b) 大麦(裸麦を含む。)の含有量が全重量の三〇%を超えるもののうち
別表第一第二二〇六・九〇号の二の(一)のBの(b)に掲げる税率の適用を受けるものの以外のもの

(二) その他のもの

A 糖水(着色料又は香料を加えたものに限る。)のうち
分みつ糖のもの

別表第一の六第一四項の次に次の一項を加える。

一四の二	関税率表第一二〇六・一〇号、第一二〇六・二〇号、第一二〇六・三〇号、第一二〇六・四〇号、第一二〇六・五〇号、第一二〇六・六〇号、第一二〇六・七〇号、第一二〇六・八〇号、第一二〇六・九〇号の二の(一)又は第二二〇六・九〇号の二の(二)のAに掲げる物品				
	関税率表第一二〇四・四〇号の二の(一)又は第二二〇六・九〇号の二の(二)のAに掲げる物品				
	米の含有量が全重量の三〇%を超えるもの				
	関税率表第一二〇二・三〇号、第一二〇三・一〇号、第一二〇三・二〇号、第一二〇三・三〇号、第一二〇三・四〇号、第一二〇三・五〇号、第一二〇三・六〇号、第一二〇三・七〇号、第一二〇三・八〇号、第一二〇三・九〇号の二の(一)のAに掲げる物品				
	関税率表第一二〇一・九〇号の二の(一)のBに掲げる物品のうち 米の含有量が全重量の三〇%を超えるもの				

一キログラムにつき三〇円二〇銭	一キログラムにつき三〇円二七銭	一キログラムにつき二九円四〇銭	一キログラムにつき二八円六〇銭	一キログラムにつき二七円八〇銭	一キログラムにつき二七円三三銭	一キログラムにつき二六円二〇銭	一キログラムにつき四九円
税率は、当該従量税より低いと	税率は、当該従量税より低いと	税率は、当該従量税より低いと	税率は、当該従量税より低いと	税率は、当該従量税より低いと	税率は、当該従量税より低いと	税率は、当該従量税より低いと	税率は、当該従量税より低いと
三・一% (その率が三・一%に	三・一% (その率が三・一%に	三・三% (その率が三・三%に	三・六% (その率が三・六%に	二・七% (その率が二・七%に	二・七% (その率が二・七%に	二・六% (その率が二・六%に	
四・一% (その率が四・一%に	四・一% (その率が四・一%に	三・三% (その率が三・三%に	三・六% (その率が三・六%に	二・七% (その率が二・七%に	二・七% (その率が二・七%に	二・六% (その率が二・六%に	
三・一% (その率が三・一%に	三・一% (その率が三・一%に	三・三% (その率が三・三%に	三・六% (その率が三・六%に	二・七% (その率が二・七%に	二・七% (その率が二・七%に	二・六% (その率が二・六%に	
四・一% (その率が四・一%に	四・一% (その率が四・一%に	三・三% (その率が三・三%に	三・六% (その率が三・六%に	二・七% (その率が二・七%に	二・七% (その率が二・七%に	二・六% (その率が二・六%に	

別表第一の七第四項の次に次の四項を加える。

四四の二 関税率表第一一〇六・一〇号に掲げる物品

四四の三 関税率表第一一〇六・二〇号に掲げる物品

四四の四 関税率表第一一〇六・三〇号に掲げる物品

四四の五 関税率表第一一〇六・四〇号に掲げる物品

別表第一の七第四項の次に次の二項を加える。

四七の二 関税率表第一一〇二・三〇号に掲げる物品

別表第一の七第五〇項の次に次の二項を加える。

五〇の二 関税率表第一一〇三・一四号に掲げる物品

別表第一の七第五三項の次に次の二項を加える。

五三の二 関税率表第一一〇三・二九号の二の(二)に掲げる物品

別表第一の七第五八項の次に次の二項を加える。

五八の二 関税率表第一一〇四・一九号の二の(二)に掲げる物品

別表第一の七第六一項の次に次の二項を加える。

六一の二 関税率表第一一〇四・二九号の二に掲げる物品

別表第一の七第七五項の次に次の二項を加える。

七五の二 関税率表第一九〇一・二〇号の二の(二)のAに掲げる物品

別表第一の七第七九項の次に次の二項を加える。

七九の二 関税率表第一九〇一・二〇号の二の(二)に掲げる物品

別表第一の七第八一項の次に次の二項を加える。

八一の二 関税率表第一九〇一・九〇号の二の(二)のAに掲げる物品

別表第一の七第八五項の次に次の二項を加える。

八五の二 関税率表第一九〇一・九〇号の二の(二)に掲げる物品のうち
米の含有量が全重量の三〇%を超えるもの

八五の三 関税率表第一九〇四・一〇号の二の(二)に掲げる物品

別表第一の七第八七項の次に次の二項を加える。

八七の二 関税率表第一九〇四・二〇号の二の(二)に掲げる物品

八七の三 関税率表第一九〇四・九〇号の二に掲げる物品のうち
米の含有量が全重量の三〇%を超えるもの

別表第一の七第九七項の次に次の二項を加える。

九七の二 関税率表第一一〇六・九〇号の二の(二)のAに掲げる物品

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(食糧管理特別会計法の一部改正)

第三条 食糧管理特別会計法(大正十年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「麦等」を「米穀等及麦等」に改める。

第六条第一項中「麦等」を「米穀等及麦等」に改め、同条第三項中「利益ノ額」の下に「及米穀等ノ輸入ニ係ル納付金ノ額ヲ合計シタル額(輸入ニ係ル米穀等ノ売買ニ因リ損失アルトキハ米穀等ノ輸入ニ係ル納付金ノ額ヨリ其ノ損失ノ額ヲ控除シタル額)」を加える。

(地価税法の一部改正)

第四条 地価税法(平成三年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二十一号イ中、第六十五条第二項(米穀の輸入又は輸出の許可)を削る。

(農林水産省設置法の一部改正)

第五条 農林水産省設置法(昭和二十四年法律第百五十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第百号中「輸出入の許可」を「輸入に係る納付金の徴収」に改める。

審査報告書

国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十一年三月三十日

国民福祉委員長 尾辻 秀久

参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、現下の社会経済情勢にかんがみ、平成十一年度以後における国民年金の保険料の額を、平成十年度の保険料の額と同額にしようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行に伴う平成十一年度国民年金特別会計(厚生省所管)における保険料収入減は、約千七百億円と見込まれている。

国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成十一年三月二十三日

衆議院議長 伊藤 宗一郎

参議院議長 斎藤 十朗殿

国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案
国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律

国民年金法等の一部を改正する法律(平成六年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。
附則第九條第一項の表平成十年四月から平成十一年三月までの月分の項中「平成十年四月から平成十一年三月までの月分」を「平成十年四月以後の月分」に改め、同表平成十一年四月以後の月分の項を削り、同条第二項を削る。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。
(施行前に国民年金の保険料を前納していた者に対する還付)

2 この法律の施行の日前に、平成十一年四月一日以後の期間について国民年金法(昭和三十四年法律第四十一号)第九十三條第一項の規定により国民年金の保険料を前納した者については、その者(その者が死亡した場合においては、その者の相続人)の請求に基づき、同日以後、当該期間に係るこの法律による改正後の国民年金の保険料の額とこの法律による改正後の国民年金の保険料の額の差額を基準として政令で定める額を還付する。

審査報告書

特許法等の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十一年三月三十日

経済・産業委員長 須藤良太郎
参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、技術開発成果の迅速かつ十分な保護の要請に的確に対処し、工業所有権制度の国際的調和を図るため、審査請求期間の短縮、権利侵害に対する救済措置の拡充等の強く早い保護を実現するとともに、標章の国際登録に関するマドリッド協定の議定書を実施するための国際商標登録出願に係る手続を整備し、あわせて特許料の引下げ等を行うとするものであって、妥当な措置と認める。
なお、別紙の附帯決議を行った。

二、費用

本法施行に伴う特許料の引下げ等による平成十一年度特許特別会計予算の減収見込額は、約二十九億円である。

附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 知的創造の進展・複雑化にかんがみ、知的財産権に係る国全体としての総合的な取組を行うため、我が国の知的財産権の今後の方向に関する基本的な方針の策定に努めること。

二 特許権等の侵害に対する救済措置の拡充を図る法改正の趣旨及び内容の周知徹底を図るとともに、知的財産権紛争に対し国際的に遜色のない紛争処理能力及び紛争処理体制の確立に努めること。

三 創造的技術開発の促進とその成果の権利化・利用の促進を図るため、産学連携の強化、弁理士等による知的財産権専門サービスの充実等知的インフラの一層の整備に努めること。

四 マドリッド協定議定書に基づく国際商標登録出願及び商標権について出願時及び登録時に発行される商標公報に翻訳を付す等により、我が国ユーザが出願内容及び権利内容を十分に理解できるようにすること。

五 我が国ユーザの一層の利便性向上のため、マドリッド協定議定書未加入国に対する加入の働きかけに努めること。

六 アジア諸国等における工業所有権制度全般の整備についての国際協力を積極的に進めること。
右決議する。

特許法等の一部を改正する法律案

右国会に提出する。

平成十一年二月五日

内閣総理大臣 小淵 恵三

特許法等の一部を改正する法律案

特許法等の一部を改正する法律

(特許法の一部改正)

第一条 特許法(昭和三十四年法律第百二十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「(第六十四條・第六十五條)」を「(第六十四條―第六十五條)」に改める。

第九條及び第十四條中「その取下げ」の下に

「出願公開の請求」を加える。

第十七條の三中「以内」の下に「(出願公開の請求があつた後を除く。)」を加える。

第二十九條第一項第一号及び第二号中「日本国内」の下に「又は外国」を加え、同項第三号中「頒布」を「頒布」に改め、「発明」の下に「又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となつた発明」を加える。

第三十條第一項中「発表し」の下に「電気通信回線を通じて発表し」を加え、「発明について」を「発明は」に、「特許出願をしたときは、その発明は、同項各号」を「した特許出願に係る発明について」の同条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項各号に改め、同条第二項及び第三項中「発明について」を「発明も」に、「特許出願をしたときも」を「した特許出願に係る発明について」の同条第一項及び第二項の規定の適用については「に」に改め、同条第四項中「特許出願に係る発明について」を削り、「その特許出願に係る」を「第二十九條第一項各号の一に該当するに至つた」に、「に」に規定する「を」の規定の適用を受けることができる」に改める。

第四十四條に次の一項を加える。

4 第一項に規定する新たな特許出願をする場合には、もとの特許出願について提出された書面又は書類であつて、新たな特許出願について第三十條第四項、第四十一條第四項又は第四十三條第一項及び第二項(前条第三項において準用する場合を含む。)の規定により提出しなければならないものは、当該新たな特許出願と同時に特許庁長官に提出されたものとみなす。

第四十六条第一項に次のただし書を加える。

ただし、その実用新案登録出願の日から三年を経過した後は、この限りでない。

第四十六条第二項中「七年」を「三年」に改め、同条第五項中「及び第三項」を「から第四項まで」に改める。

第四十八条の三第一項中「七年」を「三年」に改める。

第六十四条第一項に後段として次のように加える。

次条第一項に規定する出願公開の請求があったときも、同様とする。

第六十四条の次に次の二条を加える。

(出願公開の請求)
第六十四条の二 特許出願人は、次に掲げる場合を除き、特許庁長官に、その特許出願について出願公開の請求をすることができ、

- 一 その特許出願が出願公開されている場合
- 二 その特許出願が第四十三条第一項又は第四十三条の二第一項若しくは第二項の規定による優先権の主張を伴う特許出願であつて、第四十三条第二項(第四十三条の二第三項において準用する場合を含む。)に規定する書類及び第四十三条第五項(第四十三条の二第三項において準用する場合を含む。)に規定する書面が特許庁長官に提出されてい

- 三 その特許出願が外国語書面出願であつて第三十六条の二第二項に規定する外国語書面の翻訳文が特許庁長官に提出されてい
- 四 出願公開の請求は、取り下げることができ

ない。

第六十四条の三 出願公開の請求をしようとする特許出願人は、次に掲げる事項を記載した請求書の特許庁長官に提出しなければならない。

- 一 請求人の氏名又は名称及び住所又は居所
- 二 出願公開の請求に係る特許出願の表示
- 三 第六十五条第五項中「、第四十四条及び第五十一条」及び第六十四条から第五十一条の二までに改める。

第六十七条第二項中「二年以上できなかった」を「できない期間があつた」に改める。

第六十七条の二第一項第三号中「二年以上」を削り、同条第三項中「満了前六月以後」を「満了後に改め、同条第六項中「事項」の下に、並びにその出願の番号及び年月日」を加え、同条の次に次の一条を加える。

第六十七条の二の二 特許権の存続期間の延長登録の出願をしようとする者は、第六十七条第一項に規定する特許権の存続期間の満了前六月の前日までに同条第二項の政令で定める処分を受けることができないと見込まれるときは、次に掲げる事項を記載した書面をその日までに特許庁長官に提出しなければならない。

- 一 出願をしようとする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- 二 特許番号
- 三 第六十七条第二項の政令で定める処分
- 四 前項の規定により提出すべき書面を提出しないときは、第六十七条第一項に規定する特許権の存続期間の満了前六月以後に特許権の

存続期間の延長登録の出願をすることができない。

第三 第一項に規定する書面が提出されたときは、同項各号に掲げる事項の特許公報に掲載しなければならない。

第六十七条の三第一項第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同項第六号中「前条第四項」を「第六十七条の二第四項」に改め、同号を同項第五号とし、同条第三項中「前項の査定」を「特許権の存続期間の延長登録をすべき旨の査定又は審決」に改め、同条第四項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 特許権の存続期間の延長登録の出願の番号及び年月日

第七十一条第三項を次のように改める。

第三百三十一条第一項及び第二項本文、第三百三十二条第一項及び第二項、第三百三十三条、第三百三十四条の二、第三百三十五条第一項、第三項及び第四項、第三百三十六条、第三百三十七条第一項及び第二項、第三百三十八条、第三百三十九条(第六号を除く。)、第四百四十条から第四百四十四条まで、第四百四十五条第二項及び第三項から第五項まで、第四百四十六条、第四百四十七条第一項及び第二項、第四百四十八条第一項から第五項まで、第五百零一条第一項から第五項まで、第五百零二条から第五百零四条まで、第五百零五条第一項、第五百零七条並びに第六百六十九条第三項、第四項及び第六項の規定は、第一項の判定に準用する。この場合において、第百

三十五条中「審決」とあるのは「決定」と、第四百四十五条第二項中「前項に規定する審判以外の審判」とあるのは「判定の審判」と、同条第五項ただし書中「公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき」とあるのは「審判長が必要があると認めるとき」と、第五百五十一条中「第四百四十七条」とあるのは「第四百四十七条第一項及び第二項」と、第五百五十五条第一項中「審決が確定するまで」とあるのは「判定の謄本が送達されるまで」と読み替へるものとする。

第七十一条に次の一項を加える。

4 前項において読み替へて準用する第三百三十五条の規定による決定に対しては、不服を申し立てることができない。

第七十一条の次に次の一条を加える。

第七十一条の二 特許庁長官は、裁判所から特許発明の技術的範囲について鑑定嘱託があつたときは、三名の審判官を指定して、その鑑定をさせなければならない。

2 第三百三十六条第一項及び第二項、第三百三十七条第二項並びに第三百三十八条の規定は、前項の鑑定の嘱託に準用する。

第四百四十五条の次に次の一条を加える。

(具体的態様の明示義務)

第四百四十五条の二 特許権又は専用実施権の侵害に係る訴訟において、特許権者又は専用実施権者が侵害の行為を組成したものとして主張する物件又は方法の具体的態様を否認するときは、相手方は、自己の行為の具体的態様を明らかにしなければならない。ただし、相手方において明らかにすることができない相当の

理由があるときは、この限りでない。

第二百五条の見出しを「書類の提出等」に改め、同条中「申立」を「申立て」に改め、「対し、」の下に「当該侵害行為について立証するため、又はを加え、同条に次の二項を加える。

2 裁判所は、前項ただし書に規定する正当な理由があるかどうかの判断をするため必要があると認めるときは、書類の所持者にその提示をさせることができる。この場合においては、何人も、その提示された書類の開示を求めることができない。

3 前二項の規定は、特許権又は専用実施権の侵害に係る訴訟における当該侵害行為について立証するため必要な検証の目的の提示について準用する。

第二百五条の次に次の二条を加える。

(損害計算のための鑑定)

第二百五条の二 特許権又は専用実施権の侵害に係る訴訟において、当事者の申立てにより、裁判所が当該侵害の行為による損害の計算をするため必要な事項について鑑定を命じたときは、当事者は、鑑定人に対し、当該鑑定をするため必要な事項について説明しなければならぬ。

(相当な損害額の認定)

第二百五条の三 特許権又は専用実施権の侵害に係る訴訟において、損害が生じたことが認められる場合において、損害額を立証するために必要な事実を立証することが当該事実の性質上極めて困難であるときは、裁判所は、口頭弁論の全趣旨及び証拠調べの結果に基づき、相当な損害額を認定することができる。

第七百七条第一項の表中「千四百円」を「千円」に、「二千円」を「千六百円」に、「四千二百円」を「三千二百円」に、「八千四百円」を「六千四百円」に改める。

第九百九条を次のように改める。

(特許料の減免又は猶予)

第九百九条 特許庁長官は、次に掲げる者であつて資力に乏しい者として政令で定める要件に該当する者が、特許料を納付することが困難であると認めるときは、政令で定めるところにより、第七百七条第一項の規定による第一年から第三年までの各年分の特許料を軽減し若しくは免除し、又はその納付を猶予することができる。

一 その特許発明の発明者又はその相続人
二 その特許発明が第三十五条第一項の従業者等がした職務発明であつて、契約、勤務規則その他の定めによりあらかじめ使用者等に特許を受ける権利を承継させることが定められている場合において、その従業者等から特許を受ける権利を承継した使用者等

第九百九条の次に次の一条を加える。
(審判書記官)
第一百六条の二 特許庁長官は、各特許異議申立事件について審判書記官を指定しなければならない。

2 第四百四十四条の二第三項から第五項までの規定は、前項の審判書記官に準用する。

第九百二十条の四第三項に後段として次のように加える。
この場合において、第二百二十六条第四項中

「第一項ただし書第一号及び第二号の場合には」とあるのは、「特許異議の申立てにおいて、特許異議の申立てがされていない請求項についての訂正であつて、第九百二十条の四第二項ただし書第一号又は第二号の場合には」と読み替へるものとする。

第九百三十四条第五項に後段として次のように加える。

この場合において、第二百二十六条第四項中「第一項ただし書第一号及び第二号の場合には」とあるのは、「第九百三十三条第一項の審判においては、同項の審判の請求がされていない請求項についての訂正であつて、第九百三十四条第二項ただし書第一号又は第二号の場合には」と読み替へるものとする。

第九百四十四条の次に次の一条を加える。
(審判書記官)

第九百四十四条の二 特許庁長官は、各審判事件（第九百六十二条の規定により審査官がその請求を審査する審判事件にあつては、第九百六十四条第三項の規定による報告があつたものに限る。）について審判書記官を指定しなければならない。

2 審判書記官の資格は、政令で定める。

3 特許庁長官は、第一項の規定により指定した審判書記官が審判に関与することに故障があるときは、その指定を解いて他の審判書記官を指定しなければならない。

4 審判書記官は、審判事件に関し、調書の作成及び送達に関する事務を行うほか、審判長の命を受けて、その他の事務を行う。

5 第九百三十九条（第六号を除く。）及び第九百四

十条から前条までの規定は、審判書記官に準用する。この場合において、除外又は忌避の申立てに係る審判書記官は、除外又は忌避についての審判に関与することができない。

第九百四十七條第一項中「特許庁長官が指定する職員は、審判長の命を受けて」を「審判書記官は」に改め、同条第二項中「前項を」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 審判書記官は、前項の調書の作成又は変更に関して審判長の命令を受けた場合において、その作成又は変更を正当でないと認めるときは、自己の意見を書き添えることができる。

第九百五十条第四項中「申立」を「申立て」に改め、「審判官」の下に「及び審判書記官」を加える。

第九百五十九条第三項中「第五十一条」の下に「及び第六十七条の三第二項」を加える。

第九百六十八條に次の二項を加える。
3 裁判所は、特許権又は専用実施権の侵害に関する訴えの提起があつたときは、その旨を特許庁長官に通知するものとする。その訴訟手続が完結したときも、また同様とする。

4 特許庁長官は、前項に規定する通知を受けたときは、その特許権についての審判の請求の有無を裁判所に通知するものとする。その審判の請求書の却下の決定、審決又は請求の取下げがあつたときも、また同様とする。
第九百八十四条の九第一項中「優先日から一年六月を経過した時又は」及び「時のいづれか遅い時の」を削る。

第百八十四条の十第一項中「(優先日から一年六月を経過する以前に国際公開があつたときは、優先日から一年六月を経過した後)及び」(優先日から一年六月を経過する以前に国際公開がされた国際特許出願については、優先日から一年六月を経過した後特許権の設定の登録前)を削る。

第百八十四条の十二第三項中「以内」の下に「(第百八十四条の四第一項の規定により翻訳文が提出された外国語特許出願のうち、国内書面提出期間内に申請人から出願審査の請求があつた国際特許出願であつて国際公開がされているものについては、出願審査の請求があつた後を除く。を)を加える。

第百八十四条の十四中「国際特許出願に係る発明について」を削り、「者」を「国際特許出願の申請人」に、「その国際特許出願に係る」を「第二十九條第一項各号の一に該当するに至つた」に、「同条第一項」を「第三十條第一項」に、「に規定する」を「の規定の適用を受けることができる」に改める。

第百九十条中「職員」の下に「又は審判書記官」を加える。

第百九十五条の二を次のように改める。

(出願審査の請求の手数料の減免)

第百九十五条の二 特許庁長官は、次に掲げる者であつて資力に乏しい者として政令で定める要件に該当する者が、出願審査の請求の手数料を納付することが困難であると認めるときは、政令で定めるところにより、自己の特許出願について前条第二項の規定により納付すべき出願審査の請求の手数料を軽減し、又

は免除することができる。

一 その発明の発明者又はその相続人
二 その発明が第三十五條第一項の従業者等がした職務発明であつて、契約、勤務規則その他の定めによりあらかじめ使用者等に特許を受ける権利を承継させることが定められている場合において、その従業者等から特許を受ける権利を承継した使用者等

第百九十九条第二項中「事件の」の下に「判定の贈本が送達され、又はを加え、又は審決を若しくは審決」に改める。

第二百一条第二号中「各本条を」「一億円以下」に改める。

第二百二条中「第百五十一条」の下に「第七十一条第三項、を加える。

(実用新案法の一部改正)

第二条 実用新案法(昭和三十四年法律第百二十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号及び第二号中「日本国内」の下に「又は外国を加え、同項第三号中「頒布」を、「頒布」に改め、「考案」の下に「又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となつた考案」を加える。

第十条に次の二項を加える。

8 第一項に規定する出願の変更をする場合には、もとの特許出願について提出された書面又は書類であつて、新たな実用新案登録出願について第八條第四項又は次条第一項において準用する特許法第三十條第四項若しくは第四十三條第一項及び第二項(次条第一項において準用する同法第四十三條の二第三項において準用する場合を含む。)の規定により提出

しなければならないものは、当該新たな実用新案登録出願と同時に特許庁長官に提出されたものとみなす。

9 前項の規定は、第二項の規定による出願の変更の場合に準用する。

第二十六條中、「第七十一条」から第七十一条の二まで」に改める。

第三十條中「第百五条(書類の提出)及び第百六条(信用回復の措置)」を「第百四条の二から第百六条まで(具体的態様の明示義務、書類の提出等、損害計算のための鑑定、相当な損害額の認定及び信用回復の措置)」に改める。

第三十一条第一項の表中「九百円」を「七百円」に、「千八百円」を「千四百円」に改める。

第三十二条の次に次の一条を加える。

(登録料の減免又は猶予)

第三十二条の二 特許庁長官は、第三十一条第一項の規定による第一年から第三年までの各年分の登録料を納付すべき者がその実用新案登録出願に係る考案の考案者又はその相続人である場合において貧困により登録料を納付する資力がないと認めるときは、政令で定めるところにより、登録料を軽減し若しくは免除し、又はその納付を猶予することができる。

第三十三條中「前条第二項」を「第三十二条第二項」に、「第三十六條において準用する特許法第百九條」を「前条」に改める。

第三十六條中「第百九條(特許料の減免又は猶予)及び」を削る。

第四十條に次の二項を加える。

害に関する訴えの提起があつたときは、その旨を特許庁長官に通知するものとする。その訴訟手続が完了したときも、また同様とする。

4 特許庁長官は、前項に規定する通知を受けたときは、その実用新案権についての審判の請求の有無を裁判所に通知するものとする。その審判の請求書の却下の決定、審決又は請求の取下げがあつたときも、また同様とする。

第五十四條第九項を次のように改める。

9 特許庁長官は、自己の実用新案登録出願に係る考案又は登録実用新案について実用新案技術評価の請求をする者がその実用新案登録出願に係る考案若しくは登録実用新案の考案者又はその相続人である場合において、貧困により第二項の規定により納付すべき実用新案技術評価の請求の手数料を納付する資力がないと認めるときは、政令で定めるところにより、その手数料を軽減し、又は免除することができる。

第五十九條第二項中「事件の」の下に「判定の贈本が送達され、又は」を加える。

第六十一条第二号中「各本条を」「三千万円以下」に改める。

第六十二条中「第四十一条」を「第二十六條において準用する特許法第七十一条第三項において、第四十一条」に、「特許法第百七十四條第三項」を「同法第百七十四條第三項」に改める。

(意匠法の一部改正)

第三条 意匠法(昭和三十四年法律第百二十五号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二号中「頒布を」と「頒布」に改め、「記載された意匠の下に」又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となつた意匠」を加える。

第四条第一項中「意匠について」を「意匠は」に、「意匠登録出願をしたときは、その意匠は、同項第一号を」した意匠登録出願に係る意匠についての同条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第二項第一号に改め、同条第二項中「意匠について」を「意匠も」に、「意匠登録出願をしたときも」を「した意匠登録出願に係る意匠についての同条第一項及び第二項の規定の適用については」に改め、同条第三項中「意匠登録出願に係る意匠について」を削り、「その意匠登録出願に係る」を「第三項第一項第一号又は第二号に該当するに至つた」に、「同項に規定する」を「前項の規定の適用を受けることができる」に改める。

第十条の二に次の一項を加える。

3 第一項に規定する新たな意匠登録出願をする場合には、もとの意匠登録出願について提出された書面又は書類であつて、新たな意匠登録出願について第四第三項又は第十五条第一項において準用する特許法第四十三條第一項及び第二項(第十五条第一項において準用する同法第四十三條の二第三項において準用する場合を含む。)の規定により提出しなければならないものは、当該新たな意匠登録出願と同時に特許庁長官に提出されたものとみなす。

第十三条第五項中「第十条の二第二項」の下に「及び第三項」を加える。

第二十五条第三項を次のように改める。

3 特許法第七十一條第三項及び第四項の規定は、第一項の判定に準用する。

第二十五条の次に次の一條を加える。

第二十五条の二 特許庁長官は、裁判所から登録意匠及びこれに類似する意匠の範囲について鑑定嘱託があつたときは、三名の審判官を指定して、その鑑定をさせなければならない。

2 特許法第七十一條の二第二項の規定は、前項の鑑定の嘱託に準用する。

第四十一條中「(第五條(書類の提出)及び第六百六條(信用回復の措置)を」第百四條の二から第百六條まで(具体的態様の明示義務、書類の提出等、損害計算のための鑑定、相当な損害額の認定及び信用回復の措置)に改める。

第七十二條第二項中「査定又は審決を」判定の謄本が送達され、又は査定若しくは審決に改める。

第七十四條第二号中「各本条を」三千万円以下に改める。

第七十五條中「第五十二條を」第二十五條第三項において準用する特許法第七十一條第三項において、第五十二條に、「特許法第七十四條第三項を」同法第七十四條第三項に改める。

(商標法の一部改正)

第四條 商標法(昭和三十四年法律第百一十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十三條」を「第十三條の二」に改める。

第十条に次の一項を加える。

3 第一項に規定する新たな商標登録出願をする場合には、もとの商標登録出願について提出された書面又は書類であつて、新たな商標登録出願について第九條第二項又は第十三條第一項において準用する特許法第四十三條第一項及び第二項(第十三條第一項において準用する同法第四十三條の二第三項において準用する場合を含む。)の規定により提出しなければならないものは、当該新たな商標登録出願と同時に特許庁長官に提出されたものとみなす。

第十一條第五項中「前条第二項」の下に「及び第三項」を加える。

第十二條第三項中「及び」の下に「第三項及び」を加え、同条の次に次の一條を加える。

(出願公開)
第十二條の二 特許庁長官は、商標登録出願があつたときは、出願公開をしなければならない。

2 出願公開は、次に掲げる事項を商標公報に掲載することにより行う。ただし、第三号及び第四号に掲げる事項については、当該事項を商標公報に掲載することが公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると特許庁長官が認めるときは、この限りでない。

一 商標登録出願人の氏名又は名称及び住所又は居所
二 商標登録出願の番号及び年月日
三 願書に記載した商標(第五條第三項に規定する場合にあつては標準文字により現したもの。第十八條第三項第三号及び第二十七條第一項において同じ。)

四 指定商品又は指定役務
五 前各号に掲げるもののほか、必要な事項
第二章第十三條の次に次の一條を加える。

(設定の登録前の金銭的請求権等)

第十三條の二 商標登録出願人は、商標登録出願をした後に当該出願に係る内容を記載した書面を提示して警告をしたときは、その警告後商標権の設定の登録前に当該出願に係る指定商品又は指定役務について当該出願に係る商標の使用をした者に対し、当該使用により生じた業務上の損失に相当する額の金銭の支払を請求することができる。

2 前項の規定による請求権は、商標権の設定の登録があつた後でなければ、行使することができない。

3 第一項の規定による請求権の行使は、商標権の行使を妨げない。

4 商標登録出願が放棄され、取り下げられ、若しくは却下されたとき、商標登録出願について拒絶をすべき旨の査定若しくは審決が確定したとき、第四十三條の三第二項の取消決定が確定したとき、又は第四十六條の二第一項ただし書の場合を除き商標登録を無効にすべき旨の審決が確定したときは、第一項の請求権は、初めから生じなかつたものとみなす。

5 第二十七條、第三十七條、第三十九條において準用する特許法第百五條、第百五條の二及び第百六條並びに民法第七百九條及び第七百二十四條(不法行為)の規定は、第一項の規定による請求権を行使する場合に準用する。この場合において、当該請求権を有する

者が商標権の設定の登録前に当該商標登録出願に係る商標の使用の事実及びその使用をした者を知ったときは、同条中「被害者又ハ其法定代理人ガ損害及ビ加害者ヲ知りタル時」とあるのは、「商標権ノ設定ノ登録ノ日」と読み替へるものとする。

第十八条第三項第三号中「第五条第三項に規定する場合にあつては標準文字により現したものの。第二十七條第一項において同じ。」を削る。

第二十八條第三項を次のように改める。

3 特許法第七十一條第三項及び第四項の規定は、第一項の判定に準用する。

第二十八條の次に次の一條を加える。

第二十八條の二 特許庁長官は、裁判所から商標権の効力について鑑定嘱託があつたときは、三名の審判官を指定して、その鑑定をさせなければならない。

2 特許法第七十一條の二第二項の規定は、前項の鑑定の嘱託に準用する。

第三十九條中「、第五百五條(書類の提出)及び第六百六條(信用回復の措置)」を「及び第六百四條の二から第六百六條まで(具体的態様の明示義務、書類の提出等、損害計算のための鑑定、相当な損害額の認定及び信用回復の措置)」に改める。

第四十條第一項中「この條、第四十一條の二、第六十五條の七及び別表において」を削る。

第四十三條の五の次に次の一條を加える。

(審判書記官)
第四十三條の五の二 特許庁長官は、各登録異議申立事件について審判書記官を指定しなけ

ればならない。

2 第五十六條第一項において準用する特許法第六百四十四條の二第三項から第五項までの規定は、前項の審判書記官に準用する。

第六十五條第三項中「及び」の下に「第三項並びに」を加える。

第六十八條第一項中「並びに第十三條第一項」を「、第十二條の二、第十三條第一項並びに第十三條の二」に、「読み替へる」を「、第十三條の二第五項中「第三十七條」とあるのは「第六十七條(第一号に係る部分を除く。)」と読み替へる」に改め、同条第三項中「第二十八條」を「第二十八條の二」に改める。

第六十八條の二に次の一項を加える。

2 商標登録出願をした者は、前項の規定にかかわらず、第四十條第一項又は第四十一條の二第一項の規定による登録料の納付と同時に、商標登録出願に係る区分の数を減ずる補正をすることが出来る。

第六十九條中「についての」の下に「第十三條の二第四項(第六十八條第一項において準用する場合を含む。)」を加え、「第七十五條第二項第一号」を「第七十五條第二項第四号」に改める。

第七十條第一項中「第三十八條第二項」を「第三十八條第三項」に改める。

第七十一條第一項第一号中「消滅」の下に「、回復」を加える。

第七十五條第二項中第四号を第七号とし、第一号から第三号までを三号ずつ繰り下げ、同項に第一号から第三号までとして次の三号を加える。

一 出願公開後における拒絶をすべき旨の査定又は商標登録出願若しくは防護標章登録出願の放棄、取下げ若しくは却下

二 出願公開後における商標登録出願により生じた権利の承継

三 出願公開後における願書に記載した指定商品若しくは指定役務又は商標登録を受けようとする商標若しくは防護標章登録を受けようとする商標章についてした補正

第八十一條第二項中「事件の」の下に「判定の」を「判定の」に改め、「又は審査」を「若しくは審査」に改める。

第八十二條第二号中「各本条を」「一億四以下」に改める。

第八十三條中「第四十三條の八」を「第二十八條第三項(第六十八條第三項において準用する場合を含む。)」において準用する特許法第七十一條第三項において、第四十三條の八に、「特許法第七十四條第三項」を「同法第七十四條第三項」に改める。

附則第二十九條中「又は人に對し、」を「對して一億四以下の罰金刑を、その人に對して」に改める。

第五條 商標法の一部を次のように改正する。

目次中「第七章 防護標章(第六十四條―第六十八條)」を

第七章 防護標章(第六十四條―第六十八條)を

第七章 防護標章(第六十四條―第六十八條)を

第八章 防護標章(第六十四條―第六十八條)を

第八章 防護標章(第六十四條―第六十八條)を

第八章 防護標章(第六十四條―第六十八條)を

第八章 防護標章(第六十四條―第六十八條)を

第八章 防護標章(第六十四條―第六十八條)を

第八章 防護標章(第六十四條―第六十八條)を

第八章 防護標章(第六十四條―第六十八條)を

第八章 防護標章(第六十四條―第六十八條)を

第八章 防護標章(第六十四條―第六十八條)を

第八章 防護標章(第六十四條―第六十八條)を

第八章 防護標章(第六十四條―第六十八條)を

第八章 防護標章(第六十四條―第六十八條)を

第八章 防護標章(第六十四條―第六十八條)を

第八章 防護標章(第六十四條―第六十八條)を

第八章 防護標章(第六十四條―第六十八條)を

第八章 防護標章(第六十四條―第六十八條)を

第八章 防護標章(第六十四條―第六十八條)を

第八章 防護標章(第六十四條―第六十八條)を

に、「第六十八條の二」を「第六十八條の四十」に改める。

第一節 國際登録出願

第六十八條の二 日本国民又は日本国内に住所若しくは居所(法人にあつては、營業所)を有する外国人であつて標章の國際登録に関する

マドリッド協定の千九百八十九年六月二十七日にマドリッドで採択された議定書(以下「議定書」という。)(第二條(1)に規定する國際登録(以下「國際登録」という。))を受けようとする者は、特許庁長官に次の各号のいづれかを基礎とした議定書第二條(2)に規定する出願(以下「國際登録出願」という。))をしなければならぬ。この場合において、通商産業省令で定める要件に該当するときは、二人以上が共同して國際登録出願をすることが出来る。

一 特許庁に係属している自己の商標登録出

願又は防護標章登録出願(以下「商標登録出願等」という。)

二 自己の商標登録又は防護標章登録(以下「商標登録等」という。)

2 国際登録出願をしようとする者は、通商産業省令で定めるところにより外国語で作成した願書及び必要な書面を提出しなければならない。

3 願書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 国際登録出願に係る商標の保護を求める議定書の締結国の国名

二 国際登録出願に係る商標の保護を求める商品又は役務並びに第六条第二項の政令で定める商品及び役務の区分

4 国際登録出願に係る商標又は標章について議定書第三條(3)の規定の適用を受けようとする者は、その旨及び付した色彩又はその組合せを願書に記載し、かつ、その色彩を付した商標登録出願等に係る商標若しくは標章又は登録商標若しくは登録防護標章の写しを願書に添付しなければならない。

第六十八條の三 特許庁長官は、国際登録出願の願書及び必要な書面を議定書第二條(1)に規定する国際事務局(以下「国際事務局」という。)に送付しなければならない。

2 特許庁長官は前項の場合において、願書の記載事項とその基礎とした商標登録出願等又は商標登録等の記載事項が一致するときは、その旨及び国際登録出願の受理の日を願書に記載しなければならない。

3 第一項の場合において、特許庁長官は国際事務局に送付した国際登録出願の願書の写しを当該国際登録出願の出願人に対して送付する。

(事後指定)
第六十八條の四 国際登録の名義人は、通商産業省令で定めるところにより、議定書第三條の三に規定する領域指定(以下「領域指定」という。)であつて国際登録後のもの(以下「事後指定」という。)を特許庁長官にすることができ。

(国際登録の存続期間の更新の申請)
第六十八條の五 国際登録の名義人は、通商産業省令で定めるところにより、議定書第七條(1)に規定する国際登録の存続期間の更新(以下「国際登録の存続期間の更新」という。)の申請を特許庁長官にすることができ。

(国際登録の名義人の変更の記録の請求)
第六十八條の六 国際登録の名義人又はその受入人は、通商産業省令で定めるところにより、議定書第九條に規定する国際登録の名義人の変更(以下「国際登録の名義人の変更」という。)の記録の請求を特許庁長官にすることができ。

2 前項に規定する請求は、国際登録において指定された商品若しくは役務ごと又は国際登録が効力を有する締結国(以下「締結国」という。)にすることができる。

(商標登録出願に関する規定の準用)
第六十八條の七 第七十七條第二項において準用する特許法第十七條第三項(第三号に係る部分に限る。)及び同法第十八條第一項の規定は、国際登録出願、事後指定、国際登録の存続期間の更新の申請及び国際登録の名義人の

変更の記録の請求に準用する。
(通商産業省令への委任)

第六十八條の八 第六十八條の二から前条までに定めるものは、国際登録出願、事後指定、国際登録の存続期間の更新の申請及び国際登録の名義人の変更の記録の請求に關し議定書及び議定書に基づく規則を実施するため必要な事項の細目は、通商産業省令で定める。

第二節 国際商標登録出願に係る特例
(領域指定による商標登録出願)
第六十八條の九 日本国を指定する領域指定

国際登録の名義人の氏名又は名称及び住所又は居所

国際登録の対象である商標

国際登録において指定された商品又は役務及び当該商品又は役務の類

(国際商標登録出願の特例)

第六十八條の十 前条第一項の規定により商標登録出願とみなされた領域指定(以下この章において「国際商標登録出願」という。)に係る登録商標(以下この条において「国際登録に基づく登録商標」という。)がその商標登録前の登録商標(国際登録に基づく登録商標を除く。以下この条において「国内登録に基づく登録商標」という。)と同一であり、かつ、国際登録に基づく登録商標に係る指定商品又は指定役務が国内登録に基づく登録商標に係る指定商品又は指定役務と重複している場合であつて、国際登録に基づく登録商標に係る商

は、議定書第三條(4)に規定する国際登録の日(以下「国際登録の日」という。)にされた商標登録出願とみなす。ただし、事後指定の場合には、議定書第三條(2)の規定により国際登録に係る事後指定が議定書第二條(1)に規定する国際事務局の登録簿(以下「国際登録簿」という。)に記載された日(以下「事後指定の日」という。)にされた商標登録出願とみなす。
2 日本国を指定する国際登録に係る国際登録簿における次の表の上欄に掲げる事項は、第五條第一項の規定により提出した願書に記載された同表の下欄に掲げる事項とみなす。

商標登録出願人の氏名又は名称及び住所又は居所

商標登録を受けようとする商標

指定商品又は指定役務並びに第六條第二項の政令で定める商品及び役務の区分

標権者と国内登録に基づく登録商標に係る商標権者が同一であるときは、国際商標登録出願はその重複している範囲については、国内登録に基づく登録商標に係る商標登録出願の日にされていたものとみなす。
2 第六十八條の三十二第三項及び第四項の規定は、前項の国際商標登録出願に準用する。

(出願時の特例)
第六十八條の十一 国際商標登録出願についての第九條第二項の規定の適用については、同項中「商標登録出願と同時」とあるのは、「国際商標登録出願の日から三十日以内」とする。

(出願の分割の特例)

第六十八条の十一 国際商標登録出願については、第十條の規定は、適用しない。

(出願の変更の特例)

第六十八条の十二 国際商標登録出願については、第十一條及び第六十五條の規定は、適用しない。

(出願公開に係る商標公報の掲載事項の特例)

第六十八条の十四 国際商標登録出願については、第十二條の二第二項の規定の適用については、同項第二号中「商標登録出願の番号及び年月日」とあるのは、「国際登録の番号及び国際登録の日(事後指定に係る国際商標登録出願の場合は事後指定の日)」とする。

(パリ条約等による優先権主張の手続の特例)

第六十八条の十五 国際商標登録出願については、第十三條第一項において読み替えて準用する特許法第四十三條第一項から第四項までの規定は、適用しない。

2 国際商標登録出願についての第十三條第一

項において読み替えて準用する特許法第四十三條の二第三項において準用する同法第四十三條第一項の規定の適用については、同項中「特許出願と同時に」とあるのは、「国際商標登録出願の日から三十日以内」とする。

(商標登録出願により生じた権利の特例)

第六十八条の十六 国際商標登録出願についての第十三條第二項において準用する特許法第三十四條第四項の規定の適用については、同項中「相統その他の一般承継の場合を除き、特許庁長官」とあるのは、「国際事務局」とする。

2 国際商標登録出願については、第十三條第

二項において準用する特許法第三十四條第五項から第七項までの規定は、適用しない。

(国際登録の名義人の変更に伴う国際商標登

録出願の取扱い)

第六十八条の十七 国際登録の名義人の変更に

より国際登録において指定された商品又は役務の全部又は一部が分割して移転されたときは、国際商標登録出願は、変更後の名義人についてのそれぞれの商標登録出願になつたものとみなす。

(補正後の商標についての新出願の特例)

第六十八条の十八 国際商標登録出願については、第十七條の二第二項又は第五十五條の二第三項(第六十條の二第二項において準用する場合を含む。)において準用する意匠法第十七條の三の規定は、適用しない。

2 国際商標登録出願については、第十七條の

二第二項において準用する意匠法第十七條の四の規定は、適用しない。

(商標権の設定の登録の特例)

第六十八条の十九 国際商標登録出願について

の第十八條第二項の規定の適用については、同項中「第四十條第一項の規定による登録料又は第四十一條の二第一項の規定により商標登録をすべき旨の査定若しくは審決の謄本の送達があつた日から三十日以内に納付すべき登録料の納付があつたときは」とあるのは、「商標登録をすべき旨の査定又は審決があつたときは」とする。

2 国際商標登録出願についての第十八條第三項の規定の適用については、同項第二号中

「商標登録出願の番号及び年月日」とあるのは「国際登録の番号及び国際登録の日(事後指定に係る国際商標登録出願の場合は事後指定の日)」と、同項第五号中「登録番号及び設定の登録の年月日」とあるのは「国際登録の番号及び設定の登録の年月日」とする。

(国際登録の消滅による効果)

第六十八条の二十 国際商標登録出願は、その基礎とした国際登録が全部又は一部について消滅したときは、その消滅した範囲で指定商品又は指定役務の全部又は一部について取り下げられたものとみなす。

2 前条第一項の規定により読み替えて適用する第十八條第二項の規定により設定の登録を受けた商標権(以下「国際登録に基づく商標権」という。)は、その基礎とした国際登録が全部又は一部について消滅したときは、その消滅した範囲で指定商品又は指定役務の全部又は一部について消滅したものとみなす。

3 前二項の効果は、国際登録簿から当該国際登録が消滅した日から生ずる。

(国際登録に基づく商標権の存続期間)

第六十八条の二十一 国際登録に基づく商標権の存続期間は、その国際登録の日(その商標権の設定の登録前に国際登録の存続期間の更新がされているときは、直近の更新の日)から十年をもつて終了する。

2 国際登録に基づく商標権の存続期間は、国際登録の存続期間の更新により更新することができる。

は、その満了の時に更新されるものとする。

4 国際登録の存続期間の更新がなかつたときは、その国際登録に基づく商標権は、その存続期間の満了の時にさかのぼつて消滅したものとみなす。

(存続期間の更新登録の特例)

第六十八条の二十二 国際登録に基づく商標権については、第十九條から第二十二條まで並びに第二十三條第一項及び第二項の規定は、適用しない。

2 国際登録に基づく商標権についての第二十三條第三項の規定の適用については、同項中「前二項の登録」とあるのは「国際登録の存続期間の更新」と、同項第二号中「登録番号及び更新登録の年月日」とあるのは「国際登録の番号及び国際登録の存続期間の更新の日」とする。

(商標権の分割の特例)

第六十八条の二十三 国際登録に基づく商標権については、第二十四條の規定は、適用しない。

(団体商標に係る商標権の移転の特例)

第六十八条の二十四 国際登録に基づく団体商標に係る商標権は、第七條第三項に規定する書面を提出する場合を除き、移転することができない。

2 国際登録に基づく商標権については、第二十四條の三の規定は、適用しない。

(商標権の放棄の特例)

第六十八条の二十五 国際登録に基づく商標権者は、その商標権を放棄することができる。

2 国際登録に基づく商標権については、第三

十五条において準用する特許法第九十七条第一項の規定は、適用しない。

(商標権の登録の効果の特例)

第六十八條の二十六 國際登録に基づく商標権の移転、放棄による消滅又は処分の特例は、登録しなければ、その効力を生じない。

2 國際登録に基づく商標権については、第三十五條において読み替えて準用する特許法第九十八條第一項第一号及び第二項の規定は、適用しない。

(商標原簿への登録の特例)

第六十八條の二十七 國際登録に基づく商標権についての第七十一條第一項第一号の規定の適用については、同号中「商標権の設定、存続期間の更新、分割、移転、変更、消滅、回復又は処分の制限」とあるのは、「商標権の設定又は処分の制限」とする。

2 國際登録に基づく商標権の存続期間の更新、移転、変更又は消滅は、國際登録簿に登録されたところによる。

(手続の補正の特例)

第六十八條の二十八 國際商標登録出願については、第十五條の二(第五十五條の二第一項(第六十條の二第二項において準用する場合を含む。))又は第十五條の三(第五十五條の二第一項(第六十條の二第二項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。の規定により、指定された期間内に限り願書に記載した指定商品若しくは指定役務又は商標登録を受けようとする商標について補正をすることができる。

2 國際商標登録出願については、第六十八條の四十の規定は、適用しない。

(指定商品又は指定役務が二以上の商標権についての特例の特例)

第六十八條の二十九 國際登録に基づく商標権についての第六十九條の規定の適用については、同条中「第二十三條第四項、第三十三條第一項、第三十五條において準用する特許法第九十七條第一項若しくは第九十八條第一項第一号」とあるのは、「第三十三條第一項、第六十八條の二十五第一項若しくは第六十八條の二十六第一項」と、「第七十一條第一項において読み替えて適用する第七十一條第一項第一号、第六十八條の二十七第二項」とする。

(國際登録に基づく商標権の個別手数料)

第六十八條の三十 國際登録に基づく商標権の設定の登録を受けようとする者は、議定書第八條(7)(a)に規定する個別の手数料(以下この条において「個別手数料」という。)として、一件ごとに、四千八百円に一の区分につき八万円を加えた額に相当する額を國際登録前に國際事務局に納付しなければならない。

2 國際登録に基づく商標権の存続期間の更新をする者は、個別手数料として、一件ごとに、十五万円に区分の数乗じて得た額に相当する額を國際事務局に納付しなければならない。

3 國際商標登録出願及び國際登録に基づく商標権については、第四十條から第四十三條まで及び第七十六條第二項(別表第一号に掲げる部分に限る。)の規定は、適用しない。

(通商産業省令への委任)

第六十八條の三十一 第六十八條の九から前条までに定めるもののほか、議定書及び議定書に基づく規則を実施するため必要な事項の細目は、通商産業省令で定める。

第三節 商標登録出願等の特例

(國際登録の取消し後の商標登録出願の特例)

第六十八條の三十二 議定書第六條(4)の規定により日本国を指定する國際登録の対象であつた商標について、当該國際登録において指定されていた商品又は役務の全部又は一部について当該國際登録が取り消されたときは、当該國際登録の名義人であつた者は、当該商品又は役務の全部又は一部について商標登録出願をすることができる。

2 前項の規定による商標登録出願は、次の各号のいずれにも該当するときは、同項の國際登録の國際登録の日(同項の國際登録が事後指定に係るものである場合は当該國際登録に係る事後指定の日)にされたものとみなす。

一 前項の商標登録出願が同項の國際登録が取り消された日から三月以内にされたものであること。

二 商標登録を受けようとする商標が前項の國際登録の対象であつた商標と同一であること。

三 前項の商標登録出願に係る指定商品又は指定役務が同項の國際登録において指定されていた商品又は役務の範囲に含まれていること。

3 第一項の國際登録に係る國際商標登録出願

についてパリ条約第四条の規定による優先権が認められていたときは、同項の規定による商標登録出願に当該優先権が認められる。

4 第一項の國際登録に係る國際商標登録出願については第九條の三又は第十三條第一項において読み替えて準用する特許法第四十三條の二第二項の規定による優先権が認められていたときも、前項と同様とする。

5 第一項の規定による商標登録出願についての第十條第一項の規定の適用については、同項中「商標登録出願の一部」とあるのは、「商標登録出願の一部(第六十八條の三十二第一項の國際登録において指定されていた商品又は役務の範囲に含まれているものに限る。)」とする。

(議定書の廃棄後の商標登録出願の特例)

第六十八條の三十三 議定書第十五條(5)(b)の規定により、日本国を指定する國際登録の名義人が議定書第二條(1)の規定に基づく國際出願をする資格を有する者でなくなつたときは、当該國際登録の名義人であつた者は、当該國際登録において指定されていた商品又は役務について商標登録出願をすることができる。

2 前条第二項から第五項までの規定は、第一項の規定による商標登録出願に準用する。この場合において、前条第二項第一号中「同項の國際登録が取り消された日から三月以内」とあるのは、「議定書第十五條(3)の規定による廃棄の効力が生じた日から二年以内」と読み替えるものとする。

(拒絶理由の特例)

第六十八條の三十四 第六十八條の三十二第一

項又は前条第一項の規定による商標登録出願についての第十五条の規定の適用については、同条中「次の各号の一に該当するとき」とあるのは、「次の各号の一に該当するとき又は第六十八条の三十二第二項若しくは第六十八条の三十三第一項の規定による商標登録出願が第六十八条の三十二第二項若しくは第六十八条の三十三第一項若しくは第六十八条の三十三第二項各号（第六十八条の三十三第二項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する要件を満たしていないとき」とする。

2 国際登録に係る商標権であつたものについての第六十八条の三十二第一項又は前条第一項の規定による商標登録出願（第六十八条の三十七及び第六十八条の三十九において「旧国際登録に係る商標権の再出願」という。）については、第十五条（第一号及び第二号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

（商標権の設定の登録の特例）
第六十八条の三十五 第六十八条の三十二第一項又は第六十八条の三十三第一項の規定による商標登録出願については、当該出願に係る国際登録の日（国際登録の存続期間の更新がなされたときは、直近の更新の日）から十年以内の間に商標登録をすべき旨の査定又は審決があつたときは、第十八条第二項の規定にかかわらず、商標権の設定の登録をする。

（存続期間の特例）
第六十八条の三十六 前条に規定する商標権の存続期間は、当該出願に係る国際登録の日（当該国際登録の存続期間の更新がなされたときは、直近の更新の日）から十年をもつて終了する。

2 前項に規定する商標権の存続期間については、第十九条第一項の規定は、適用しない。

（登録異議の申立ての特例）
第六十八条の三十七 旧国際登録に係る商標権の再出願に係る商標登録についての第四十三條の二の規定の適用については、同条中「商標登録」とあるのは、「商標登録（旧国際登録に係る商標権の再出願に係る商標登録にあつては、もとの国際登録に係る商標登録について登録異議の申立てがなされることなくこの条に規定する期間を経過したものを除く。）とする。

（商標登録の無効の審判の特例）
第六十八条の三十八 第六十八条の三十二第一項又は第六十八条の三十三第一項の規定による商標登録出願に係る商標登録についての第四十六條第一項の審判については、同条中「次の各号の一に該当するとき」とあるのは、「次の各号の一に該当するとき又は第六十八条の三十二第二項若しくは第六十八条の三十三第一項若しくは第六十八条の三十三第二項各号（第六十八条の三十三第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に違反してされたとき」とする。

第六十八条の三十九 旧国際登録に係る商標権の再出願に係る商標登録についての第四十七條の規定の適用については、同条中「請求することができない」とあるのは、「請求することができない。商標権の設定の登録の日から五年を経過する前であつても、旧国際登録に係る商標権の再出願に係る商標登録については、もとの国際登録に係る商標登録について本条の規定により第四十六條第一項の審判の請求がなくなつていないときも、同様とする。」とする。

第七十六條第一項中第七号を第十二号とし、第三号から第六号までを四号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の四号を加える。
三 第六十八條の二の規定により特許庁長官に国際登録出願をする者
四 第六十八條の四の規定により特許庁長官に事後指定をする者
五 第六十八條の五の規定により特許庁長官に国際登録の存続期間の更新の申請をする者
六 第六十八條の六の規定により特許庁長官に国際登録の名義人の変更の記録の請求をする者

（工業所有権に関する手続等の特例に関する法律の一部改正）
第六條 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「又は「審査官」を」、「審査官」又は「審判書記官」に、「又は審査官」を、「審査官又は審判書記官」に改める。
第四条第一項中「特許等関係法令に規定する特許庁長官が指定する職員」を「審判書記官」に、「又は審査を」若しくは「判定又は判定若しくはは特許異議の申立て若しくは登録異議の申立て」に改める。

第五条第二項及び第五項中「職員」の下に「又は審判書記官」を加える。
第十二條第一項第二号中「第七十一條第一項」の下に「（同法第六十八條の二十七において読み替えて適用する場合を含む。）」を加える。

（施行期日）
第一条 この法律は、平成十二年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第一条中特許法第七條第一項の表の改正規定及び同法第六十八條に二項を加える改正規定、第二条中実用新案法第三十一條第一項の表の改正規定及び同法第四十條に二項を加える改正規定並びに次条第十項、附則第三条第六項及び附則第七條から第十二條までの規定 公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日
二 第五条の規定並びに附則第六條、第十六條及び第十七條の規定 標準の国際登録に関するマドリッド協定の千九百八十九年六月二十七日にマドリッドで採択された議定書が日本国について効力を生ずる日
三 第六條中工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第十二條第一項第二号の改正規定 平成十三年一月一日
四 第一条中特許法第四十六條第一項にただし書を加える改正規定、同条第二項の改正規定及び同法第四十八條の三第一項の改正規定並びに次条第三項及び第四項の規定 平成十三年十月一日

(特許法の改正に伴う経過措置)

2 此の法律の施行後にされた特許出願であつて、特許法第四十四条第二項(同法第四十六条第五項及び実用新案法第十一条第一項において準用する場合を含む。)の規定により施行前にしたものとみなされるものについては、第一条の規定による改正後の特許法(以下「新特許法」という。)(第四十四条第四項(新特許法第四十六条第五項及び実用新案法第十一条第一項において準用する場合を含む。))の規定を適用する。

3 前条第四号に掲げる規定の施行前にした実用新案登録出願若しくは意匠登録出願に係る出願の変更については、新特許法第四十六条第一項若しくは第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 前条第四号に掲げる規定の施行の際現に特許庁に係属している特許出願に係る出願審査の請求については、新特許法第四十八条の第三項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5 この法律の施行の際現に特許庁に係属している特許権の存続期間の延長登録の出願については、その延長登録の出願についての査定又は審決が確定するまでは、なお従前の例による。

6 特許法第六十七条第二項の政令で定める処分を受けることが必要であるために特許発明の実施をすることが二年に満たない期間でできなかった者は、この法律の施行の日前三月以後に当該処分を受けたときは、特許権の存続期間の延長登録の出願をすることができる。

7 この法律の施行前に求められた特許発明の技術的範囲についての判定については、なお従前の例による。

8 新特許法第四章第二節(新特許法第六十五条第五項において準用する場合を含む。))の規定は、別段の定めがある場合を除き、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、第一条の規定による改正前の特許法(以下「旧特許法」という。)(第四章第二節の規定により生じた効力を妨げない。

9 新特許法第五十五条の三の規定は、この法律の施行前に、第二審である高等裁判所又は地方裁判所における口頭弁論が終結した事件及び簡易裁判所の判決又は地方裁判所が第一審としてした判決に対して上告をする権利を留保して控訴をしない旨の合意をした事件については、適用しない。

10 前条第一号に定める日前に既に納付した特許料又は同日前に納付すべきであった特許料(旧特許法第九十九条の規定によりその納付が猶予されたものを含む。))については、新特許法第九十七条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

11 この法律の施行前に特許をすべき旨の査定又は審決の謄本の送達があった特許出願に係る特許料の減免又は猶予については、新特許法第九十九条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

12 この法律の施行前にした特許出願に係る特許についての特許異議の申立て又は無効の理由については、なお従前の例による。

13 この法律の施行前に請求された特許異議の申立て若しくは特許法第二百三十三条第一項の審判

又は確定した取消決定に対する再審における明細書又は図面の訂正については、新特許法第二百三十四条の四第三項(新特許法第七十四条第一項において準用する場合を含む。))及び新特許法第二百三十四条第五項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

14 国際特許出願であつてこの法律の施行前に国際公開がされたものについての新特許法第八十四条の十第一項の規定の適用については、同項中「国際公開があつた後」とあるのは「国際公開があつた後(優先日から一年六月を経過する以前に国際公開があつたときは、優先日から一年六月を経過した時又は特許法等の一部を改正する法律(平成十一年法律第 号)の施行の時のいずれか早い時の後)」と、「特許権の設定の登録前に、外国語特許出願」とあるのは「特許権の設定の登録前(優先日から一年六月を経過する以前に国際公開がされた国際特許出願については、優先日から一年六月を経過した時又は特許法等の一部を改正する法律(平成十一年法律第 号)の施行の時のいずれか早い時の後)」と、特許権の設定の登録前に、外国語特許出願」とする。

(実用新案法の改正に伴う経過措置)
第三条 この法律の施行の際現に特許庁に係属している実用新案登録出願に係る考案の新規性の要件については、その実用新案登録出願について設定の登録がされるまでは、なお従前の例による。

2 この法律の施行後にされた実用新案登録出願であつて、実用新案法第十条第三項の規定により施行前にしたものとみなされるものについては、第二条の規定による改正後の実用新案法(以下「新実用新案法」という。)(第十条第八項及

び第九項の規定を適用する。
3 この法律の施行前に求められた登録実用新案の技術的範囲についての判定については、なお従前の例による。

4 新実用新案法第四章第二節の規定は、別段の定めがある場合を除き、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、第二条の規定による改正前の実用新案法(以下「旧実用新案法」という。)(第四章第二節の規定により生じた効力を妨げない。

5 新実用新案法第三十条において準用する新特許法第五十五条の三の規定は、この法律の施行前に、第二審である高等裁判所又は地方裁判所における口頭弁論が終結した事件及び簡易裁判所の判決又は地方裁判所が第一審としてした判決に対して上告をする権利を留保して控訴をしない旨の合意をした事件については、適用しない。

6 附則第一条第一号に定める日前に既に納付した登録料又は同日前に納付すべきであった登録料(旧実用新案法第三十六条において準用する旧特許法第九十九条の規定によりその納付が猶予されたものを含む。))については、新実用新案法第三十一条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

7 この法律の施行前にした実用新案登録出願に係る実用新案登録についての無効の理由については、なお従前の例による。

(意匠法の改正に伴う経過措置)
第四条 この法律の施行の際現に特許庁に係属している意匠登録出願に係る意匠の新規性の要件については、その意匠登録出願についての査定又は審決が確定するまでは、なお従前の例による。

る。

2 この法律の施行後にされた意匠登録出願であつて、意匠法第十条の二第二項(同法第十三条第五項において準用する場合を含む。)の規定により施行前にしたものとみなされるものについては、第三条の規定による改正後の意匠法(以下「新意匠法」という。)第十条の二第三項の規定を適用する。

3 この法律の施行前に求められた登録意匠及びこれに類似する意匠の範囲についての判定については、なお従前の例による。

4 新意匠法第四章第二節の規定は、別段の定めがある場合を除き、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、第三条の規定による改正前の意匠法第四章第二節の規定により生じた効力を妨げない。

5 新意匠法第四十一条において準用する新特許法第五十五条の三の規定は、この法律の施行前に、第二審である高等裁判所又は地方裁判所における口頭弁論が終結した事件及び簡易裁判所の判決又は地方裁判所が第一審としてした判決に対して上告をする権利を留保して控訴をしない旨の合意をした事件については、適用しない。

6 この法律の施行前にした意匠登録出願に係る意匠登録についての無効の理由については、なお従前の例による。

(第四条の規定による商標法の改正に伴う経過措置)

第五条 この法律の施行後にされた商標登録出願であつて、商標法第十条第二項(同法第十一条第五項及び第十二条第三項において準用する場合を含む。)の規定により施行前にしたものとみなされるものについては、第四条の規定による改

正後の商標法(以下「新商標法」という。)第十条第三項の規定を適用する。

2 新商標法第十二条の二及び第十三条の二の規定は、この法律の施行後にした商標登録出願から適用する。

3 この法律の施行前に求められた商標権の効力についての判定については、なお従前の例による。

4 第一項から前項までの規定は、防護標章登録出願及び防護標章登録に基づく権利に準用する。

5 新商標法第四章第二節の規定は、別段の定めがある場合を除き、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、第四条の規定による改正前の商標法第四章第二節の規定により生じた効力を妨げない。

6 新商標法第三十九条において準用する新特許法第五十五条の三の規定は、この法律の施行前に、第二審である高等裁判所又は地方裁判所における口頭弁論が終結した事件及び簡易裁判所の判決又は地方裁判所が第一審としてした判決に対して上告をする権利を留保して控訴をしない旨の合意をした事件については、適用しない。

7 新商標法第六十八条の二第二項の規定は、この法律の施行後に商標登録をすべき旨の査定又は審決の謄本の送達があつた商標登録出願から適用する。

(第五条の規定による商標法の改正に伴う経過措置)

第六条 附則第一条第二号に定める日前にした商標登録出願についての商標登録をすべき旨の査定又は審決については、第五条の規定による改正後の商標法第十六条の規定にかかわらず、な

お従前の例による。

(昭和六十年旧特許法の一部改正)

第七条 特許法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第四十一号)附則第一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の特許法(以下「昭和六十年旧特許法」という。)の一部を次のように改正する。

第七百七条第一項の表中「七千四百円」を「五千六百円」に、「一万二千二百円」を「八千四百円」に、「二万二千四百円」を「一万六千八百円」に、「四万四千八百円」を「三万三千六百円」に改める。

(昭和六十年旧特許法の一部改正に伴う経過措置)

第八条 附則第一条第一号に定める日前に前条の規定による改正前の昭和六十年旧特許法第七百七条第一項の規定により既に納付した特許料又は同日前に同項の規定により納付すべきであつた特許料(昭和六十年旧特許法第九十九条の規定によりその納付が猶予されたものを含む。)については、前条の規定による改正後の昭和六十年旧特許法第七百七条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(昭和六十二年改正法の一部改正)

第九条 特許法等の一部を改正する法律(昭和六十二年法律第二十七号)以下「昭和六十二年改正法」という。)の一部を次のように改正する。

附則第三条第三項の表中「七千円」を「八千五百円」に、「七千四百円」を「五千六百円」に、「一万二千二百円」を「八千四百円」に、「二万二千四百円」を「一万六千八百円」に、「四万四千八百円」を「三万三千六百円」に、「四万四千八百円」を「五万四千円」に、「四万四千八百円」を「

三万三千六百円」に改め、同条第四項中「新特許法」を「特許法」に、「別表第五号」を「別表第六号」に、「五万六千二百円」を「八万四千三百円」に、「八千八百円」を「二千七百円」に、「七万五千円」を「七万七千三百円」に、「一万二千円」を「九千円」に、「同表第十号」を「同表第十三号」に、「三万九千六百円」を「四万九千五百円」に、「四千四百円」を「五千五百円」に改める。

附則第五条第二項中「新実用新案法」を「特許法等の一部を改正する法律(平成五年法律第二十六号)以下この項において「平成五年改正法」という。)附則第四条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成五年改正法第三條の規定による改正前の実用新案法」に改め、同項の表中「九千五百円」を「九千三百円」に、「一万八千九百円」を「一万八千五百円」に、「三万七千八百円」を「三万七千円」に改める。

(昭和六十二年改正法の一部改正に伴う経過措置)

第十条 附則第一条第一号に定める日前に前条の規定による改正前の昭和六十二年改正法附則第三条第三項の規定により読み替えて適用される旧特許法第七百七条第一項の規定により既に納付した特許料又は同日前に同項の規定により納付すべきであつた特許料(旧特許法第九十九条の規定によりその納付が猶予されたものを含む。)については、前条の規定による改正後の昭和六十二年改正法附則第三条第三項の規定により読み替えて適用される新特許法第七百七条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 附則第一条第一号に定める日前に前条の規定による改正前の昭和六十二年改正法附則第五条第二項の規定により読み替えて適用される旧実用新案法第三十一条第一項の規定により既に納

付した登録料又は同日前に同項の規定により納付すべきであった登録料(旧実用新案法第三十六條の規定によりその納付が猶予されたものを含む。)については、前條の規定による改正後の昭和六十二年改正法附則第五條第二項の規定により読み替えて適用される新実用新案法第三十一條第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(平成五年旧実用新案法の一部改正)

第十一條 特許法等の一部を改正する法律(平成五年法律第二十六号。以下「平成五年改正法」という。)附則第四條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第三條の規定による改正前の実用新案法(以下「平成五年旧実用新案法」という。)の一部を次のように改正する。

第三十一條第一項の表中「千円」を「八百円」に、「千円」を「千六百円」に、「四千円」を「三千二百円」に改める。

(平成五年旧実用新案法の一部改正に伴う経過措置)

第十二條 附則第一條第一号に定める日前に前條の規定による改正前の平成五年旧実用新案法第三十一條第一項の規定により既に納付した登録料又は同日前に同項の規定により納付すべきであった登録料(平成五年旧実用新案法第三十四條において準用する平成五年改正法附則第四條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成五年改正法第一條の規定による改正前の特許法第九條の規定によりその納付が猶予されたものを含む。)については、前條の規定による改正後の平成五年旧実用新案法第三十一條第一項の規定にかかわらず、なお従前の例

による。

(平成五年旧特例法の一部改正)

第十三條 平成五年改正法附則第四條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた工業所有権に関する手続等の特例に関する法律の一部を次のように改正する。

第六條の見出しを「電子情報処理組織による特定手続の特例」に改め、同條第一項を次のように改める。

電子情報処理組織を使用して特定手続を行う者は、電気通信回線の故障その他の事由により当該特定手続を行うことができない場合において、特許庁長官が必要があると認めるときは、電子情報処理組織の使用に代えて、政令で定めるところにより、磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。)の提出によりその特定手続を行うことができる。

第六條第二項中「特定手続等」を「特定手続」に改め、同條第三項中「特定手続等」を「特定手続」に改め、「当該磁気ディスクに添付された図面の内容その他の政令で定める事項」を削る。

第七條第一項中「特定手続等」のうち特許出願その他の政令で定める手続を「特定手続(政令で定める手続を除く。)」に、「当該手続に」を「その手続に」に改め、「であつて政令で定めるもの及び(通商産業省令で定めるものを除く。)」を削り、同條第二項中「前項の政令で定める手続」を「特定手続(前項の政令で定める手続を除く。)」に改める。

第八條第一項中「特定手続等」を「特定手続その他特許庁長官、審判長又は審査官に対する

手続であつて政令で定めるもの(以下この項及び次項において「特定手続等」という。))が、「前條第一項の政令で定める手続」を「特定手続(前條第一項の政令で定める手続を除く。)」に改め、「その他の政令で定める事項」を削る。

(平成五年改正法の一部改正)

第十四條 平成五年改正法の一部を次のように改正する。

附則第四條第二項中「において、の下に」この法律の施行後に請求される明細書又は図面の訂正並びに「を」を加え、「以下「平成十年改正法」という。を削り、「又は明細書若しくは図面の訂正及び平成十年改正法」を「及び特許法等の一部を改正する法律(平成十一年法律第 号。以下「平成十一年改正法」という。))」に改め、同項の表第四條第二項の項下欄中「場合に準用する」を「場合に準用する。この場合において、前

條第三項中「第一項第一号の場合」は「とあるのは、第三十七條第一項又は第四十八條の十二第一項の審判においては、当該審判の請求がされていない請求項についての訂正であつて、第四十條第二項第一号の場合」と読み替へるものとす」に改め、同表第六十一條の項下欄中「一 第五十六條第二項、第五十七條又は第五十八條 各本條の罰金刑」を「三 第五十六條第二項、第五十八條、三千万円以下の罰金」に改め、同條に次の一項を加える。

3 平成十一年改正法の施行前に請求された旧実用新案法第三十七條第一項又は第四十八條の十二第一項の審判における明細書又は図面の訂正については、第二項において読み替へ

られた旧実用新案法第四十條第五項後段の規定は、適用しない。

(平成六年改正法の一部改正)

第十五條 特許法等の一部を改正する法律(平成六年法律第十六号)の一部を次のように改正する。

附則第九條第二項中「新々特許法」を「特許法等の一部を改正する法律(平成十一年法律第 号。以下「平成十一年改正法」という。))による改正後の特許法(以下「平成十一年改正特許法」という。))」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、平成十一年改正法の施行の際現に特許庁に係属している登録異議の申立てにおける明細書又は図面の訂正については、平成十一年改正特許法第二百二十條の四第三項後段の規定は、適用しない。

附則第九條第四項から第六項までの規定中「新々特許法」を「平成十一年改正特許法」に改める。

(弁理士法の一部改正)

第十六條 弁理士法(大正十年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第一條中「國際出願」の下に「若ハ國際登録出願を加える。

第九條中「称ス」の下に「若ハ商標法ノ規定ニ依ル國際登録出願(以下単ニ國際登録出願ト称ス)」を加える。

第二十二條ノ第二項中「國際出願」の下に「若ハ國際登録出願を加える。

(登録免許税法の一部改正)

第十七條 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

衆議院議長 伊藤宗一郎
参議院議長 斎藤 十朗殿

都市開発資金の貸付けに関する法律等の一部を改正する法律案

都市開発資金の貸付けに関する法律等の一部を改正する法律

(都市開発資金の貸付けに関する法律の一部改正)

第一条 都市開発資金の貸付けに関する法律(昭和四十二年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

第一条第五項中「昭和六十二年法律第六十二号」の下に、「以下「民間都市開発法」という。」を、「民間都市開発推進機構」の下に、「以下「民間都市機構」という。」を加え、同項を同条第八項とし、同条第四項を同条第七項とし、同条第三項中「又は地方自治法」を「若しくは地方自治法」に、「次に掲げる貸付け」を「第一号若しくは第二号に掲げる貸付けを行う場合又は地方公共団体が第三号に掲げる貸付け」に、「当該都道府県又は指定都市を」これらの地方公共団体に改め、「(第一号)の下に」又は第三号を加え、同項第一号中「この号及び次号を」この項に改め、「(以下「組合」という)を削り、同号イ中「第十八条を」第十八条第一項に改め、同項第二号中「組合を」土地区画整理組合に改め、同項に次の一号を加える。

三 土地区画整理事業(第一号イからホまでに掲げる土地区画整理事業で、施行地区の面積、公共施設の種別及び規模等が同号の政令で定める基準に適合するものに限る)の施行者(土地区画整理法第二条第三項に規定する施行者をいう。以下この号において同じ)が、保留地(同法第九十六条第一項又は第二項の規定により換地として定めない土地をいう。以下この号において同じ)の全部又は一部を、建設省令で定めるところにより公募して譲渡しようとしたにもかかわらず譲渡することができなかった場合において、施行者又は施行者である土地区画整理組合の組合員が出資している法

人で政令で定めるものに取得させるときは当該法人に対する当該保留地の全部又は一部の取得に必要な費用で政令で定める範囲内のものに充てるための無利子の資金の貸付け

第一条第三項を第四項とし、同項の次に次の二項を加える。

5 国は、住宅・都市整備公団に対し、住宅・都市整備公団法(昭和五十六年法律第四十八号)第二十九条第一項第一号から第五号までに掲げる業務のうち市街地の整備改善又は賃貸住宅の供給を図るものであつて政令で定めるもの並びに同項第六号から第十二号まで及び第十五号に掲げる業務に要する資金の一部を貸し付けることができる。

6 国は、地域振興整備公団に対し、地域振興整備公団法(昭和三十七年法律第九十五号)第十九条第一項第一号に掲げる業務に要する資金の一部を貸し付けることができる。

3 国は、市街地再開発事業(都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)による市街地再開発事業をいう。以下同じ)による土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新に資するため、地方公共団体が次に掲げる貸付けを行う場合において、特に必要があると認めるときは、当該地方公共団体に對し、当該貸付けに必要な資金の二分の一以内を貸し付けることができる。

一 市街地再開発事業を施行する個人施行者(都市再開発法第七条の十五第二項に規定する個人施行者をいう)で政令で定めるもの又は市街地再開発組合に対する当該市街地再開発事業に要する費用で政令で定める範囲内のものに充てるための無利子の資金の貸付け

二 市街地再開発事業の施行者(都市再開発法第二条第二号に規定する施行者をいう)で政令で定めるもの

以下この号において同じ)が、施設建築物又は施設建築敷地(同条第六号又は第七号に規定する施設建築物又は施設建築敷地をいう。以下この号において同じ)に関する権利(施行地区(同条第三号に規定する施行地区をいう)内に宅地、借地権又は権原に基づき建築物を有する者(施行者を除く)が当該権利に対応して与えられることとなるものを除く。以下この号において同じ)の全部又は一部を、建設省令で定めるところにより公募して譲渡しようとしたにもかかわらず譲渡することができなかった場合において、施行者又は施行者である市街地再開発組合の組合員が出資している法人で政令で定めるものに取得させるときは当該法人に対する当該施設建築物又は施設建築敷地に関する権利の全部又は一部の取得に

必要な費用で政令で定める範囲内のものに充てるための無利子の資金の貸付け

第二条第一項中「前条第一項若しくは第四項」を「前条第一項、第二項若しくは第七項に」、「同条第三項」を「同条第四項に」、「同条第二項若しくは第四項」を「同条第三項、第二項若しくは第七項に」に改め、同条第二項中「前条第三項」の下に「の規定による貸付金、同条第四項を」、「同条第一号」の下に「若しくは第三号を加え、又は同条第五項を」、「同条第五項、第六項又は第八項」に改め、同条第三項中「第四項を」第七項に改め、同条第四項を次のように改める。

4 前条第三項の国又は地方公共団体の貸付金の償還期間、据置期間及び償還方法は、次の表の区分の欄各項目に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の償還期間の欄、据置期間の欄及び償還方法の欄各項目に掲げるとおりとする。

項 区 分	償 還 期 間	据 置 期 間	償 還 方 法
一 前条第三項第一号の貸付金	八年(都市再開発法第十一条第二項の規定により設立された市街地再開発組合で同条第三項の規定による事業計画の認可を受けていないものにあつては、十二年)以内		一括償還
二 前条第三項第二号の貸付金	二十五年以内(据置期間を含む。)	十年以内	均等半年賦償

第二条第七項中「前条第五項」の下に、「第六項又は第八項」を、「二十年」の下に「同条第五項又は第六項の規定による貸付金にあつては十年以内の、同条第八項の規定による貸付金にあつては」を加え、同項を同条第八項とし、同条第六項中「前条第三項」の下に「又は第四項を加え、(都道府県若しくは指定都市を、地方公共団体に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「の都道府県若しくは指定都市を、又は第四項の地方公共団体に」、「個人施行者若しくは組合又は個人施行者若しくは組合から委託を

受けて土地区画整理事業の施行に関する業務を行う者が」を「者が」に、「(都道府県又は指定都市を、地方公共団体に」、「個人施行者若しくは組合又は個人施行者若しくは組合から委託を受けて土地区画整理事業の施行に関する業務を行う者から」を「貸付けを受けた者から」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 前条第四項の国又は地方公共団体の貸付金の償還期間、据置期間及び償還方法並びに同項の都道府県又は指定都市の貸付金の償還期

平成十一年三月三十一日 参議院會議録第十一号 都市開発資金の貸付けに関する法律等の一部を改正する法律案

限は、次の表の区分の欄各項に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の償還期間の欄、据置期間

間の欄及び償還方法の欄並びに償還期限の欄各項に掲げるとおりとする。

項 区 分	償還期間	据置期間	償還方法	償 還 期 限
一 前条第四項第一号の貸付金(二)の項に掲げるものを除く。	八年以内 (据置期間を含む。)	六年以内	均等半年賦償還	土地区画整理法第九條第三項又は第二十一條第三項の規定による公告があつた日の翌日から起算して十年以内
二 前条第四項第二号の貸付金のうち土地区画整理法第十四條第二項の規定により設立された土地区画整理組合で同条第三項の規定による事業計画の認可を受けていないものに對するもの	十年以内 (据置期間を含む。)	八年以内	均等半年賦償還	土地区画整理法第二十一條第四項の規定による公告があつた日の翌日から起算して十二年以内
三 前条第四項第二号の貸付金(四)の項に掲げるものを除く。	八年以内 (据置期間を含む。)	四年以内	元金均等還	土地区画整理法第九條第三項又は第二十一條第三項の規定による公告があつた日の翌日から起算して十年以内
四 前条第四項第二号の貸付金のうち土地区画整理法第十四條第二項の規定により設立された土地区画整理組合で同条第三項の規定による事業計画の認可を受けていないものに對するもの	十年以内 (据置期間を含む。)	六年以内	元金均等還	土地区画整理法第二十一條第四項の規定による公告があつた日の翌日から起算して十二年以内
五 前条第四項第三号の貸付金	二十五年 (据置期間を含む。)	十年以内	均等半年賦償還	

第二条に次の二項を加える。

9 国は、前条第八項の規定による貸付金で民間都市開発法第四條第一項第一号に掲げる業務に要する資金に係るものについて民間都市機構が当該貸付金を充てて負担した費用の償還方法を勘案し特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、その償還を、一括償還の方法によるものとすることができ

る。この場合においては、その償還期間は、十年以内とする。

附則第二項中「民間都市開発の推進に関する特別措置法第三條第一項の規定により指定された民間都市開発推進機構(以下単に「機構」という。を「民間都市機構」に、「同法」を「民間都市開発法」に改める。

附則第五項中「機構」を「民間都市機構」に、

「民間都市開発の推進に関する特別措置法」を「民間都市開発法」に改め、「業務」の下に「及び民間都市開発法附則第十七條第一項の規定により建設大臣の指示を受けて行う業務」を加える。

附則第六項中「機構」は、民間都市開発の推進に関する特別措置法附則第十四條第二項各号に掲げるを「民間都市機構」は、前項に規定するに、「前項」を「同項」に改める。

附則に次の二項を加える。

9 平成十二年三月三十一日までの間における第一条第三項又は第四項の規定による貸付金については、同条第三項中「資金の二分の一以内」とあり、及び同条第四項中「資金(第一号又は第三号に掲げる貸付けにあつては、当該貸付けに必要な資金の二分の一以内)」とあるのは「資金」と、同条第三項並びに第四項第一号及び第三号中「政令で定める範囲内」とあるのは「政令で定める範囲の二分の一以内」とする。

(民間都市開発の推進に関する特別措置法の一部改正)

第二条 民間都市開発の推進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 民間都市開発推進機構(第三条・第十四條)

第三章 事業用地適正化計画の認定(第十四條の二・第十四條の三)

第四章 雑則(第十五條・第十九條)

第五章 罰則(第二十条・第二十二條)

附則

第一章 総則

第二条の次に次の章名を付する。

第二章 民間都市開発推進機構

第五條第一項中「第一条第五項」を「第一条第八項」に改める。

第十四條の次に次の一章及び章名を加える。

第三章 事業用地適正化計画の認定

(事業用地適正化計画の認定)

第十四條の二 民間都市開発事業を施行しようとする者は、従前から所有権又は借地権を有する土地にこれに隣接する土地を合せて適正な形状、面積等を備えた一団の土地とし、当該一団の土地を民間都市開発事業の用に供しようとするときは、建設省令で定めるところにより、隣接する土地の所有権の取得又は借地権の取得若しくは設定(以下この章及び附則第十七條第一項において「所有権の取得等」という。)をし、民間都市開発事業の用に供する一団の土地としてその形状、面積等を適正化する計画(以下「事業用地適正化計画」という。)を作成し、建設大臣の認定を申請することができる。

2 建築物の敷地を整備し、当該敷地を民間都市開発事業を施行しようとする者に譲渡し、又は賃貸する事業を施行しようとする者は、従前から所有権又は借地権を有する土地(建築物の敷地を整備しようとする土地の区域内に当該民間都市開発事業を施行しようとする者が所有権又は借地権を有する土地がある場合にあつては、当該土地を含む。)にこれに隣接する土地を合せて適正な形状、面積等を備えた一団の土地とし、当該一団の土地を建築物の敷地として整備し民間都市開発事業の用に供せようとするときは、当該民間都市開発事業を施行しようとする者と共同して、建設省令で定めるところにより、事業用地適正化計画を作成し、建設大臣の認定を申請することができる。

3 前二項の認定(以下「計画の認定」という。)を申請しようとする者は、事業用地適正化計画について、民間都市開発事業の用に供しよ

うとする一団の土地(以下この章において「事業用地」という。)について所有権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者又は事業用地の区域内の建築物について権利を有する者の同意を得なければならぬ。ただし、その権利をもって計画の認定を申請しようとする者に対抗することができない者については、この限りでない。

4 前項の場合において、事業用地について所有権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者又は事業用地の区域内の建築物について権利を有する者のうち、事業用地について所有権又は借地権を有する者及び権原に基づいて存する建築物について所有権又は借家権を有する者以外の者を確知することができないときは、確知することができない理由を記載した書面を添えて、計画の認定を申請することができる。

5 事業用地適正化計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 事業用地の位置及び面積
- 二 申請者が従前から所有権又は借地権を有する事業用地の区域内の土地の所在、地番、地目及び面積並びに当該土地について申請者の有する権利の種類及び内容
- 三 申請者が所有権の取得等しようとする前号の土地に隣接する土地(以下「隣接土地」という。)の所在、地番、地目及び面積、取得又は設定をしようとする権利の種類及び内容並びに隣接土地の所有権又は借地権を有する者の氏名又は名称及び住所
- 四 隣接土地の所有権の取得等の方法申請者が所有権若しくは借地権を有する土地又は所有権を有する建築物との交換により取得する場合にあつては、当該土地又は建築物の所在及び地番を含む。)及び予定時期
- 五 事業用地において施行される民間都市開発事業の概要及び施行の予定時期

六 隣接土地の所有権の取得等及び民間都市開発事業の施行に関する資金計画

七 その他建設省令で定める事項

6 第二項の事業用地適正化計画には、前項各号に掲げるもののほか、建築物の敷地を整備し、当該敷地の譲渡又は賃貸をする事業を施行する者及び民間都市開発事業を施行する者の氏名又は名称を記載しなければならない。

(事業用地適正化計画の認定基準)

第十四条の三 建設大臣は、計画の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る事業用地適正化計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、計画の認定をすることができる。

一 事業用地が次に掲げる要件に該当すること。

イ 住宅の用、事業の用に供する施設の使用その他の用途に供されておらず、又はその土地の利用の程度がその周辺の地域における同一の用途若しくはこれに類する用途に供されている土地の利用の程度に比し著しく劣つていないと認められること。

ロ 次のいずれかに該当する土地の区域内にあり、かつ、都市計画法第七條第一項に規定する市街化区域の区域(同項に規定する市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画が定められていない都市計画区域にあつては、同法第八條第一項第一号に規定する用途地域が定められている土地の区域)内にあること。

- (1) 首都圏整備法(昭和三十一年法律第八十三号)第二條第三項に規定する既成市街地、同条第四項に規定する近郊整備地帯又は同条第五項に規定する都市開発区域
- (2) 近畿圏整備法(昭和三十八年法律第百二十九号)第二條第三項に規定する

既成都市区域、同条第四項に規定する近郊整備区域又は同条第五項に規定する都市開発区域

(3) 中部圏開発整備法(昭和四十一年法律第百二号)第二條第三項に規定する都市整備区域又は同条第四項に規定する都市開発区域

(4) 道府県庁所在の市その他政令で定める都市の区域

ハ 面積が政令で定める規模以上であること。

ニ イからハまでに掲げるもののほか、民間都市開発事業の用に供されることが適当であるものとして建設省令で定める基準に該当するものであること。

二 申請者が従前から所有権又は借地権を有する土地が、その形状、面積等からみて申請に係る民間都市開発事業の用に供することが困難又は不適当であること。

三 取得又は設定をしようとする隣接土地の権利の内容並びに隣接土地の所有権の取得等の方法及び予定時期が適切なものであること。

四 民間都市開発事業の内容が土地の合理的かつ健全な利用及び都市機能の増進に寄与するものであり、かつ、その施行の予定時期が適切なものであること。

五 隣接土地の所有権の取得等及び民間都市開発事業の施行に必要な経済的基礎並びにこれらを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること。

(事業用地適正化計画の認定通知)

第十四条の四 建設大臣は、計画の認定をしたときは、速やかに、その旨を機構に通知しなければならない。

(事業用地適正化計画の変更)

第十四条の五 計画の認定を受けた事業者(以下「認定事業者」という。)は、当該計画の認定を受けた事業用地適正化計画(以下「認定計画」という。)の変更(建設省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、建設大臣の認定を受けなければならない。

2 前三條の規定は、前項の場合について準用する。

(報告の徴収)

第十四条の六 建設大臣は、認定事業者に対し、認定計画(前条第一項の変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下同じ。)に係る隣接土地の所有権の取得等及び民間都市開発事業の施行の状況について報告を求めることができる。

(地位の承継)

第十四条の七 認定事業者の一般承継人又は認定計画に係る事業用地の区域内に認定事業者が有していた土地の全部につき所有権の取得等をした者は、建設大臣の承認を受けて、当該認定事業者が有していた計画の認定に基づく地位を承継することができる。

(機構による支援措置)

第十四条の八 建設大臣は、認定計画に係る隣接土地の所有権の取得等を促進するため必要があるとき、認定事業者(第十四条の二第二項の認定にあつては、建築物の敷地を整備し、当該敷地の譲渡又は賃貸をする事業を施行する者に限る。第十四条の十、第十四条の十一第一項及び附則第十七條第三項において同じ。)又は隣接土地の所有権若しくは借地権を有する者に対し必要な資金のあつせんを行うべきことを指示することができる。

2 機構が前項の規定により建設大臣の指示を受けて行う業務(以下単に「第十四条の八第一項の業務」という。)を行う場合には、第十四条第一項各号に掲げる業務とあるのは、「第十四条第一項各号に掲げる業務及び第

平成十一年三月三十一日 参議院会議録第十一号

第十四条の八第一項の業務」とする。

(税制上の措置)

第十四条の九 国は、租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)で定めるところにより、認定計画に係る隣接土地の所有権の取得等を促進するために必要な措置を講ずるものとする。

(改善命令)

第十四条の十 建設大臣は、認定事業者が認定計画に従つて隣接土地の所有権の取得等をしていないと認めるときは、当該認定事業者に対し、相当の期間を定めて、その改善に必要な措置を命ずることができる。

(計画の認定の取消)

第十四条の十一 建設大臣は、認定事業者が前条の規定による処分違反したときは、計画の認定を取り消すことができる。

第十四条の十二 建設大臣は、民間都市開発事業が認定計画に従つて施行されていないと認めるときは、認定事業者(第十四条の二第二項の認定にあつては、民間都市開発事業を施行する者に限る。)に対し、相当の期間を定めて、その改善に必要な措置を勧告することができる。

(勧告)

第十四条の十三 建設大臣は、民間都市開発事業が認定計画に従つて施行されていないと認めるときは、認定事業者(第十四条の二第二項の認定にあつては、民間都市開発事業を施行する者に限る。)に対し、相当の期間を定めて、その改善に必要な措置を勧告することができる。

第四章 雑則

第二十条の前に次の章名を付し、同条の前の見出しを削る。

第五章 罰則

附則第十四条第一項中「各号に掲げる業務」の下に「及び第十四条の八第一項の業務を加え、同条第二項中「第四号第一項各号」の下に「に掲げる業務、第十四条の八第一項の業務を、第一号の下に「及び第四号」を加え、「同号の事業見込地」を「第一号の事業見込地又は第四号に規定する土地」に、「平成十一年三月三十一日」を「平成十四年三月三十一日」に改め、同項第一号中「次に掲げる要件に該当する」を「第十四条の三第一号イ及びロに掲げる要件に該当するに改め、イからハまでを削り、同項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同項を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

都市開発資金の貸付けに関する法律等の一部を改正する法律案

号に規定する土地」に、「平成十一年三月三十一日」を「平成十四年三月三十一日」に改め、同項第一号中「次に掲げる要件に該当する」を「第十四条の三第一号イ及びロに掲げる要件に該当するに改め、イからハまでを削り、同項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同項を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 その整備が隣接する事業見込地における民間都市開発事業の促進に資する道路で政令で定めるものとなるべき区域内の土地の取得及び管理をし、並びに取得した土地を当該道路を管理すべき者に譲渡すること。

附則第十四条第三項中「及び第三号」を、「第三号及び第四号」に改め、「同条第二項第一号」の下に「及び第四号」を加え、同条第四項中「第二項第一号」の下に「若しくは第四号」を加える。

附則第十五条の見出し中「第三号まで」の下に「又は第二項第一号若しくは第四号」を加え、同条第三項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項を「第一項」に、「二十年」を「二十年(五年以内の据置期間を含む)以内とし、前項の規定による貸付金の償還期間は十年に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 政府は、機構に対し、都市開発資金の貸付けに関する法律附則第二項及び第五項並びに前項の規定によるもののほか、前条第二項第一号又は第四号に掲げる業務に要する資金のうち、政令で定める道路の整備に関する費用に充てるべきものの一部を無利子で貸し付けることができる。

附則第十八条第三項中「資金」の下に「(前条第二項に規定する費用に充てるべきものを除く)」を加える。

附則に次の一条を加える。

(事業用地適正化計画に係る機構の支援措置の特例)

第十七条 建設大臣は、機構が附則第十四条第二項各号に掲げる業務を行う間、認定計画に係る隣接土地の所有権の取得等を促進するため必要があると認めるときは、機構に対し、第十四条の八第一項に規定するもののほか、認定事業者又は隣接土地の所有権若しくは借地権を有する者に対し必要な土地のあつせん又は民間都市開発事業の調整を行うべきことを指示することができる。

2 機構が前項の規定により建設大臣の指示を受けて行う業務(以下この項において単に「附則第十七条第一項の業務」という。)を行う場合には、第十一條第一項、第十二条及び第十七条第三号中「第四号第一項各号」に掲げる業務とあるのは、「第四号第一項各号」に掲げる業務及び附則第十七条第一項の業務」とする。

3 機構は、附則第十四条第二項第一号及び第八項の規定にかかわらず、認定計画に係る隣接土地の所有権の取得等を促進するため必要があると認めるときは、認定事業者の申出に応じて、取得した事業見込地における民間都市開発事業の施行に支障のない範囲内で、政令で定めるところにより、当該事業見込地の一部を当該認定事業者又は認定計画に係る隣接土地の所有権又は借地権を有する者に譲渡することができる。

(土地区画整理法の一部改正)

第三条 土地区画整理法(昭和二十九年法律第十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第八十五条の二」を「第八十五条の三」に、「第八節 住宅先行建設区における住宅の建設(第百七十七条の二)」を「第九節 建設大臣の技術検定等(第百七十七条の三)」(第百七十七条の十)に改める。

第六条中第七項を第九項とし、第四項から第六項までを二項ずつ繰り下げ、第三項の次に次の二項を加える。

4 都市計画法第十二条第二項の規定により市街地再開発事業(都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)による市街地再開発事業をいう。以下同じ。)について都市計画に定められた施行区域をその施行地区に含む土地区画整理事業の事業計画においては、建設省令で定めるところにより、当該施行区域内の全部又は一部について、土地区画整理事業と市街地再開発事業を一体的に施行すべき土地の区域(次項、第八十五条の三第一項から第四項まで並びに第八十九条の三の規定において「市街地再開発事業区」という。)を定めることができる。

5 市街地再開発事業区の面積は、第八十五条の三第一項の規定による申出が見込まれるものについての換地の地積の合計を考慮して相当と認められる規模としなければならない。

第十四条第二項中「については、」の下に「第一項又は」を加え、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 組合を設立しようとする者は、事業計画の決定に先立つて組合を設立する必要があると認める場合においては、前項の規定にかかわらず、七人以上共同して、定款及び事業基本方針を定め、建設省令で定めるところにより、その組合の設立について都道府県知事の認可を受けることができる。

3 前項の規定により設立された組合は、建設省令で定めるところにより、都道府県知事の認可を受けて、事業計画を定めるものとする。

第十六条の見出しを「事業計画及び事業基本方針」に改め、同条中「第十四条第一項」の下に「又は第三項」を加え、同条に次の三項を加える。

2 第十四条第二項の事業基本方針においては、建設省令で定めるところにより、施行地区及び土地区画整理事業の施行の方針を定めなければならない。

3 事業基本方針においては、施行地区は、施行区域の内外にわたらないように定めなければならない。

4 第十四条第三項の事業計画は、同条第二項の事業基本方針に即したものでなければならぬ。

第十七条中「第十四条第一項の下に」又は第三項を加える。

第十八条の見出し中「事業計画」の下に「又は事業基本方針」を加え、同条中「第十四条第一項の下に」又は第二項を、「事業計画」の下に「又は事業基本方針」を加える。

第二十条第一項中「第十四条第一項の下に」又は第三項を、「区域の下に」(同項に規定する認可の申請にあつては、施行地区)を加え、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、「次条第一項各号の下に」(第十四条第三項に規定する認可の申請にあつては、次条第一項第三号を除く)を加え、同条第三項及び第五項中「第十四条第一項の下に」又は第三項を加える。

第二十一条第一項中「第十四条第一項の下に」から第三項までを、「各号の下に」(同項に規定する認可の申請にあつては、第三号を除く)を加え、「及び次項の規定に該当するときを削り、同項第二号中「事業計画」の下に」若しくは事業基本方針を加え、同条第二項中「都道府県知事を」前項の規定にかかわらず、都道府県知事に改め、「第十四条第一項の下に」又は第二項を加え、同条第三項中「第十四条第一項の下に」又は第三項を加え、同条第六項中「組合は」の下に「第十四条第一項の認可に係る」を加え、「組合」を「組合」に改め、「もつて」の下に「第四項の公告があるまでは組合の成立又は定款若しくは事業基本方針をもつて、

同条第三項の認可に係る第一項の公告があるまでは事業計画をもつて、」を加え、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「第十四条第一項の下に」又は第二項を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 都道府県知事は、第十四条第二項に規定する認可をした場合においては、遅滞なく、建設省令で定めるところにより、組合の名称、施行地区その他建設省令で定める事項を公告しなければならない。

第三十一条中「左の各号」を「次に」に改め、第十一号を第十二号とし、第六号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、同条第五号中「除く外」を除くほか」に改め、同号を同条第六号とし、同条第四号を同条第五号とし、同条第三号を同条第四号とし、同条第二号中「事業計画」の下に「又は事業基本方針」を加え、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 事業計画の決定
第三十二条第七項中「第十四条第一項の下に」又は第二項を加える。
第三十四条第二項中「第二号」を「第三号」に、「同条第十号」を「同条第二号及び第十一号」に改める。

第三十五条第一項中「第三十一条第七号から第九号まで」を「第三十一条第八号から第十号まで」に改める。
第三十九条の見出し中「及び事業計画」を「又は事業計画若しくは事業基本方針」に改め、同条第一項中「事業計画」の下に「若しくは事業基本方針」を加え、同条第二項中「おける事業計画の下に」又は事業基本方針を加え、「及び第五項」を「及び第六項」に、「第二十一条第五項」を「第二十一条第六項」に改め、同条第三項中「事業計画」の下に「若しくは事業基本方針」を加え、同条第四項中「認可」の下に「(第十四条第一項又は第三項に規定する認可に係る定款又は事業計画の変更についてのものに限る)」を加え、同条第五項中「前項」を「前二項」に改め、「事業計画」の下に「若しくは事業基本方針」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 都道府県知事は、第一項に規定する認可(第十四条第二項に規定する認可に係る定款又は事業基本方針の変更についてのものに限る)をした場合においては、遅滞なく、建設省令で定めるところにより、組合の名称、施行地区その他建設省令で定める事項についての変更に係る事項を公告しなければならない。

第四十五条第三項中「第十六条」を「第十六条の次に改める。
第五十条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「第二項又は第三項」を「第三項又は第四項」に、「第二十一条第六項」を「第二十一条第七項」に、「因り」を「より」に改め、「事業計画」の下に「又は事業基本方針」を加え、同項を同条第七項とし、同条第五項中「第二項」を「第三項」に、「第三項」を「第四項」に改め、「事業計画」の下に「又は事業基本方針」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「事業計画」の下に「又は事業基本方針」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「第十四条第一項」の下に「又は第二項」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。
2 事業計画を決定している組合は、事業計画を決定していない組合と合併することができない。
第七十五条の見出しを「(技術的援助の請求)」に改め、同条第二項及び第三項を削る。
第七十六条第一項第二号中「その設立についての認可」を「第二十一条第三項に改める。
第八十四条第一項中「事業計画」の下に「又は事業基本方針」を加える。

第八十五条第五項中「次条第五項の下に」第八十五条の三第四項を加え、同条第六項中「第十四条第一項」の下に「又は第二項」を加える。

第八十五条の二第二項中「第十六条」を「第十六条第一項」に改め、同条第八項中「施行者が」の下に「第十四条第一項の規定により設立された」を加え、「第十四条第一項」を「同条第一項」に改める。
第三章第一節中第八十五条の二の次に次の一条を加える。
(市街地再開発事業区への換地の申出等)

第八十五条の三 第六条第四項第十六条第一項、第五十四条、第六十八条及び第七十一条の規定により事業計画において市街地再開発事業区が定められたときは、施行地区内の宅地について所有権又は借地権を有する者は、施行者に対し、建設省令で定めるところにより、換地計画において当該宅地についての換地を市街地再開発事業区内に定めるべき旨の申出をすることが出来る。

2 前項の規定による申出をしようとする者は、申出に係る宅地(市街地再開発事業区外のものに限る)について、当該申出をする者以外に所有権若しくは地上権、永小作権、賃借権その他の当該宅地を使用し、若しくは収益することが出来る権利(地役権を除く)又は当該宅地に存する建築物その他の工作物の所有権若しくは賃借権その他の当該工作物の使用し、若しくは収益することが出来る権利を有する者があるときは、当該申出についてこれらの者の同意を得なければならない。

3 第一項の規定による申出は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる公告があつた日から起算して六十日以内に行わなければならない。
一 事業計画が定められた場合 第七十六条

平成十一年三月三十一日 参議院會議録第十二号

都市開発資金の貸付けに関する法律等の一部を改正する法律案

四六

第一項各号に掲げる公告(事業計画の変更の公告又は事業計画の変更についての認可の公告を除く。)

二 事業計画の変更により新たに市街地再開発事業区が定められた場合 当該事業計画の変更の公告又は当該事業計画の変更についての認可の公告

三 事業計画の変更により従前の施行地区外の土地が新たに施行地区に編入されたことに伴い市街地再開発事業区の面積が拡張された場合 当該事業計画の変更の公告又は当該事業計画の変更についての認可の公告
 四 施行者は、第一項の規定による申出があつた場合においては、前項の期間の経過後遅滞なく、第一号に該当すると認めるときは当該申出に係る宅地の全部を換地計画においてその宅地についての換地が市街地再開発事業区内に定められるべき宅地として指定し、第二号に該当すると認めるときは当該申出に係る宅地のうち一部を指定し、他の宅地について申出に応じない旨を決定しなければならぬ。

一 換地計画において、当該申出に係る宅地の全部についての換地の地積が市街地再開発事業区の面積を超えないこととなる場合
 二 換地計画において、当該申出に係る宅地の全部についての換地の地積が市街地再開発事業区の面積を超えることとなる場合
 五 施行者は、前項の規定による指定又は決定をしたときは、遅滞なく、第一項の規定による申出をした者に対し、その旨を通知しなければならぬ。

六 施行者は、第四項の規定による指定をしたときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならぬ。
 七 施行者が第十四条第一項の規定により設立された組合である場合においては、最初の役員が選挙され、又は選任されるまでの間は、

第一項の規定による申出は、同条第一項の規定による認可を受けた者が受理するものとする。

第八十六条に次の一項を加える。

四 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、換地計画に係る区域に市街地再開発事業の施行地区(都市再開発法第二条第三号に規定する施行地区をいう。)が含まれている場合においては、当該市街地再開発事業の施行に支障を及ぼさないと認めるときでなければ、第一項に規定する認可をしてはならない。
 第八十七条に次の二項を加える。

二 施行者は、清算金の決定に先立つて前項第一号、第二号、第四号及び第五号に掲げる事項を定める必要があると認めるときにおいては、これらの事項のみを定める換地計画を定めることができる。

三 施行者は、前項の換地計画を定めた場合には、第三百三条第一項の規定による換地処分を行うまでに、当該換地計画に第一項第三号に掲げる事項を定めなければならない。
 第八十九条の二の次に次の一条を加える。

(市街地再開発事業区への換地)

第八十九条の三 第八十五条の三第四項の規定により指定された宅地については、換地計画において換地を市街地再開発事業区内に定めなければならない。

第九十七条第二項及び第三項中「第八十六条第三項」の下に「及び第四項」を加える。

第三章に次の一節を加える。

第九節 建設大臣の技術検定等

(建設大臣の技術検定等)

第九節 建設大臣は、仮換地の指定及び換地処分の適正な実施その他土地区画整理事業の円滑な施行が進められるよう、広く当該事業に関する専門的知識の維持向上に努めるものとする。
 二 建設大臣は、政令で定めるところにより、

換地計画に関する専門的技術を有する者の養成確保を図るため必要な技術検定を行うことができる。

(指定検定機関の指定)

第九十七条の四 建設大臣は、その指定する者(以下「指定検定機関」という。)に、前条第二項の技術検定の実施に関する事務(以下「検定事務」という。)を行わせることができる。

二 前項の規定による指定は、一を限り、検定事務を行おうとする者の申請により行う。

三 建設大臣は、指定検定機関に検定事務を行わせるときは、当該検定事務を行わないものとする。

(指定の基準)

第九十七条の五 建設大臣は、前条第二項の規定による申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同条第一項の規定による指定をしてはならない。

一 職員、設備、検定事務の実施の方法その他の事項についての検定事務の実施に関する計画が検定事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

二 前号の検定事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

三 検定事務以外の業務を行つていない場合には、その業務を行うことによつて検定事務が不公正になるおそれがないこと。

二 建設大臣は、前条第二項の規定による申請をした者が次の各号の一に該当するときは、同条第一項の規定による指定をしてはならない。

一 民法第三十四条の規定により設立された法人以外の者であること。

二 この法律の規定に違反して、刑に処せられ、その執行を終わる、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者であること。

三 第九十七条の十六第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者であること。

四 その役員のうち、次のいずれかに該当する者があること。

イ 第二号に該当する者
 ロ 第九十七条の七第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者

(指定の公示等)

第九十七条の六 建設大臣は、第九十七条の四第一項の規定による指定をしたときは、当該指定を受けた者の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該指定をした日を公示しなければならない。

二 指定検定機関は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を建設大臣に届け出なければならない。

三 建設大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

(役員を選任及び解任)

第九十七条の七 指定検定機関の役員を選任及び解任は、建設大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

二 建設大臣は、指定検定機関の役員が、第九十七条の十第一項の検定事務規程に違反する行為をしたとき、又は検定事務に関し著しく不適当な行為をしたときは、指定検定機関に対して、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

(検定委員)

第九十七条の八 指定検定機関は、建設省令で定める要件を備える者のうちから検定委員を選任し、試験の問題の作成及び採点を行わせなければならない。

2 指定検定機関は、前項の検定委員を選任し、又は解任したときは、遅滞なく、その旨を建設大臣に届け出なければならない。

3 前条第二項の規定は、第一項の検定委員の解任について準用する。

(秘密保持義務等)

第百十七条の九 指定検定機関の役員若しくは職員(前条第一項の検定委員を含む。次項において同じ。)又はこれらの職にあつた者は、検定事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 検定事務に従事する指定検定機関の役員及び職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(検定事務規程)

第百十七条の十 指定検定機関は、建設省令で定める検定事務の実施に関する事項について検定事務規程を定め、建設大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 建設大臣は、前項の規定により認可をした検定事務規程が検定事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、指定検定機関に対して、これを変更すべきことを命ずることができる。

(事業計画等)

第百十七条の十一 指定検定機関は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に(第百十七条の四第一項の規定による指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)、建設大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定検定機関は、毎事業年度、事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に、建設大臣に提出しなければならない。

ならない。

(帳簿の備付け等)

第百十七条の十二 指定検定機関は、建設省令で定めるところにより、検定事務に関する事項で建設省令で定めるものを記載した帳簿を備え、保存しなければならない。

(監督命令)

第百十七条の十三 建設大臣は、検定事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定検定機関に対して、検定事務に關し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第百十七条の十四 建設大臣は、検定事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定検定機関に対して、検定事務の状況に關し必要な報告を求め、又はその職員に、指定検定機関の事務所に立ち入り、検定事務の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立ち入る検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立ち入る検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(検定事務の休廃止)

第百十七条の十五 指定検定機関は、建設大臣の許可を受けなければ、検定事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

2 建設大臣は、前項の規定による許可をしたときは、その旨を公示しなければならない。

(指定の取消し等)

第百十七条の十六 建設大臣は、指定検定機関が第百十七条の五第二項各号第三号を除く(の)に該当するに至つたときは、当該指定検定機関の指定を取り消さなければならない。

2 建設大臣は、指定検定機関が次の各号の一に該当するときは、当該指定検定機関に対して、その指定を取り消し、又は期間を定めて検定事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第百十七条の五第一項各号の一に適合しなくなつたと認められるとき。

二 第百十七条の六第二項、第百十七条の八第一項若しくは第二項、第百十七条の十第一、第百十七条の十二又は前条第一項の規定に違反したとき。

三 第百十七条の七第二項(第百十七条の八第三項において準用する場合を含む。)、第百十七条の十第二項又は第百十七条の十三の規定による命令に違反したとき。

四 第百十七条の十第一項の規定により認可を受けた検定事務規程によらないで検定事務を行つたとき。

五 不正な手段により第百十七条の四第一項の規定による指定を受けたとき。

3 建設大臣は、前二項の規定により指定を取り消し、又は前項の規定により検定事務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

(建設大臣による検定事務の実施)

第百十七条の十七 建設大臣は、指定検定機関が第百十七条の十五第一項の規定により検定事務の全部若しくは一部を休止したとき、前条第二項の規定により指定検定機関に対して検定事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定検定機関が天災その他の事由により検定事務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、第百十七条の四第三項の規定にかかわらず、当該検定事務の全部又は一部を行つものとする。

2 建設大臣は、前項の規定により検定事務を行つこととし、又は同項の規定により行つて

いる検定事務を行わないこととするときは、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。

3 建設大臣が、第一項の規定により検定事務を行つこととし、第百十七条の十五第一項の規定により検定事務の廃止を許可し、又は前条第一項若しくは第二項の規定により指定を取り消した場合における検定事務の引継ぎその他の必要な事項は、建設省令で定める。

(手数料)

第百十七条の十八 技術検定を受けようとする者は、政令で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国(指定検定機関が行う試験を受けようとする者は、指定検定機関に納めなければならない)に納めなければならない。

2 前項の規定により指定検定機関に納められた手数料は、指定検定機関の収入とする。

(指定検定機関がした処分等に係る審査請求)

第百十七条の十九 指定検定機関が行う検定事務に係る処分又はその不作為については、建設大臣に対して、行政不服審査法による審査請求をすることができる。

第百二十五条第一項中「基く」を「基づく」に改め、「事業計画」の下に、「事業基本方針」を加え、同条第二項中「基く」を「基づく」に改め、「事業計画」の下に、「事業基本方針」を加え、「疑を疑い」に改め、同条第三項中「基く」を「基づく」に改め、「事業計画」の下に、「事業基本方針」を加える。

第百二十七条第一号中「第十四条第一項」の下に「若しくは第三項を」、「認可」の下に「(事業基本方針の変更に係るものを除く。)」を加える。

第百二十八条第四項中「第二十一条第三項」の下に「若しくは第四項を」、「公告」の下に「(第二十一条第三項の公告にあつては、第十四条第一項の規定による認可に係るものに限る。)」を加える。

第百三十八条の次に次の一条を加える。

平成十一年三月三十一日 参議院會議録第十一号

都市開発資金の貸付けに関する法律等の一部を改正する法律案

四八

第二百三十八条の二 第二百三十七条の九第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第二百三十八条の三 第二百三十七条の十六第二項の規定による検定事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定検定機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第二百四十二条の次に次の一条を加える。

第二百四十二条の二 次の各号の一に該当するときは、その違反行為をした指定検定機関の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第二百三十七条の十二の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

二 第二百三十七条の十四第一項の規定による報告を求められて、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

三 第二百三十七条の十五第一項の規定による許可を受けないで、検定事務の全部を廃止したとき。

第二百四十四条第二号中「第五十条第四項」を「第五十条第五項」に改める。

(都市再開発法の一部改正)

第四条 都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五章 費用の負担等」第百十九條―第百二十三條を「第四章の二 土地区画整理事業との一体的施行に関する特則(第百十八條―第百二十三條)」に改める。

第七條の二第二項中「第十一條第一項の下に若しくは第二項を加える。」

第七條の十四中「に限り、その認可をするこ

とができる」を「は、その認可をしなければならぬ」に改める。

第十一條第三項中「第一項の下に」又は第三項を加え、同項を同条第五項とし、同条第二項中「前項を」第一項又は第二項に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項に規定する者は、事業計画の決定に先立つて組合を設立する必要がある場合においては、同項の規定にかかわらず、五人以上共同して、定款及び事業基本方針を定め、建設省令で定めるところにより、都道府県知事の認可を受けて組合を設立することができる。

3 前項の規定により設立された組合は、建設省令で定めるところにより、都道府県知事の認可を受けて事業計画を定めるものとする。

第十二條の見出しを「(事業計画及び事業基本方針)」に改め、同条中「規定は」の下に「(前条第一項又は第三項の)を加え、同条に次の二項を加える。

2 前条第二項の事業基本方針においては、建設省令で定めるところにより、施行地区及び市街地再開発事業の施行の方針を定めなければならない。

3 前条第三項の事業計画は、同条第二項の事業基本方針に即したものでなければならない。

第十三條及び第十四條中「第十一條第一項」の下に「又は第二項」を加える。

第十六條第一項中「第十一條第一項」の下に「又は第三項」を、「区域」の下に「(同項の規定による認可の申請にあつては、施行地区)」を加え、同条に次の一項を加える。

5 第十一條第一項又は第三項の規定による認可を申請した者が、第三項の規定により事業計画に修正を加え、その旨を都道府県知事に申告したときは、その修正に係る部分について、更にこの条に規定する手続を行うべきものとする。

第十七條中「第十一條第一項の下に」から第三項までを加え、「に限り、その認可をする」とができる」を「は、その認可をしなければならぬ」に改め、同条第二号中「事業計画」の下に「若しくは事業基本方針を」、「法令」の下に「(事業計画の内容にあつては、前条第三項に規定する都道府県知事の命令を含む)」を加え、同条第三号中「事業計画」の下に「又は事業基本方針」を加える。

第十八條中「第十一條第一項の下に」又は第二項を加える。

第十九條第一項中「第十一條第一項」の下に「又は第三項」を加え、同条第三項中「第四十五條第四項」を「第四十五條第五項」に改め、「日」の下に「(第二項の圖書にあつては、当該圖書に係る市街地再開発事業についての第一項の圖書の公衆の縦覧を開始する日)」を、「第一項」の下に「又は第二項」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項を」第十一條第一項の認可に係る第一項に、「組合を」組合に改め、「もつて」の下に「前項の公告があるまでは組合の成立又は定款若しくは事業基本方針をもつて、同条第三項の認可に係る第一項の公告があるまでは事業計画をもつて」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 都道府県知事は、第十一條第二項の規定による認可をしたときは、遅滞なく、建設省令で定めるところにより、組合の名称、施行地区その他建設省令で定める事項を公告し、かつ、関係市町村長に施行地区を表示する圖書を送付しなければならない。

第三十條第十号を同条第十二号とし、同号の前に次の一号を加える。

十一 組合の解散

第三十條中第九号を第十号とし、第三号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、同条第二号中「事業計画」の下に「又は事業基本方針」を加え、

同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 事業計画の決定

第三十一條第五項中「第十一條第一項」の下に「又は第二項」を加える。

第三十三條中「第二号」を「第三号」に、「同条第八号及び第九号」を「同条第二号及び第九号から第十一号まで」に改める。

第三十四條第一項中「第三十條第七号及び第九号」を「第三十條第八号及び第十号」に改める。

第三十八條の見出し中「及び事業計画」を「又は事業計画若しくは事業基本方針」に改め、同条第一項中「事業計画」の下に「若しくは事業基本方針」を加え、同条第二項中「が事業計画」の下に「又は事業基本方針を」、「関し定款又は事業計画」の下に「若しくは事業基本方針を」、「施行地区となるべき区域」の下に「(同項の規定による認可の申請にあつては、施行地区)」を加え、「第十九條第二項を」第十九條第一項中「認可」とあるのは「認可に係る定款又は事業計画についての変更の認可」と、同条第二項中「認可」とあるのは「認可に係る定款又は事業基本方針についての変更の認可」と、同条第三項に改め、「をもつて、組合員その他の」を削り、「をもつて、その」を「と」、「組合の成立又は定款若しくは事業基本方針」とあるのは「定款又は事業基本方針の変更」と、「あるまでは事業計画」とあるのは「あるまでは事業計画の変更」と、「組合員その他の」とあるのは「その」に改める。

第四十五條第一項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 総会の議決

第四十五條第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「第一項第二号」の下に「又は第三号」を加え、後段を削り、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項第二号」を「第一項第二号又は第三号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に

第四十五條第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「第一項第二号」の下に「又は第三号」を加え、後段を削り、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項第二号」を「第一項第二号又は第三号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に

においては、施行者は、特定建築者が取得する部分以外の部分に係る特定施設建築物の整備に要した費用の額を政令で定めるところにより確定し、当該費用の額と第九十九条の六第二項の規定による譲渡の対価の額とに差額があるときは、その差額に相当する金額を徴収し、又は交付しなければならない。

第百五条第一項中「前条を、前条第一項に、」
「同条を」同項に改める。

第百六条第一項中「第百四条を」第百四条第一項に、「附して」を「付して」に改め、同条第二項中「第百四条を」第百四条第一項に、「附したを」付したに改める。

第百七条第一項中「第百四条を」第百四条第一項に改める。

第百十條第一項中「及び前条第二項後段を」
「前条第二項後段及び第百十八條の三十一第一項に改め、同条第三項の表第九十五條の項の次に次のように加える。

上權又はその共 施設建築敷地に関する權利
持分

及び第六号、第七十八條第一項、第八十九條、改め、同表第八十八條第二項の項中「第八十八條同表に次のように加える。

有權及び地上權	所有權
---------	-----

定める方法によつて算定するものとする。

第百十八條の十五第二項中「支払うべき対價の下に」に修正率を乗じて得た額を加え、「対價等」を「修正対價額等」に改める。

第百十八條の十九の見出し及び同条第一項中「対價等」を「修正対價額等」に改める。

第百十八條の二十四第二項中「前条を」前条第一項に、「同条を」同項に、「第百四条を」第百四条第一項に改める。

第百十八条の二十五の二第一項中「並びに前条第二項において準用する第百九条の二第二項後段」を、「前条第二項において準用する第百九

第百十八條の二十八第二項

施設建築敷地又は
その共有持分

施設建築敷地に関する権利

第百十八條の二十八第二項中「施行者は、」の下に「施設建築物」を加え、「又は一部を削り、」若しくはを「又は」に、「又は賃借り予定者が賃借りするように定められた施設建築物以外の施設建築物について、そのを」るように定められたものを除く。の」に改め、同条第二項中「並びに第九十九條の三から第九十九條の九までを、第九十九條の三から第九十九條の九まで並びに第百四條第二項」に、「第九十九條の第二項中」を「第九十九條の第二項及び第三項、第九十九條の第三項並びに第九十九條の七中」に、「当該特定施設建築物の所有を目的とする地上権（施行者が当該特定施設建築物の敷地の全部を取得した場合にあつては、当該特定施設建築物の敷地）を」第九十九條の第二第三項とあるのは「第百十八條の二十八第二項において準用する第九十九條の第二第三項」と、「地上権又はその共有持分」に、「当該施設建築物の敷地」を「施設建築敷地又はその共有持分」と、第百四條第二項中「第九十九條の第二第三項とあるのは」「第百十八條の二十八第二項において準用する第九十九條の第二第三項」と、「第九十九條の六第二項」とあるのは「第百十八條の二十八第二項において準用する第九十九條の六第二項」に改める。

第四章の次に次の一章を加える。

第四章の二 土地区画整理事業との一体的施行に関する特則

(土地区画整理事業との一体的施行に関する特則)

第百十八条の三十 土地^二区画整理法第九十八条

条の二第二項後段並びに第一百八条の三十一第二項において準用する同条第一項」に改め、同条第三項の表に次のように加える。

第一項の規定により仮換地として指定された土地(同法第八十七条第一項又は第二項に規定する換地計画に基づき換地となるべき土地に指定されたものに限る。以下この章において「特定仮換地」という。)を含む土地の区域においては、当該特定仮換地に対応する従前の宅地に関する権利を施行地区又は施行地区となるべき区域内の土地に関する権利とみなすし、これを施行地区又は施行地区となるべき区域内の当該特定仮換地に係る土地に関する権利に代えて、市街地再開発事業を施行するものとする。

2 前項の場合において、特定仮換地に対応する従前の宅地に関する権利の価額若しくはその概算額又は見積額を定めるときは、当該権利が当該特定仮換地に存するものとみなすものとする。

3 前二項の場合におけるこの法律の適用について必要な技術的説替えは、政令で定める。

第百十八条の三十一 前条の規定により第一種市街地再開発事業が施行される場合においては、権利変換計画において、一個の施設建築物に係る特定仮換地以外の施設建築敷地及び施設建築敷地となるべき特定仮換地に対応する従前の宅地に関する所有権及び地上権の共有持分の割合が、当該宅地ごとにそれぞれ等しくなるよう定めなければならない。この場合においては、第七十五条第一項の規定は、適用しない。

2 前項の場合における第九十條第一項の規定の適用については、同項中「従前の土地の表示の登記の抹消及び新たな土地の表示の登記」とあるのは、「特定仮換地以外の土地については従前の土地の表示の登記の抹消及び新たな土地の表示の登記又は権利変換手続開始の登記の抹消、特定仮換地に対応する従前の宅地については権利変換手続開始の登記の抹消」とする。

3 第一項の規定は、第二種市街地再開発事業の管理処分計画について準用する。この場合において、同項中「所有権及び地上権」とあるのは、「所有権」と、「第七十五条第一項」とあるのは、「第百八十八条の十において準用する第七十五条第一項」と読み替えるものとする。

第二百二十五条第一項及び第二項中「事業計画の下に」、事業基本方針を加え、同条第三項中「行なつたを」行つたに改め、「事業計画」の下に、事業基本方針を加える。

第二百二十七条第一号中「第十一条第一項」の下に「若しくは第三項を、認可の下に（事業基本方針の変更に係るものを除く。）を加える。

第四百十八條第二号中「第四十五條第二項」を「第四十五條第三項」に改める。

附
則

第一条 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第四條中都市再開發法第七條の十四の改正規定、同法第十六條に一項を加える改正規定、同法第十七條の改正規定（に限り、その認可をすることができず）を、その認可をしなければならないに改める部分に限る。）、同條第二號の改正規定（法令の下に（事業計画の内容にあつては、前條第三項に

規定する都道府県知事の命令を含む。）を加える部分に限る。）、同法第五十三条の改正規定、同法第五十八条第三項の改正規定（の規定及びを及び第五項並びにに改める部分及び「特定事業参加者」との下に、第十六条第五項中「第十一条第一項又は第三項の規定による認可を申請した者」とあるのは公団等」とを加える部分に限る。）、同法第九十一条、第九十九条の二、第九十九条の三、第九十九条の六、第九十九条の七、第四百条から第四百七条まで及び第四百十條第三項の改正規定、同法第一百一一条の改正規定（同条の表第七十三條第二項第二号、第四号及び第六号、第七十八條第一項、第八十九條、第四百四條の項中「第四百四條」を「第四百四條第一項」に改める部分並びに同表第八十八條第二項の項中「第八十八條第二項」の下に、第九十九條の六第二項を加える部分に限る。）並びに同法第一百八十八條の十三、第一百八十八條の十五、第一百八十八條の十九、第一百八十八條の二十四、第一百八十八條の二十五の二第三項及び第一百八十八條の二十八の改正規定並びに附則第二条及び第三条の規定公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

二 第三条中土地区画整理法の目次の改正規定、同法第六条、第七十五条及び第八十五条の改正規定、同法第八十五条の二の次に一条を加える改正規定、同法第八十六条に一項を加える改正規定、同法第八十七条に二項を加える改正規定、同法第八十九条の二の次に一條を加える改正規定、同法第九十七条の改正規定、同法第三章に一節を加える改正規定、同法第百三十八条の次に二条を加える改正規定並びに同法第百四十二条の次に一條を加える改正規定、第四条中都市再開発法の目次の改正規定、同法第百十條第一項の改正規定、

同法第一百一条の改正規定(同条の表に次のように加える部分に限る。)、同法第一百八条の二十五の二第一項の改正規定並びに同法第四章の次に一章を加える改正規定並びに附則第八条(住宅・都市整備公団法(昭和五十六年法律第四十八号)第四十七条第一項の改正規定中「第八十五条の二第一項から第七項まで」の下に「第八十五条の三第一項から第六項まで」を加える部分に限る。の)規定、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

(経過措置)

第二条 都市再開発法第八十条第一項に規定する三十日の期間を経過した日が前条第一号に掲げる改正規定の施行の日前である場合における第四条の規定による改正後の都市再開発法(以下この条において「新都市再開発法」という。第九十一条の規定の適用並びに都市再開発法第八十条の五第一項の規定による譲受け希望の申出を撤回した者の宅地、借地権又は建築物が当該改正規定の施行前に施行者に取得され、又は消滅している場合における新都市再開発法第八十条の十三、第百八条の十五及び第百八条の十九の規定の適用については、なお従前の例による。

(租税特別措置法の一部改正)

第三条 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。
第三十二条の三第三項及び第六十五条第五項中「第百四条を」第百四条第一項に改める。

(道路整備特別会計法の一部改正)

第四条 道路整備特別会計法(昭和三十三年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。
附則に次の二項を加える。

24 民間都市開発の推進に関する特別措置法附則第十五条第二項の規定による無利子の貸付けに関する政府の経理は、当分の間、この会計において行うものとする。

25 前項の規定により同項に規定する政府の経理をこの会計において行う場合における第三条の規定の適用については、同条中「民間都市開発の推進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第六十二号)第五条第一項」とあるのは、「民間都市開発の推進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第六十二号)第五条第一項若しくは附則第十五条第二項」とする。

(都市開発資金融通特別会計法の一部改正)

第五条 都市開発資金融通特別会計法(昭和四十一年法律第五十号)の一部を次のように改正する。
第一条中「及び第二項を」から第四項まで「に、」同条第三項の規定による都道府県又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市に対する貸付け、都市開発資金の貸付けに関する法律第一条第四項を、同条第五項の規定による住宅・都市整備公団に対する貸付け、同条第六項の規定による地域振興整備公団に対する貸付け、同条第七項に、並びに同条第五項を、及び同条第八項に改める。

(大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法の一部改正)

第六条 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。
第十一条第一項中「第十四条第一項」の下に「若しくは第二項」を加える。

第十二条中「施行者が」の下に「土地区画整理法第十四条第一項の規定により設立された」を加え、「土地区画整理法」を「同法」に改める。

第五十一条中「第二項」の下に「及び第四項を、」第三十九条の下に「(第五項を除く。)」を、「第四十五条第三項」の下に「及び第五十条第二項」を加える。

第七十条中「土地区画整理組合」を「土地区画整理法第十四条第一項の規定により設立された土地区画整理組合」に、「土地区画整理法」を「同法」に改める。
第百八条第二号中「第五十条第四項」を「第五十条第五項」に改める。

(農住組合法の一部改正)
第七条 農住組合法(昭和五十五年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。
第八条第一項中「第六条第五項」を「第六条第七項」に改める。

(住宅・都市整備公団法の一部改正)
第八条 住宅・都市整備公団法の一部を次のように改正する。

第四十七条第一項中「第八十五条の二第一項から第七項まで」の下に「第八十五条の三第一項から第六項まで」を加え、「第十六条」を「第十六条第一項」に改める。
(大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法の一部改正)
第九条 大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法(平成元年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第十五条中「施行者が」の下に「土地区画整理法第十四条第一項の規定により設立された」を加え、「土地区画整理法」を「同法」に改める。
(地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律の一部改正)
第十条 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律(平成四年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。
第二十五条第一項中「第十四条第一項」の下に「若しくは第二項」を加える。

(被災市街地復興特別措置法の一部改正)
第十一条 被災市街地復興特別措置法(平成七年法律第十四号)の一部を次のように改正する。
第十二条第五項中「施行者が」の下に「土地区画整理法第十四条第一項の規定により設立された」を加え、「土地区画整理法第十四条第一項」を「同条第一項」に改める。

(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の一部改正)
第十二条 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第四十八條第一項中「第六條第五項」を「第六條第七項」に改める。

審査報告書

国立国会図書館法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十一年三月三十一日

議長 運営委員長 岡野 裕

参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委员会の決定の理由

本法律案は、国立国会図書館における図書館奉仕を改善するため、他の図書館及び個人に売り渡す出版物に関する規定を整備するとともに、支部上野図書館を廃止し、児童書に関する図書館奉仕を国際的な連携の下に行う支部図書館として国際子ども図書館を置くこととするものであり、妥当な措置と認める。

一、費用

本法律案施行のため、特に費用を要しない。

国立国会図書館法の一部を改正する法律案
右の本院提出案をここに送付する。

平成十一年三月二十六日

衆議院議長 伊藤宗一郎

参議院議長 斎藤 十朗殿

国立国会図書館法の一部を改正する法律
国立国会図書館法(昭和二十三年法律第五号)の一部を次のように改正する。

第二十一条中「蒐集資料」を「収集資料」に、「左の」を「次の」に改め、同条第一号中「貸出」を「貸出し」に、「並びに」を「及び」に、「且つ」を「かつ」に改め、同条第三号中「印刷した目録票又はその他の」を「作成した」に改め、同条第四号中「綜合目録」を「綜合目録」に、「連繫」を「連係」に改める。

第二十二條を次のように改める。

第二十二條 おおむね十八歳以下の者が主たる利用者として想定される図書及びその他の図書館資料に関する図書館奉仕を国際的な連携の下に行う支部図書館として、国際子ども図書館を置く。

国際子ども図書館に国際子ども図書館長一人を置き、国立国会図書館の職員のうちから、館長がこれを任命する。
国際子ども図書館長は、館長の命を受けて、国際子ども図書館の事務を掌理する。

附則

1 この法律は、平成十二年一月一日から施行する。ただし、第二十一条並びに同条第一号、同条第三号及び同条第四号の改正規定は、公布の日から施行する。

2 国会職員法(昭和二十二年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第三十六条中「及び館長が指名する局長若しくは部長を、局長、部長及び国際子ども図書館長」に、「当る」を「当たる」に改める。

参議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案

参議院事務局職員定員規程(昭和三十三年三月三十一日議決)の一部を次のように改正する。

第一条中「千二百七十三人」を「千二百七十二人」に改める。

附則

この規程は、平成十一年四月一日から施行する。

投票者氏名

国家公務員等の任命に関する件「衆議院議員選挙区画定審議会委員(荒尾正浩君、石川忠雄君、内田満君、大林勝臣君、大宅映子君、塩野宏君及び味村治君)」

賛成者氏名

阿南 一成君	阿部 正俊君	畑 恵君	服部三男雄君
青木 幹雄君	井上 吉夫君	林 芳正君	日出 英輔君
井上 裕君	石井 道子君	平田 耕一君	保坂 三蔵君
石渡 清元君	市川 一朗君	松谷倉一郎君	松村 龍二君
岩井 國臣君	岩城 光英君	三浦 一水君	水島 裕君
岩崎 純三君	岩永 浩美君	溝手 顯正君	村上 正邦君
上杉 光弘君	上野 公成君	森下 博之君	森田 次夫君
海老原義彦君	尾辻 秀久君	森山 裕君	矢野 哲朗君
大島 慶久君	大野つや子君	山内 俊夫君	山下 善彦君
太田 豊秋君	岡 利定君	山本 一太君	依田 智治君
岡野 裕君	加藤 紀文君	吉川 芳男君	吉村剛太郎君
加納 時男君	狩野 安君	若林 正俊君	脇 雅史君
鹿熊 安正君	景山俊太郎君	足立 良平君	浅尾慶一郎君
片山虎之助君	金田 勝年君	朝日 俊弘君	伊藤 基隆君
釜本 邦茂君	鎌田 要人君	石田 美栄君	今井 澄君
龜井 郁夫君	龜谷 博昭君	江田 五月君	海野 徹君
河本 英典君	木村 仁君	小川 勝也君	江本 孟紀君
岸 宏一君	北岡 秀二君	岡崎トミ子君	小川 敏夫君
久世 公堯君	久野 恒一君	川橋 幸子君	勝木 健司君
国井 正幸君	倉田 寛之君	北澤 俊美君	木俣 佳文君
小山 孝雄君	鴻池 祥肇君	郡司 彰君	久保 巨君
佐々木知子君	佐藤 昭郎君	小山 峰男君	小林 元君
佐藤 泰三君	齊藤 滋宣君	佐藤 泰介君	興石 東君
坂野 重信君	清水嘉子君	齋藤 勁君	佐藤 雄平君
塩崎 恭久君	陣内 孝雄君	笹野 貞子君	櫻井 充君
須藤良太郎君	末広まきこ君	竹村 泰子君	高嶋 良充君
鈴木 政二君	鈴木 正孝君	千葉 景子君	谷林 正昭君
世耕 弘成君	田浦 直君	寺崎 昭久君	角田 義一君
田村 公平君	竹山 裕君	直嶋 正行君	内藤 正光君
武見 敬三君	谷川 秀善君	平田 健二君	長谷川 清君
常田 享詳君	中川 義雄君	堀山 哲郎君	広中和歌子君
中島 眞人君	中曾根弘文君	堀 利和君	藤井 俊男君
中原 爽君	仲道 俊哉君	前川 忠夫君	本田 良一君
長峯 基君	成瀬 守重君	松田 岩夫君	松崎 俊久君
西田 吉宏君	野沢 太三君	松田 岩夫君	松崎 達郎君
野間 越君	南野知恵子君	円より子君	峰崎 直樹君
橋本 聖子君	馳 浩君	本岡 昭次君	築瀬 進君
		柳田 稔君	吉田 之久君

反対者氏名	阿部 幸代君	井上 美代君	二四名	阿南 一成君	阿部 正俊君	二四〇名	佐々木知子君	佐藤 昭郎君	小林 元君	小山 峰男君
	池田 幹幸君	市田 忠義君		青木 幹雄君	井上 吉夫君		佐藤 泰三君	齊藤 滋宣君	與石 東君	佐藤 泰介君
	岩佐 恵美君	緒方 靖夫君		井上 裕君	石井 道子君		坂野 重信君	清水嘉与子君	佐藤 雄平君	齋藤 勤君
	大沢 辰美君	笠井 亮君		石渡 清元君	市川 一朗君		塩崎 恭久君	陣内 孝雄君	櫻井 充君	笹野 貞子君
				岩井 國臣君	岩城 光英君		須藤 良太郎君	末広まき子君	高嶋 良充君	竹村 泰子君
				上杉 純三君	岩永 浩美君		鈴木 政二君	鈴木 正孝君	谷林 正昭君	千葉 景子君
				海老原義彦君	尾辻 秀久君		世耕 弘成君	鈴木 直君	角田 義一君	寺崎 昭久君
				大島 慶久君	岡 利定君		田村 公平君	竹山 裕君	内藤 正光君	直嶋 正行君
				太田 豊秋君	加藤 紀文君		武見 敬三君	谷川 秀善君	長谷川 清君	平田 健二君
				岡野 裕君	狩野 安君		常田 享詳君	中川 義雄君	広中和歌子君	福山 哲郎君
				加納 時男君	景山俊太郎君		中島 眞人君	中曾根弘文君	藤井 俊男君	堀 利和君
				鹿熊 安正君	鎌田 要人君		長峯 基君	仲道 俊哉君	本田 良一君	前川 忠夫君
				片山虎之助君	亀谷 博昭君		野間 起君	成瀬 守重君	松崎 俊久君	松田 岩夫君
				釜本 邦茂君	木村 仁君		長谷川道郎君	南野知恵子君	峰崎 直樹君	円より子君
				河本 英典君	北岡 秀二君		服部三男雄君	橋本 聖子君	篠瀬 進君	本岡 昭次君
				岸 宏一君	久野 恒一君		日出 英輔君	林 芳正君	吉田 久之君	柳田 稔君
				久世 公堯君	倉田 寛之君		保坂 三蔵君	平田 耕一君	薬科 満治君	和田 洋子君
				国井 正幸君	鴻池 祥肇君		水島 龍二君	松谷倉一郎君	魚住裕一郎君	荒木 清寛君
				小山 孝雄君			村上 正邦君	三浦 一水君	大森 礼子君	海野 義孝君
							森田 次夫君	齋手 顕正君	風間 純君	加藤 修一君
							矢野 哲朗君	森下 博之君	沢たまき君	木庭健太郎君
							山下 善彦君	山内 俊夫君	高野 博郎君	但馬 久美君
							依田 智治君	山本 一太君	統 訓弘君	鶴岡 洋君
							脇 雅史君	吉川 芳男君	日笠 勝之君	浜四津敏子君
							浅尾慶一郎君	若林 正俊君	福本 潤一君	弘友 和夫君
							伊藤 基隆君	足立 良平君	松あきら君	益田 洋介君
							今井 澄君	朝日 俊弘君	山下 栄一君	森本 晃司君
							海野 徹君	石田 美栄君	渡辺 孝男君	山本 保君
							江本 孟紀君	今泉 昭君	市田 忠義君	阿部 幸代君
							小川 敏夫君	江田 五月君	井上 美代君	池田 幹幸君
							勝木 健司君	岡崎トミ子君	緒方 靖夫君	岩佐 恵美君
							木俣 佳丈君	川橋 幸子君	笠井 亮君	大沢 辰美君
							久保 巨君	北澤 俊美君	小泉 親司君	須藤美也子君
								郡司 彰君	立木 洋君	富樫 練三君
									西山登紀子君	橋本 敦君
									西山登紀子君	八田ひろ子君
									立木 洋君	
									小泉 親司君	
									須藤美也子君	
									富樫 練三君	
									橋本 敦君	
									八田ひろ子君	

林 紀子君 宮本 岳志君
山下 芳生君 吉岡 吉典君
吉川 春子君 大瀨 絹子君
大瀨 雅子君 梶原 敬義君
早下部清代子君 清水 澄子君
谷本 巍君 照屋 寛徳君
田 英夫君 福島 瑞穂君
測上 貞雄君 三重野 栄子君
村沢 牧君 山本 正和君
阿曾田 清君 泉 信也君
入澤 肇君 扇 千景君
田村 秀昭君 高橋 令則君
月原 茂皓君 鶴保 庸介君
戸田 邦司君 平野 貞夫君
星野 朋市君 渡辺 秀央君
岩本 莊太君 奥村 展三君
椎名 素夫君 菅川 健二君
田名部匡省君 堂本 曉子君
松岡満壽男君 水野 誠一君
山崎 力君 石井 一二君
佐藤 道夫君 島袋 宗康君
西川きよし君 岩瀬 良三君
菅野 久光君 中村 敦夫君

反対者氏名

○名

日程第四 土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

賛成者氏名

阿南 一成君 二八名
青木 幹雄君 阿部 正俊君
井上 裕君 井上 吉夫君
石渡 清元君 市川 一朗君
岩井 國臣君 岩城 光英君
岩崎 純三君 岩永 浩美君
上杉 光弘君 上野 公成君
海老原義彦君 尾辻 秀久君
大島 慶久君 大野つや子君

太田 豊秋君 岡 利定君
岡野 裕君 加藤 紀文君
加納 時男君 狩野 安君
鹿熊 安正君 景山俊太郎君
片山虎之助君 金田 勝年君
釜本 邦茂君 鎌田 要人君
龜井 郁夫君 龜谷 博昭君
河本 英典君 木村 仁君
岸 宏一君 北岡 秀二君
久世 公堯君 倉田 恒一君
国井 正幸君 倉田 寛之君
小山 孝雄君 鴻池 祥肇君
佐々木知子君 佐藤 昭郎君
佐藤 泰三君 齊藤 滋宣君
坂野 重信君 清水嘉子子君
陣内 孝雄君 須藤良太郎君
末広まきこ君 鈴木 政二君
鈴木 正孝君 世耕 弘成君
田浦 直君 田村 公平君
竹山 裕君 武見 敬三君
谷川 秀善君 中川 義雄君
中川 義雄君 中島 眞人君
中曾根弘文君 中原 爽君
仲道 俊哉君 長峯 基君
成瀬 守重君 西田 吉宏君
野沢 太三君 野間 赴君
南野知恵子君 長谷川道郎君
橋本 聖子君 馳 浩君
畑 恵君 服部三男雄君
林 芳正君 日出 英輔君
平田 耕一君 保坂 三蔵君
真鍋 賢二君 松谷蒼一郎君
松村 龍二君 三浦 一水君
水島 裕君 溝手 顕正君
村上 正邦君 森下 博之君
森田 次夫君 森山 裕君
矢野 哲朗君 山内 俊夫君
山下 善彦君 山本 一太君

依田 智治君 吉川 芳男君
吉村剛太郎君 若林 正俊君
脇 雅史君 足立 良平君
浅尾慶一郎君 朝日 俊弘君
伊藤 基隆君 石田 美栄君
今井 澄君 今泉 昭君
海野 徹君 江田 五月君
江本 孟紀君 小川 勝也君
小川 敏夫君 岡崎トミ子君
勝木 健司君 川橋 幸子君
木俣 佳丈君 北澤 俊美君
久保 巨君 郡司 彰君
小林 元君 小山 峰男君
奥石 東君 佐藤 泰介君
佐藤 雄平君 齋藤 勳君
櫻井 充君 笹野 貞子君
高嶋 良充君 竹村 泰子君
谷林 正昭君 千葉 景子君
角田 義一君 寺崎 昭久君
内藤 正光君 直嶋 正行君
長谷川 清君 福田 健二君
広中和歌子君 堀山 哲郎君
藤井 俊男君 堀川 利和君
本田 良一君 前川 忠夫君
松崎 俊久君 松田 岩夫君
松前 達郎君 円より子君
峰崎 直樹君 本岡 昭次君
篠瀬 進君 柳田 稔君
吉田 之久君 和田 洋子君
兼科 満治君 荒木 清寛君
魚住裕一郎君 海野 義孝君
大森 礼子君 加藤 修一君
風間 昶君 木庭健太郎君
沢 たまき君 白浜 一良君
高野 博師君 但馬 久美君
統 訓弘君 鶴岡 洋君
浜田卓二郎君 浜四津敏子君
日笠 勝之君 弘友 和夫君

反対者氏名

二三名

福本 潤一君 益田 洋介君
松 あきら君 森本 晃司君
山下 栄一君 山本 保君
渡辺 孝男君 大瀨 絹子君
大瀨 雅子君 梶原 敬義君
早下部清代子君 清水 澄子君
谷本 巍君 照屋 寛徳君
田 英夫君 福島 瑞穂君
測上 貞雄君 三重野 栄子君
村沢 牧君 山本 正和君
阿曾田 清君 泉 信也君
入澤 肇君 扇 千景君
田村 秀昭君 高橋 令則君
月原 茂皓君 鶴保 庸介君
戸田 邦司君 平野 貞夫君
星野 朋市君 渡辺 秀央君
岩本 莊太君 奥村 展三君
椎名 素夫君 菅川 健二君
田名部匡省君 堂本 曉子君
松岡満壽男君 水野 誠一君
山崎 力君 石井 一二君
佐藤 道夫君 島袋 宗康君
西川きよし君 岩瀬 良三君
菅野 久光君 中村 敦夫君

阿部 幸代君 井上 美代君
池田 幹幸君 市田 忠義君
岩佐 恵美君 緒方 靖夫君
大沢 辰美君 笠井 亮君
小池 晃君 小泉 親司君
須藤美也子君 立木 洋君
富樫 練三君 西山登紀子君
橋本 敦君 畑野 君枝君
八田ひろ子君 林 紀子君
宮本 岳志君 山下 芳生君
吉岡 吉典君 吉川 春子君

日程第五 国立学校設置法の一部を改正する法律
案(内閣提出、衆議院送付)
日程第六 日本学術振興会法の一部を改正する法律
案(内閣提出、衆議院送付)

賛成者氏名

二四〇名

阿南 一成君 阿部 正俊君 阿部 正俊君
青木 幹雄君 井上 吉夫君 井上 吉夫君
井上 裕君 石井 道子君 石井 道子君
石渡 清元君 市川 一朗君 市川 一朗君
岩井 國臣君 岩城 光英君 岩城 光英君
岩崎 純三君 岩永 浩美君 岩永 浩美君
上杉 光弘君 上野 公成君 上野 公成君
海老原義彦君 尾辻 秀久君 尾辻 秀久君
大島 慶久君 大野つや子君 大野つや子君
太田 豊秋君 岡 利定君 岡 利定君
岡野 裕君 加藤 紀文君 加藤 紀文君
加納 時男君 狩野 安君 狩野 安君
鹿熊 安正君 景山俊太郎君 景山俊太郎君
片山虎之助君 金田 勝年君 金田 勝年君
釜本 邦茂君 鎌田 要人君 鎌田 要人君
龜井 郁夫君 龜谷 博昭君 龜谷 博昭君
河本 英典君 木村 仁君 木村 仁君
岸 宏一君 北岡 秀二君 北岡 秀二君
久世 公堯君 久野 恒一君 久野 恒一君
國井 正幸君 倉田 寛之君 倉田 寛之君
小山 孝雄君 鴻池 祥肇君 鴻池 祥肇君
佐々木知子君 佐藤 昭郎君 佐藤 昭郎君
佐藤 泰三君 齊藤 滋宣君 齊藤 滋宣君
坂野 重信君 清水嘉子君 清水嘉子君
塩崎 恭久君 須藤良太郎君 須藤良太郎君
末広まき子君 鈴木 政二君 鈴木 政二君
鈴木 正孝君 世耕 弘成君 世耕 弘成君
田浦 直君 田村 公平君 田村 公平君
竹山 裕君 武見 敬三君 武見 敬三君
谷川 秀善君 常田 享祥君 常田 享祥君
中川 義雄君 中島 眞人君 中島 眞人君
中曾根弘文君 中原 爽君 中原 爽君
仲道 俊哉君 長峯 基君 長峯 基君

成瀬 守重君 西田 吉宏君 西田 吉宏君
野沢 太三君 野間 越君 野間 越君
南野知恵子君 橋本 聖子君 橋本 聖子君
橋本 聖子君 堀 惠君 堀 惠君
林 芳正君 林 芳正君 林 芳正君
平田 耕一君 平田 耕一君 平田 耕一君
真鍋 賢二君 真鍋 賢二君 真鍋 賢二君
松村 龍二君 松村 龍二君 松村 龍二君
水島 裕君 水島 裕君 水島 裕君
村上 正邦君 村上 正邦君 村上 正邦君
森田 次夫君 森田 次夫君 森田 次夫君
矢野 哲朗君 矢野 哲朗君 矢野 哲朗君
山下 善彦君 山下 善彦君 山下 善彦君
依田 智治君 依田 智治君 依田 智治君
吉村剛太郎君 吉村剛太郎君 吉村剛太郎君
脇 雅史君 脇 雅史君 脇 雅史君
浅尾慶一郎君 浅尾慶一郎君 浅尾慶一郎君
伊藤 基隆君 伊藤 基隆君 伊藤 基隆君
今井 澄君 今井 澄君 今井 澄君
海野 徹君 海野 徹君 海野 徹君
江本 孟紀君 江本 孟紀君 江本 孟紀君
小川 敏夫君 小川 敏夫君 小川 敏夫君
江田 五月君 江田 五月君 江田 五月君
岡崎トミ子君 岡崎トミ子君 岡崎トミ子君
川橋 幸子君 川橋 幸子君 川橋 幸子君
北澤 俊美君 北澤 俊美君 北澤 俊美君
郡司 彰君 郡司 彰君 郡司 彰君
小山 峰男君 小山 峰男君 小山 峰男君
佐藤 泰介君 佐藤 泰介君 佐藤 泰介君
齋藤 勲君 齋藤 勲君 齋藤 勲君
櫻井 充君 櫻井 充君 櫻井 充君
高嶋 良充君 高嶋 良充君 高嶋 良充君
谷林 正昭君 谷林 正昭君 谷林 正昭君
角田 義一君 角田 義一君 角田 義一君
内藤 正光君 内藤 正光君 内藤 正光君
長谷川 清君 長谷川 清君 長谷川 清君
広中和歌子君 広中和歌子君 広中和歌子君
藤井 俊男君 藤井 俊男君 藤井 俊男君
本田 良一君 本田 良一君 本田 良一君

松崎 俊久君 松崎 俊久君 松崎 俊久君
松前 達郎君 松前 達郎君 松前 達郎君
峰崎 直樹君 峰崎 直樹君 峰崎 直樹君
篠瀬 進君 篠瀬 進君 篠瀬 進君
吉田 之久君 吉田 之久君 吉田 之久君
藁科 満治君 藁科 満治君 藁科 満治君
魚住裕一郎君 魚住裕一郎君 魚住裕一郎君
大森 礼子君 大森 礼子君 大森 礼子君
風間 昶君 風間 昶君 風間 昶君
沢 たまき君 沢 たまき君 沢 たまき君
高野 博師君 高野 博師君 高野 博師君
統 訓弘君 統 訓弘君 統 訓弘君
浜田卓二郎君 浜田卓二郎君 浜田卓二郎君
日笠 勝之君 日笠 勝之君 日笠 勝之君
福本 潤一君 福本 潤一君 福本 潤一君
松 あきら君 松 あきら君 松 あきら君
山下 栄一君 山下 栄一君 山下 栄一君
渡辺 孝男君 渡辺 孝男君 渡辺 孝男君
井上 美代君 井上 美代君 井上 美代君
市田 忠義君 市田 忠義君 市田 忠義君
緒方 靖夫君 緒方 靖夫君 緒方 靖夫君
笠井 亮君 笠井 亮君 笠井 亮君
小泉 親司君 小泉 親司君 小泉 親司君
立木 洋君 立木 洋君 立木 洋君
西山登紀子君 西山登紀子君 西山登紀子君
畑野 君枝君 畑野 君枝君 畑野 君枝君
林 紀子君 林 紀子君 林 紀子君
山下 芳生君 山下 芳生君 山下 芳生君
吉川 春子君 吉川 春子君 吉川 春子君
大脇 雅子君 大脇 雅子君 大脇 雅子君
日下部禮代子君 日下部禮代子君 日下部禮代子君
谷本 鶴君 谷本 鶴君 谷本 鶴君
田 英夫君 田 英夫君 田 英夫君
淵上 貞雄君 淵上 貞雄君 淵上 貞雄君
村沢 牧君 村沢 牧君 村沢 牧君
阿曾田 清君 阿曾田 清君 阿曾田 清君
入澤 肇君 入澤 肇君 入澤 肇君
田村 秀昭君 田村 秀昭君 田村 秀昭君

松田 岩夫君 松田 岩夫君 松田 岩夫君
円より子君 円より子君 円より子君
本岡 昭次君 本岡 昭次君 本岡 昭次君
柳田 稔君 柳田 稔君 柳田 稔君
和田 洋子君 和田 洋子君 和田 洋子君
荒木 清寛君 荒木 清寛君 荒木 清寛君
海野 義孝君 海野 義孝君 海野 義孝君
加藤 修一君 加藤 修一君 加藤 修一君
木庭健太郎君 木庭健太郎君 木庭健太郎君
白浜 一良君 白浜 一良君 白浜 一良君
但馬 久美君 但馬 久美君 但馬 久美君
鶴岡 洋君 鶴岡 洋君 鶴岡 洋君
浜四津敏子君 浜四津敏子君 浜四津敏子君
弘友 和夫君 弘友 和夫君 弘友 和夫君
益田 洋介君 益田 洋介君 益田 洋介君
森本 晃司君 森本 晃司君 森本 晃司君
山本 保君 山本 保君 山本 保君
阿部 幸代君 阿部 幸代君 阿部 幸代君
池田 幹幸君 池田 幹幸君 池田 幹幸君
岩佐 恵美君 岩佐 恵美君 岩佐 恵美君
大沢 辰美君 大沢 辰美君 大沢 辰美君
小池 晃君 小池 晃君 小池 晃君
須藤美也子君 須藤美也子君 須藤美也子君
富樫 練三君 富樫 練三君 富樫 練三君
橋本 敦君 橋本 敦君 橋本 敦君
八田ひろ子君 八田ひろ子君 八田ひろ子君
宮本 岳志君 宮本 岳志君 宮本 岳志君
吉岡 吉典君 吉岡 吉典君 吉岡 吉典君
大淵 絹子君 大淵 絹子君 大淵 絹子君
梶原 敬義君 梶原 敬義君 梶原 敬義君
清水 澄子君 清水 澄子君 清水 澄子君
照屋 寛徳君 照屋 寛徳君 照屋 寛徳君
福島 瑞穂君 福島 瑞穂君 福島 瑞穂君
三重野栄子君 三重野栄子君 三重野栄子君
山本 正和君 山本 正和君 山本 正和君
泉 信也君 泉 信也君 泉 信也君
扇 千景君 扇 千景君 扇 千景君
高橋 令則君 高橋 令則君 高橋 令則君

反対者氏名

〇名

日程第七 裁判所職員定員法の一部を改正する法律
案(内閣提出、衆議院送付)

賛成者氏名

二三九名

阿南 一成君 阿部 正俊君 阿部 正俊君
青木 幹雄君 井上 吉夫君 井上 吉夫君
井上 裕君 石井 道子君 石井 道子君
石渡 清元君 市川 一朗君 市川 一朗君
岩井 國臣君 岩城 光英君 岩城 光英君
岩崎 純三君 岩永 浩美君 岩永 浩美君
上杉 光弘君 上野 公成君 上野 公成君
海老原義彦君 尾辻 秀久君 尾辻 秀久君
大島 慶久君 大野つや子君 大野つや子君
太田 豊秋君 岡 利定君 岡 利定君
岡野 裕君 加藤 紀文君 加藤 紀文君
加納 時男君 狩野 安君 狩野 安君
鹿熊 安正君 景山俊太郎君 景山俊太郎君
片山虎之助君 金田 勝年君 金田 勝年君
釜本 邦茂君 鎌田 要人君 鎌田 要人君
龜井 郁夫君 龜谷 博昭君 龜谷 博昭君
河本 英典君 木村 仁君 木村 仁君
岸 宏一君 北岡 秀二君 北岡 秀二君
久世 公堯君 久野 恒一君 久野 恒一君
國井 正幸君 倉田 寛之君 倉田 寛之君
小山 孝雄君 鴻池 祥肇君 鴻池 祥肇君
佐々木知子君 佐藤 昭郎君 佐藤 昭郎君
佐藤 泰三君 齊藤 滋宣君 齊藤 滋宣君
坂野 重信君 清水嘉子君 清水嘉子君
塩崎 恭久君 須藤良太郎君 須藤良太郎君
末広まき子君 鈴木 政二君 鈴木 政二君
鈴木 正孝君 世耕 弘成君 世耕 弘成君
田浦 直君 田村 公平君 田村 公平君
竹山 裕君 武見 敬三君 武見 敬三君
谷川 秀善君 常田 享祥君 常田 享祥君
中川 義雄君 中島 眞人君 中島 眞人君
中曾根弘文君 中原 爽君 中原 爽君
仲道 俊哉君 長峯 基君 長峯 基君

佐々木知子君	佐藤 昭郎君	小山 峰男君	奥石 東君	宮本 岳志君	山下 芳生君	尾辻 秀久君	大島 慶久君
佐藤 泰三君	齊藤 滋宣君	佐藤 泰介君	佐藤 雄平君	吉岡 吉典君	吉川 春子君	大野つや子君	太田 豊秋君
坂野 重信君	清水嘉与子君	齋藤 勤君	櫻井 充君	大淵 絹子君	大脇 雅子君	岡 利定君	岡野 裕君
塩崎 恭久君	須藤良太郎君	笹野 貞子君	高嶋 良充君	堀原 敬義君	日下部清代子君	加藤 紀文君	加納 時男君
末広まき子君	鈴木 政二君	竹村 泰子君	谷林 正昭君	清水 澄子君	谷本 巍君	狩野 安君	鹿熊 安正君
鈴木 正孝君	世耕 弘成君	千葉 景子君	角田 義一君	照屋 寛徳君	田 英夫君	景山太郎君	片山虎之助君
田浦 直君	田村 公平君	寺崎 昭久君	内藤 正光君	福島 瑞穂君	湖上 貞雄君	金田 勝年君	釜本 邦茂君
竹山 裕君	武見 敬三君	直嶋 正行君	長谷川 清君	三重野栄子君	村沢 牧君	鎌田 要人君	河本 英典君
谷川 秀善君	常田 享詳君	平田 健二君	広中和歌子君	山本 正和君	阿曾田 清君	亀谷 博昭君	岸 宏一君
中川 義雄君	中島 眞人君	堀山 哲郎君	藤井 俊男君	泉 信也君	入澤 肇君	木村 仁君	久世 公堯君
中曾根弘文君	中原 爽君	堀 利和君	本田 良一君	扇 千景君	田村 秀昭君	北岡 秀二君	国井 正幸君
仲道 俊哉君	長峯 基君	前川 忠夫君	松崎 俊久君	高橋 令則君	月原 茂雄君	久野 恒一君	小山 孝雄君
成瀬 守重君	西田 吉宏君	松田 岩夫君	松前 達郎君	鶴保 康介君	戸田 邦司君	倉田 寛之君	佐々木知子君
野沢 太三君	野間 起君	円より子君	峰崎 直樹君	平野 貞夫君	星野 明市君	佐藤 昭郎君	坂野 重信君
南野知恵子君	長谷川道郎君	本岡 昭次君	篠瀬 進君	渡辺 秀央君	岩本 莊太君	齊藤 滋宣君	塩崎 恭久君
橋本 聖子君	馳 浩君	柳田 稔君	吉田 之久君	奥村 展三君	椎名 素夫君	清水嘉与子君	末広まき子君
畑 恵君	服部三男雄君	和田 洋子君	薬科 満治君	曾川 健二君	田名部匡省君	須藤良太郎君	鈴木 正孝君
林 芳正君	日出 英輔君	荒木 清寛君	魚住裕一郎君	堂本 曉子君	松岡満壽男君	鈴木 政二君	鈴木 直君
平田 耕一君	保坂 三蔵君	海野 義孝君	大森 礼子君	水野 誠一君	山崎 力君	世耕 弘成君	田浦 直君
真鍋 賢二君	松谷蒼一郎君	加藤 修一君	風間 昶君	石井 一二君	佐藤 道夫君	田村 公平君	谷川 秀善君
松村 龍二君	三浦 一水君	木庭健太郎君	沢たまき君	島袋 宗康君	西川きよし君	武見 敬三君	中川 義雄君
水島 裕君	溝手 顯正君	白浜 一良君	高野 博師君	岩瀬 良三君	菅野 久光君	常田 享詳君	中曾根弘文君
村上 正邦君	森下 博之君	但馬 久美君	統 訓弘君	中村 敦夫君		中島 眞人君	仲道 俊哉君
森田 次夫君	森山 裕君	鶴岡 洋君	浜田卓二郎君			中原 爽君	成瀬 守重君
矢野 哲朗君	山下 俊夫君	浜西津敏子君	日笠 勝之君			長峯 基君	野沢 太三君
山下 善彦君	山本 一太君	弘友 和夫君	福本 潤一君			西田 吉宏君	南野知恵子君
吉川 芳男君	吉村剛太郎君	益田 洋介君	松 あきら君			野間 起君	橋本 聖子君
若林 正俊君	脇 雅史君	森本 晃司君	山下 栄一君			長谷川道郎君	畑 恵君
足立 良平君	浅尾慶一郎君	山本 保君	渡辺 孝男君			馳 浩君	林 芳正君
朝日 俊弘君	伊藤 基隆君	阿部 幸代君	井上 美代君			服部三男雄君	平田 耕一君
石田 美栄君	今井 澄君	池田 幹幸君	市田 忠義君			日出 英輔君	真鍋 賢二君
今泉 昭君	海野 徹君	岩佐 恵美君	緒方 靖夫君			保坂 三蔵君	松村 龍二君
江田 五月君	江本 孟紀君	大沢 辰美君	笠井 亮君			石渡 清元君	三浦 一水君
小川 勝也君	小川 敏夫君	小池 晃君	小泉 親司君			市川 一朗君	溝手 顯正君
岡崎トミ子君	勝木 健司君	須藤美也子君	立木 洋君			岩城 光英君	森下 博之君
川橋 幸子君	木俣 佳文君	富樫 練三君	西山登紀子君			岩永 浩美君	森田 次夫君
北澤 俊美君	久保 亘君	橋本 敦君	畑野 君枝君			上野 公成君	矢野 哲朗君
郡司 彰君	小林 元君	八田ひろ子君	林 紀子君			海老原義彦君	

小山 峰男君	奥石 東君	宮本 岳志君	山下 芳生君	尾辻 秀久君	大島 慶久君
佐藤 泰介君	佐藤 雄平君	吉岡 吉典君	吉川 春子君	大野つや子君	太田 豊秋君
齋藤 勤君	櫻井 充君	大淵 絹子君	大脇 雅子君	岡 利定君	岡野 裕君
笹野 貞子君	高嶋 良充君	堀原 敬義君	日下部清代子君	加藤 紀文君	加納 時男君
竹村 泰子君	谷林 正昭君	清水 澄子君	谷本 巍君	狩野 安君	鹿熊 安正君
千葉 景子君	角田 義一君	照屋 寛徳君	田 英夫君	景山太郎君	片山虎之助君
寺崎 昭久君	内藤 正光君	福島 瑞穂君	湖上 貞雄君	金田 勝年君	釜本 邦茂君
直嶋 正行君	長谷川 清君	三重野栄子君	村沢 牧君	鎌田 要人君	河本 英典君
平田 健二君	広中和歌子君	山本 正和君	阿曾田 清君	亀谷 博昭君	岸 宏一君
堀山 哲郎君	藤井 俊男君	泉 信也君	入澤 肇君	木村 仁君	久世 公堯君
堀 利和君	本田 良一君	扇 千景君	田村 秀昭君	北岡 秀二君	国井 正幸君
前川 忠夫君	松崎 俊久君	高橋 令則君	月原 茂雄君	倉田 寛之君	佐々木知子君
松田 岩夫君	松前 達郎君	鶴保 康介君	戸田 邦司君	佐藤 昭郎君	坂野 重信君
円より子君	峰崎 直樹君	平野 貞夫君	星野 明市君	齊藤 滋宣君	塩崎 恭久君
本岡 昭次君	篠瀬 進君	渡辺 秀央君	岩本 莊太君	清水嘉与子君	末広まき子君
柳田 稔君	吉田 之久君	奥村 展三君	椎名 素夫君	須藤良太郎君	鈴木 正孝君
和田 洋子君	薬科 満治君	曾川 健二君	田名部匡省君	鈴木 政二君	鈴木 直君
荒木 清寛君	魚住裕一郎君	堂本 曉子君	松岡満壽男君	世耕 弘成君	田浦 直君
海野 義孝君	大森 礼子君	水野 誠一君	山崎 力君	田村 公平君	谷川 秀善君
加藤 修一君	風間 昶君	石井 一二君	佐藤 道夫君	中川 義雄君	中曾根弘文君
木庭健太郎君	沢たまき君	島袋 宗康君	西川きよし君	仲道 俊哉君	成瀬 守重君
白浜 一良君	高野 博師君	岩瀬 良三君	菅野 久光君	野沢 太三君	南野知恵子君
但馬 久美君	統 訓弘君			橋本 聖子君	畑 恵君
鶴岡 洋君	浜田卓二郎君			林 芳正君	平田 耕一君
浜西津敏子君	日笠 勝之君			真鍋 賢二君	松村 龍二君
弘友 和夫君	福本 潤一君			三浦 一水君	溝手 顯正君
益田 洋介君	松 あきら君			森下 博之君	森田 次夫君
森本 晃司君	山下 栄一君			矢野 哲朗君	
山本 保君	渡辺 孝男君				
阿部 幸代君	井上 美代君				
池田 幹幸君	市田 忠義君				
岩佐 恵美君	緒方 靖夫君				
大沢 辰美君	笠井 亮君				
小池 晃君	小泉 親司君				
須藤美也子君	立木 洋君				
富樫 練三君	西山登紀子君				
橋本 敦君	畑野 君枝君				
八田ひろ子君	林 紀子君				

日程第八 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

賛成者氏名

阿南 一成君	阿部 正俊君	一四二名
青木 幹雄君	有馬 朗人君	
井上 吉夫君	井上 裕君	
石井 道子君	石渡 清元君	
市川 一朗君	岩井 國臣君	
岩城 光英君	岩崎 純三君	
岩永 浩美君	上杉 光弘君	
上野 公成君	海老原義彦君	

反対者氏名

宮本 岳志君	山下 芳生君	尾辻 秀久君	大島 慶久君
吉岡 吉典君	吉川 春子君	大野つや子君	太田 豊秋君
大淵 絹子君	大脇 雅子君	岡 利定君	岡野 裕君
堀原 敬義君	日下部清代子君	加藤 紀文君	加納 時男君
清水 澄子君	谷本 巍君	狩野 安君	鹿熊 安正君
照屋 寛徳君	田 英夫君	景山太郎君	片山虎之助君
福島 瑞穂君	湖上 貞雄君	金田 勝年君	釜本 邦茂君
三重野栄子君	村沢 牧君	鎌田 要人君	河本 英典君
山本 正和君	阿曾田 清君	亀谷 博昭君	岸 宏一君
泉 信也君	入澤 肇君	木村 仁君	久世 公堯君
扇 千景君	田村 秀昭君	北岡 秀二君	国井 正幸君
高橋 令則君	月原 茂雄君	倉田 寛之君	佐々木知子君
鶴保 康介君	戸田 邦司君	佐藤 昭郎君	坂野 重信君
平野 貞夫君	星野 明市君	齊藤 滋宣君	塩崎 恭久君
渡辺 秀央君	岩本 莊太君	清水嘉与子君	末広まき子君
奥村 展三君	椎名 素夫君	須藤良太郎君	鈴木 正孝君
曾川 健二君	田名部匡省君	鈴木 政二君	鈴木 直君
堂本 曉子君	松岡満壽男君	世耕 弘成君	田浦 直君
水野 誠一君	山崎 力君	田村 公平君	谷川 秀善君
石井 一二君	佐藤 道夫君	中川 義雄君	中曾根弘文君
島袋 宗康君	西川きよし君	仲道 俊哉君	成瀬 守重君
岩瀬 良三君	菅野 久光君	野沢 太三君	南野知恵子君
中村 敦夫君		橋本 聖子君	畑 恵君

反対者氏名

宮本 岳志君	山下 芳生君	尾辻 秀久君	大島 慶久君
吉岡 吉典君	吉川 春子君	大野つや子君	太田 豊秋君
大淵 絹子君	大脇 雅子君	岡 利定君	岡野 裕君
堀原 敬義君	日下部清代子君	加藤 紀文君	加納 時男君
清水 澄子君	谷本 巍君	狩野 安君	鹿熊 安正君
照屋 寛徳君	田 英夫君	景山太郎君	片山虎之助君
福島 瑞穂君	湖上 貞雄君	金田 勝年君	釜本 邦茂君
三重野栄子君	村沢 牧君	鎌田 要人君	河本 英典君
山本 正和君	阿曾田 清君	亀谷 博昭君	岸 宏一君
泉 信也君	入澤 肇君	木村 仁君	久世 公堯君
扇 千景君	田村 秀昭君	北岡 秀二君	国井 正幸君
高橋 令則君	月原 茂雄君	倉田 寛之君	佐々木知子君
鶴保 康介君	戸田 邦司君	佐藤 昭郎君	坂野 重信君
平野 貞夫君	星野 明市君	齊藤 滋宣君	塩崎 恭久君
渡辺 秀央君	岩本 莊太君	清水嘉与子君	末広まき子君
奥村 展三君	椎名 素夫君	須藤良太郎君	鈴木 正孝君
曾川 健二君	田名部匡省君	鈴木 政二君	鈴木 直君
堂本 曉子君	松岡満壽男君	世耕 弘成君	田浦 直君
水野 誠一君	山崎 力君	田村 公平君	谷川 秀善君
石井 一二君	佐藤 道夫君	中川 義雄君	中曾根弘文君
島袋 宗康君	西川きよし君	仲道 俊哉君	成瀬 守重君
岩瀬 良三君	菅野 久光君	野沢 太三君	南野知恵子君
中村 敦夫君		橋本 聖子君	畑 恵君

反対者氏名

山内 俊夫君	山下 善彦君	小山 峰男君	奥石 東君	野間 起君	南野知恵子君
山本 一太君	依田 智治君	佐藤 泰介君	佐藤 雄平君	長谷川道郎君	橋本 聖子君
吉川 芳男君	吉村剛太郎君	齋藤 勤君	櫻井 充君	馳 浩君	畑 恵君
若林 正俊君	脇 雅史君	笹野 貞子君	高嶋 良光君	服部三男雄君	林 芳正君
荒木 清寛君	魚住裕一郎君	竹村 泰子君	谷林 正昭君	日出 英輔君	平田 耕一君
海野 義孝君	大森 礼子君	千葉 景子君	角田 義一君	保坂 三蔵君	真鍋 賢二君
加藤 修一君	風間 昶君	寺崎 昭久君	直嶋 正行君	松谷蒼一郎君	水島 龍二君
木庭健太郎君	沢 たまき君	長谷川 清君	平田 健二君	三浦 一水君	村上 正邦君
白浜 一良君	高野 博師君	広中和歌子君	福山 哲郎君	溝手 顕正君	森田 次夫君
但馬 久美君	統 訓弘君	藤井 俊男君	堀 利和君	森下 博之君	矢野 哲朗君
鶴岡 洋君	浜田卓二郎君	本田 良一君	前川 忠夫君	森山 裕君	山下 善彦君
日笠 勝之君	弘友 和夫君	松崎 俊久君	松田 岩夫君	山内 俊夫君	依田 智治君
福本 潤一君	益田 洋介君	松前 達郎君	円 より子君	山本 一太君	吉村剛太郎君
松 あきら君	森本 晃司君	峰崎 直樹君	本岡 昭次君	吉川 芳男君	脇 雅史君
山下 栄一君	山本 保君	篠瀬 進君	柳田 稔君	若林 正俊君	脇 雅史君
渡辺 孝男君	阿曾田 清君	吉田 之久君	和田 洋子君	荒木 清寛君	魚住裕一郎君
泉 信也君	入澤 肇君	薬科 満治君	阿部 幸代君	海野 義孝君	大森 礼子君
扇 千景君	田村 秀昭君	井上 美代君	池田 幹幸君	加藤 修一君	沢 たまき君
高橋 令則君	月原 茂皓君	市田 忠義君	岩佐 恵美君	木庭健太郎君	高野 博師君
鶴保 庸介君	戸田 邦司君	緒方 靖夫君	大沢 辰美君	白浜 一良君	統 訓弘君
平野 貞夫君	星野 明市君	笠井 亮君	小池 晃君	但馬 久美君	高野 博師君
渡辺 秀央君	奥村 展三君	小泉 親司君	須藤美也子君	加藤 修一君	沢 たまき君
菅川 健二君	田名部匡省君	立木 洋君	富樫 練三君	片山虎之助君	風間 昶君
山崎 力君	石井 一二君	西山登紀子君	橋本 敦君	釜本 邦茂君	大森 礼子君
西川きよし君	岩瀬 良三君	畑野 君枝君	八田ひろ子君	金田 勝年君	風間 昶君

九二名

足立 良平君	浅尾慶一郎君	山下 芳生君	林 紀子君	立木 洋君	小泉 親司君	須藤美也子君	富樫 練三君	橋本 敦君	八田ひろ子君	宮本 岳志君	吉岡 吉典君	大淵 絹子君	梶原 敬義君	清水 澄子君	照屋 寛徳君	福島 瑞穂君	三重野栄子君	山本 正和君	島袋 宗康君	中村 敦夫君
朝日 俊弘君	伊藤 基隆君	吉川 登子君	山下 芳生君	立木 洋君	小泉 親司君	須藤美也子君	富樫 練三君	橋本 敦君	八田ひろ子君	宮本 岳志君	吉岡 吉典君	大淵 絹子君	梶原 敬義君	清水 澄子君	照屋 寛徳君	福島 瑞穂君	三重野栄子君	山本 正和君	島袋 宗康君	中村 敦夫君
石田 美栄君	今井 澄君	大脇 雅子君	吉川 登子君	立木 洋君	小泉 親司君	須藤美也子君	富樫 練三君	橋本 敦君	八田ひろ子君	宮本 岳志君	吉岡 吉典君	大淵 絹子君	梶原 敬義君	清水 澄子君	照屋 寛徳君	福島 瑞穂君	三重野栄子君	山本 正和君	島袋 宗康君	中村 敦夫君
今泉 昭君	海野 徹君	日下部禮代子君	谷本 頼君	田 英夫君	淵上 貞雄君	村沢 牧君	佐藤 道夫君	久光君	菅野 久光君	菅野 久光君	菅野 久光君	菅野 久光君	菅野 久光君	菅野 久光君	菅野 久光君	菅野 久光君	菅野 久光君	菅野 久光君	菅野 久光君	菅野 久光君

日程第九 国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
賛成者氏名 一六八名

阿南 一成君	青木 幹雄君	井上 吉夫君	石井 道子君	市川 一朗君	岩城 光英君	岩永 浩美君	上野 公成君	尾辻 秀久君	大野つや子君	岡 利定君	加藤 紀文君	狩野 安君	景山俊太郎君	金田 勝年君	鎌田 要人君	亀谷 博昭君	木村 仁君	北岡 秀二君	久野 恒一君	倉田 寛之君	鴻池 祥肇君	佐藤 昭郎君	斉藤 滋宣君	清水 嘉与子君	須藤良太郎君	鈴木 政二君	世耕 弘成君	田村 公平君	武見 敬三君	常田 享祥君	中島 眞人君	中原 爽君	長峯 基君	西田 吉宏君
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	---------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	-------	--------

吉川 春子君	山下 芳生君	林 紀子君	畑野 君枝君	立木 洋君	小泉 親司君	笠井 亮君	緒方 靖夫君	市田 忠義君	井上 美代君	渡辺 孝男君	松 あきら君	福本 潤一君	日笠 勝之君	鶴岡 洋君	但馬 久美君	白浜 一良君	木庭健太郎君	加藤 修一君	海野 義孝君	荒木 清寛君	若林 正俊君	吉川 芳男君	山内 俊夫君	山本 一太君	吉村剛太郎君	脇 雅史君	魚住裕一郎君	大森 礼子君	沢 たまき君	高野 博師君	統 訓弘君	浜田卓二郎君	弘友 和夫君	益田 洋介君	森本 晃司君	山本 保君	阿部 幸代君	池田 幹幸君	岩佐 恵美君	大沢 辰美君	小池 晃君	須藤美也子君	富樫 練三君	橋本 敦君	八田ひろ子君	宮本 岳志君	吉岡 吉典君	梶原 敬義君
--------	--------	-------	--------	-------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------

反対者氏名

阿曾田 清君 泉 信也君
入澤 肇君 扇 千景君
田村 秀昭君 高橋 令則君
月原 茂昭君 鶴保 庸介君
戸田 邦司君 平野 貞夫君
星野 明市君 渡辺 秀央君
岩本 莊太君 奥村 展三君
岩本 健二君 堂本 暁子君
岩岡満壽男君 山崎 力君
石井 一二君 佐藤 道夫君
島袋 宗康君 岩瀬 良三君

七一 名

日程第一〇
(内閣提出)

特許法等の一部を改正する法律案

賛成者氏名

二二七 名

足立 良平君 浅尾慶一郎君
朝日 俊弘君 伊藤 基隆君
石田 美栄君 今井 登君
今泉 昭君 海野 徹君
江田 五月君 江本 孟紀君
小川 勝也君 小川 敏夫君
岡崎トミ子君 勝木 健司君
川橋 幸子君 木俣 佳文君
北澤 俊美君 久保 巨君
郡司 彰君 小林 元君
小山 峰男君 興石 東君
佐藤 泰介君 佐藤 雄平君
齋藤 勤君 櫻井 充君
笹野 貞子君 高嶋 良充君
竹村 泰子君 谷林 正昭君
千葉 景子君 角田 義一君
寺崎 昭久君 内藤 正光君
直嶋 正行君 長谷川 清君
平田 健二君 広中和歌子君
堀山 哲郎君 藤井 俊男君
堀 利和君 本田 良一君
前川 忠夫君 松崎 俊久君
松田 岩夫君 松前 達郎君
円より子君 峰崎 直樹君
本岡 昭次君 篠瀬 進君

阿南 一成君 阿部 正俊君
青木 幹雄君 有馬 朗人君
井上 吉夫君 井上 裕君
石井 道子君 石渡 清元君
市川 一朗君 岩井 國臣君
岩城 光英君 岩崎 純三君
岩永 浩美君 上杉 光弘君
上野 公成君 海老原義彦君
尾辻 秀久君 大島 慶久君
大野つや子君 太田 豊秋君
岡 利定君 岡野 裕君
加藤 紀文君 加納 時男君
狩野 安君 鹿熊 安正君
景山俊太郎君 片山虎之助君
金田 勝年君 釜本 邦茂君
鎌田 要人君 龜井 郁夫君
龜谷 博昭君 河本 英典君
木村 仁君 岸 宏一君
北岡 秀三君 久世 公義君
久野 恒一君 国井 正幸君
倉田 寛之君 小山 孝雄君
鴻池 祥肇君 佐々木知子君
佐藤 昭郎君 佐藤 泰三君

齊藤 滋宣君 坂野 重信君
清水嘉子君 塩崎 恭久君
須藤良太郎君 末広まきこ君
鈴木 政二君 鈴木 正孝君
世耕 弘成君 田村 公平君
竹山 裕君 武見 敬三君
谷川 秀善君 常田 享詳君
中川 義雄君 中島 眞人君
中曾根弘文君 中原 爽君
仲道 俊哉君 長峯 基君
成瀬 守重君 西田 吉宏君
野沢 太三君 野間 超君
南野知恵子君 長谷川道郎君
橋本 聖子君 馳 浩君
畑 恵君 服部三男雄君
林 芳正君 日出 英輔君
平田 耕一君 保坂 三蔵君
真鍋 賢二君 松谷蒼一郎君
松村 龍二君 三浦 一水君
水島 裕君 三浦 顯正君
村上 正邦君 溝手 博之君
森田 次夫君 森山 裕君
矢野 哲朗君 森山 俊夫君
山下 善彦君 山本 一太君
依田 智治君 吉川 芳男君
吉村剛太郎君 若林 正俊君
脇 雅史君 足立 良平君
浅尾慶一郎君 朝日 俊弘君
伊藤 基隆君 石田 美栄君
今井 澄君 今泉 昭君
海野 徹君 江田 五月君
江本 孟紀君 小川 勝也君
小川 敏夫君 岡崎トミ子君
勝木 健司君 堀山 哲郎君
木俣 佳文君 堀 利和君
久保 巨君 前川 忠夫君
小林 元君 松田 岩夫君
與石 東君 佐藤 泰三君

佐藤 雄平君 齋藤 勤君
櫻井 充君 笹野 貞子君
高嶋 良充君 竹村 泰子君
谷林 正昭君 千葉 景子君
角田 義一君 寺崎 昭久君
内藤 正光君 直嶋 正行君
長谷川 清君 平田 健二君
広中和歌子君 堀山 哲郎君
藤井 俊男君 堀 利和君
本田 良一君 松田 岩夫君
松崎 俊久君 松前 達郎君
松崎 達郎君 本岡 昭次君
峰崎 直樹君 円より子君
篠瀬 進君 柳田 稔君
吉田 久之君 和田 洋子君
藁科 満治君 荒木 清寛君
魚住裕一郎君 海野 義孝君
大森 礼子君 加藤 修一君
風間 昶君 木庭健太郎君
沢 たまき君 白浜 一良君
高野 博師君 但馬 久美君
統 訓弘君 鶴岡 洋君
浜田卓二郎君 日笠 勝之君
弘友 和夫君 福本 潤一君
益田 洋介君 松 あきら君
森本 晃司君 山下 栄一君
山本 保君 渡辺 孝男君
阿部 幸代君 井上 美代君
池田 幹幸君 市田 忠義君
岩佐 恵美君 緒方 靖夫君
大沢 辰美君 笠井 亮君
小池 晃君 小泉 親司君
須藤美也子君 立木 洋君
富樫 練三君 西山登紀子君
橋本 敦君 畑野 君枝君
八田ひろ子君 林 紀子君
宮本 岳志君 山下 芳生君
吉岡 吉典君 吉川 春子君

大淵 絹子君 大脇 雅子君
 梶原 敬義君 日下部 禮代子君
 清水 澄子君 谷本 龜君
 照屋 寛徳君 田 英夫君
 福島 瑞穂君 洲上 貞雄君
 三重野 栄子君 阿曾田 清君
 泉 信也君 入澤 肇君
 扇 千景君 田村 秀昭君
 高橋 令則君 月原 茂皓君
 鶴保 庸介君 戸田 邦司君
 平野 貞夫君 星野 明市君
 渡辺 秀央君 岩本 莊太君
 奥村 展三君 椎名 素夫君
 菅川 健二君 田名部 匡省君
 堂本 曉子君 松岡 満壽男君
 水野 誠一君 山崎 力君
 石井 一二君 佐藤 道夫君
 島袋 宗康君 西川 きよし君
 岩瀬 良三君 菅野 久光君
 中村 敦夫君

反対者氏名

○名

日程第一 都市開発資金の貸付けに関する法律
 等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送
 付)

賛成者氏名

阿南 一成君 二一七名
 青木 幹雄君 阿部 正俊君
 井上 吉夫君 有馬 朗人君
 石井 道子君 井上 裕君
 市川 一朗君 石渡 清元君
 岩城 光英君 岩井 國臣君
 岩永 浩美君 岩崎 純三君
 上野 公成君 上杉 光弘君
 尾辻 秀久君 海老原 義彦君
 大野 つや子君 大島 慶久君
 岡 利定君 太田 豊秋君
 岡野 裕君

加藤 紀文君 狩野 安君 景山 俊太郎君 金田 勝年君 鎌田 要人君 龜谷 博昭君 木村 仁君 北岡 秀二君 久野 恒一君 倉田 寛之君 鴻池 祥肇君 佐藤 昭郎君 齊藤 滋宣君 清水 嘉子君 須藤 良太郎君 鈴木 政二君 世耕 弘成君 田村 公平君 武見 敬三君 常田 享詳君 中島 眞人君 中原 爽君 長峯 基君 西田 吉宏君 野間 越君 長谷川 道郎君 馳 浩君 服部 三男雄君 日出 英輔君 保坂 三蔵君 松谷 蒼一郎君 三浦 一水君 溝手 顯正君 森下 博之君 森山 裕君 山内 俊夫君 山本 一太君

加納 時男君 鹿熊 安正君 片山 虎之助君 釜本 邦茂君 龜井 郁夫君 河本 英典君 岸 宏一君 久世 公義君 国井 正幸君 小山 孝雄君 佐々木 知子君 佐藤 泰三君 坂野 重信君 塩崎 恭久君 末広 まきこ君 鈴木 正孝君 田浦 直君 竹山 裕君 谷川 秀善君 中川 義雄君 中曾 根弘文君 仲道 俊哉君 成瀬 守重君 野沢 太三君 南野 知恵子君 橋本 聖子君 畑 恵君 林 芳正君 平田 耕一君 真鍋 賢二君 松村 龍二君 水島 裕君 村上 正邦君 森田 次夫君 矢野 哲朗君 山下 善彦君 依田 智治君

吉川 芳男君 若林 正俊君 足立 良平君 朝日 俊弘君 石田 美栄君 今泉 昭君 江田 五月君 小川 勝也君 岡崎 トミ子君 川橋 幸子君 北澤 俊美君 郡司 彰君 小山 峰男君 佐藤 泰介君 齋藤 勤君 笹野 貞子君 竹村 泰子君 千葉 景子君 寺崎 昭久君 直嶋 正行君 平田 健二君 堀山 哲郎君 堀 利和君 前川 忠夫君 松田 岩夫君 田 より子君 本岡 昭次君 柳田 稔君 和田 洋子君 荒木 清寛君 海野 義孝君 加藤 修一君 木庭 健太郎君 白浜 一良君 但馬 久美君 鶴岡 洋君 日笠 勝之君

吉村 剛太郎君 脇 雅史君 浅尾 慶一郎君 伊藤 基隆君 今井 澄君 海野 徹君 江本 孟紀君 小川 敏夫君 勝木 健司君 木俣 佳文君 久保 亘君 小林 元君 奥石 東君 佐藤 雄平君 櫻井 充君 高嶋 良充君 角田 義一君 内藤 正光君 長谷川 清君 広中 和歌子君 藤井 俊男君 本田 良一君 松崎 俊久君 松前 達郎君 峰崎 直樹君 築瀬 進君 吉田 久之君 薬科 満治君 魚住 裕一郎君 大森 礼子君 風間 昶君 沢 たまき君 高野 博師君 統 訓弘君 浜田 卓二郎君 弘友 和夫君

反対者氏名

福本 潤一君 松 あきら君 山下 栄一君 渡辺 孝男君 大脇 雅子君 日下部 禮代子君 谷本 龜君 田 英夫君 阿曾田 清君 三野 栄子君 扇 千景君 高橋 令則君 鶴保 庸介君 平野 貞夫君 渡辺 秀央君 奥村 展三君 菅川 健二君 堂本 曉子君 水野 誠一君 石井 一二君 島袋 宗康君 岩瀬 良三君 中村 敦夫君 益田 洋介君 森本 晃司君 山本 保君 大淵 絹子君 梶原 敬義君 清水 澄子君 照屋 寛徳君 福島 瑞穂君 三重野 栄子君 阿曾田 清君 入澤 肇君 田村 秀昭君 月原 茂皓君 戸田 邦司君 星野 明市君 岩本 莊太君 椎名 素夫君 田名部 匡省君 松岡 満壽男君 山崎 力君 佐藤 道夫君 西川 きよし君 菅野 久光君

二二名

阿部 幸代君 井上 美代君 市田 忠義君 緒方 靖夫君 笠井 亮君 小泉 親司君 立木 洋君 西山 登紀子君 烟野 君枝君 林 紀子君 山下 芳生君 吉川 春子君

国立国会図書館法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

賛成者氏名

二三八名

阿南 一成君 阿部 正俊君 有馬 朗人君 井上 裕君 石井 清元君 岩井 國臣君 市川 一朗君 岩城 光英君 岩永 浩美君 上野 公成君 尾辻 秀久君 大野つや子君 岡 利定君 加藤 紀文君 狩野 安君 景山俊太郎君 金田 勝年君 鎌田 要人君 龜谷 博昭君 木村 仁君 北岡 秀二君 久野 恒一君 倉田 寛之君 鴻池 祥肇君 佐藤 昭郎君 齊藤 滋宣君 清水嘉与子君 須藤良太郎君 鈴木 政二君 世耕 弘成君 田村 公平君 武見 敬三君 常田 享祥君 中島 眞人君 中原 爽君 長峯 基君 西田 吉宏君 野沢 太三君

野間 赳君 長谷川道郎君 馳 浩君 服部三男雄君 日出 英輔君 保坂 三蔵君 松谷蒼一郎君 三浦 一水君 溝手 顯正君 森下 博之君 森山 裕君 山内 俊夫君 山本 一太君 吉川 芳男君 若林 正俊君 足立 良平君 朝日 俊弘君 石田 美栄君 今泉 昭君 江田 五月君 小川 勝也君 岡崎トミ子君 川橋 幸子君 北澤 俊美君 郡司 彰君 小山 峰男君 佐藤 泰介君 齋藤 勳君 笹野 貞子君 竹村 泰子君 千葉 景子君 寺崎 昭久君 直嶋 正行君 平田 健二君 福山 哲郎君 堀 利和君 前川 忠夫君 松田 岩夫君 南野知恵子君 橋本 聖子君 畑 恵君 林 芳正君 平田 耕一君 真鍋 賢一君 松村 龍二君 水島 裕君 村上 正邦君 森田 次夫君 矢野 哲朗君 山下 善彦君 依田 智治君 吉村剛太郎君 脇 雅史君 浅尾慶一郎君 伊藤 基隆君 今井 澄君 海野 徹君 江本 孟紀君 小川 敏夫君 勝木 健司君 木俣 佳文君 久保 亘君 小林 元君 興石 東君 佐藤 雄平君 櫻井 充君 高嶋 良充君 谷林 正昭君 角田 義一君 内藤 正光君 長谷川 清君 広中和歌子君 藤井 俊男君 本田 良一君 松崎 俊久君 松前 達郎君

円より子君 本岡 昭次君 柳田 稔君 吉田 之久君 藁科 満治君 魚住裕一郎君 大森 礼子君 風間 昶君 沢 たまき君 高野 博師君 統 訓弘君 浜田卓二郎君 弘友 和夫君 益田 洋介君 森本 晃司君 山本 保君 阿部 幸代君 池田 幹幸君 岩佐 恵美君 大沢 辰美君 小池 晃君 須藤美也子君 富樫 練三君 橋本 敦君 八田ひろ子君 宮本 岳志君 吉岡 吉典君 大淵 絹子君 日下部禮代子君 谷本 巖君 田 英夫君 淵上 貞雄君 山本 正和君 泉 信也君 扇 千景君 高橋 令則君 鶴保 庸介君 平野 貞夫君 渡辺 秀央君 峰崎 直樹君 築瀬 進君 山下八洲夫君 和田 洋子君 荒木 清寛君 海野 義孝君 加藤 修一君 木庭健太郎君 白浜 一良君 但馬 久美君 鶴岡 洋君 日笠 勝之君 福本 潤一君 松 あきら君 山下 栄一君 渡辺 孝男君 井上 美代君 市田 忠義君 緒方 靖夫君 笠井 亮君 小泉 親司君 立木 洋君 西山登紀子君 畑野 君枝君 林 紀子君 山下 芳生君 吉川 春子君 梶原 敬義君 清水 澄子君 照屋 寛徳君 福島 瑞穂君 三重野栄子君 阿曾田 清君 入澤 肇君 田村 秀昭君 月原 茂晴君 戸田 邦司君 星野 朋市君 岩本 莊太郎君

反対者氏名

大脇 雅子君

島袋 宗康君

二名

資金管理団体等に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成十一年一月二十九日

参議院議長 斎藤 十朗殿

小川 勝也

資金管理団体等に関する質問主意書

昭和五十七年の商法改正等により、いわゆる総会屋に対する規制が強化され、警察当局の積極的な取締りにより、その団体数、構成員数は減少していることと承知している。しかし、総会屋の活動は、近年世上を騒がせた大型事件等なお続いている。

政治資金規正法では政治団体、資金管理団体はだれでも設立できることになっている。私は資金管理団体がこれら総会屋や暴力団の資金集めを合法化するための抜け道として使われるおそれのあることを指摘し、政府に早急な対策を求めるものである。

そこで、以下のとおり質問する。
一、いわゆる総会屋、右翼、暴力団又は各々の構成員(以下「総会屋等」という。)が政治資金規正法の「政治団体」及び「資金管理団体」を設立することは可能か。できないとすればその法的根拠を示されたい。

二、資金管理団体を指定できる公職の候補者は、実際に立候補することを要するか。

三、政治資金規正法上、寄附金については制限が設けられているが、資金管理団体の会費について上限等制限はあるのか。あれば、その法的根拠を示されたい。

四、総会等が任意の人物を候補者として資金管理団体を設立し、企業等から会則に則った会費として金銭をいくらか徴収しても、法律上取り締まることはできないのか。

五、総会等が、政治団体を利用した政治資金パーティー及び特定パーティーを開催することは可能か。また、政治資金規正法等の範囲の中で、企業等にパーティー券の販売を働きかけることは可能か。

六、北海道警察本部は昨年八月、政治団体に対する寄附を企業に求めた右翼団体を政治資金規正法違反容疑で検挙し罰金刑が確定しているが、(ア)昭和五十七年以降、総会等が関与して設立された政治団体及び資金管理団体の数、摘発事件数等の実態を示されたい。また、把握していないとすれば、調査する考えがあるか。

(イ) 前述事件の場合、この政治団体が資金管理団体であった場合摘発は可能だったのか。

七、これまで述べたように、政治資金規正法が総会等対策を盛り込んだ改正商法の抜け道となる危険性を危惧している。憲法第十九条は思想の自由を、また第二十一条では結社の自由をうたっているが、総会等政治団体等設立に制限を設けることは、法律上可能か。可能であれば然るべく法改正が必要と考えるが政府はこれまでどのような検討をし、具体的な対策をとったか。また、この問題に関する見解と今後の対策を伺いたい。

平成十一年三月二十六日

内閣総理大臣 小淵 恵三

参議院議長 斎藤 十朗殿

参議院議員小川勝也君提出資金管理団体等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員小川勝也君提出資金管理団体等に関する質問に対する答弁書

一について

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号。以下「法」という。)においては、政治団体を設立することができるものについて特段の制限はなく、また、資金管理団体の指定についても、公職の候補者が、その者がその代表者である政治団体のうちから指定するものである限り、特段の制限はない。

二について

資金管理団体を指定できる「公職の候補者」には、法第三条第四項の規定により、公職選挙法(昭和二十五年法律第九号)第八十六条から第八十六条の四までの規定による届出により公職の候補者となった者のほか、当該公職の候補者となろうとする者及び同法第三条に規定する公職にある者も含まれる。

三及び四について

法第四条第二項の「党費又は会費」については、その額の上限を定めた規定はない。ただし、法第五条第二項において、法人その他の団体が負担する党費又は会費は、寄附とみなすこととされていることから、企業等の団体が資金管理団体に対して負担する会費についても、法の寄附に関する制限の規定が適用される。

また、御質問の金銭の徴収に際して商法(明治三十二年法律第四十八号)、刑法(明治四十年法律第四十五号)等の罰則規定に該当する行為がある場合には、処罰の対象となるものである。

五について

政治団体が特定パーティーを含む政治資金パーティーを開催することには法の制限はない。また、法に定められた制限の範囲内で、企業等にパーティー券の販売を働きかけることは可能である。

ただし、これに際して商法、刑法等の罰則規定に該当する行為がある場合には、処罰の対象となるものである。

六の(ア)について

政治団体及び資金管理団体の数のうち御質問の「総会等」が関与して設立されたものの数は把握しておらず、また、調査を行う考えはない。

平成二年以降の暴力団構成員及び準構成員、いわゆる総会等並びに社会運動等構成員による政治資金規正法違反事件の件数は、警察庁において把握しており、平成二年は五件、平成三年は四件、平成四年は三件、平成五年は二件、平成六年は十八件、平成七年は七件、平成八年は七件、平成九年は八件、平成十年は二十件となっている。

六の(イ)について

御質問の政治団体は法第二十六条第三号及び第二十八条の三第一項の規定により、その役員は法第二十六条第三号の規定により、それぞれ処罰されたものであるが、同団体が資金管理団体であった場合は、これらの規定により処罰されることはない。

七について

憲法第二十一条が保障する結社の自由といえどもあらゆる場合に無制限に保障されなければならないものではなく、公共の福祉による必要かつ合理的な制限を受けることがあるものであるが、特定の範囲の団体及びその構成員等による政治団体の設立に何らかの制限を加えることについては、憲法第二十一条等の規定に照らし、慎重な検討を要するものと考えられる。

御質問のような法改正をこれまで検討したことはないが、寄附、会費及び政治資金パーティーに係る対価の支払の收受等に際して、法第二十六条の四第一号及び第二号の規定に該当する行為がある場合のほか、商法、刑法等の罰則規定に該当する行為がある場合には、処罰の対象となるものである。

臓器移植等に伴う感染症予防対策に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成十一年二月十二日

参議院議長 斎藤 十朗殿 櫻井 充

臓器移植等に伴う感染症予防対策に関する質問主意書

昨年、臓器移植法が成立し、早一年余りが経過したが、国内において脳死認定による移植事例はまだないのが実情である。同法は制定当時、脳死認定を行うことは是非、また脳死の判定基準についての議論が多かったが、臓器移植に伴う問題点については論点を尽くしたとは言えない。

今日、ヒト乾燥硬膜の移植に伴うクロイツフェルト・ヤコブ病(以下「CJD」という。)の感染が問題となっている。ヒト乾燥硬膜を医療用具(特定治療材料)として移植した結果、平成十年八月までに六〇例ものCJDの発症が見られたことは誠に残念である。

このように、臓器移植にとどまらず、他者からの皮膚、骨、血液その他の人体組織の移植手術(以下「臓器移植等」という。)に伴い、既存の感染症だけでなく、今後、未知の感染症が発症する危険性がないとは言えない。こうした場合の予防策を万全なものとするためにも、ヒト乾燥硬膜からのCJD感染の教訓を十

分に踏まえ、感染症等に関する情報収集とその活用、臓器等の提供者の特定等に万全の体制を敷くことが重要であると考え。臓器移植法第一〇条においては、臓器摘出者を特定しているが、あくまで国内の提供者にとどまり、なおかつ、同法第五条に定める「臓器」以外は法律の対象外であることから、外国から輸入された臓器等や国内においても皮膚、骨、血液その他の人体組織類の提供者を特定せず移植することが可能となっているのが現状である。

そこで、ヒト乾燥硬膜からのCJD感染の教訓を十分に踏まえ、今後の臓器移植等に伴う感染症予防対策に万全を期する観点から以下質問する。

一 ヒト乾燥硬膜からのCJD感染に関しては、既に一九七四年には角膜移植によるCJD罹患事例が、ダフイーラによって、NEJM(ニュー・イングランド・ジャーナル・オブ・メディスン)に報告されている。

その後、一九七六年にはCJD等の研究功績によって、ガイジュセクがノーベル賞を受賞し、そのガイジュセクは、一九七七年には同じくNEJMに、CJD感染因子が強力な不活性化法によっても不活性化せず、滅菌に対して極めて抵抗力の強いものであることを指摘した上で、「すべての患者の組織は、(CJD)感染の可能性があると考へねばならない。」とする警告を発している。

また、今般問題となったヒト乾燥硬膜に用いられていた滅菌条件については、一九七八年には、ガイジュセクがプロナス(プロシーディング・オブ・ナショナル・アカデミー・オブ・サイエンス・オブ・ザ・USA)に、当該硬膜の滅菌法として用いられていたガンマ線照射では、CJD感染因子が不活性化しないことを明らかにした。

その他にも、CJDが伝達性疾患であり、種々の滅菌法によっても不活性化しないこと等から、組織移植について種々の警告が発せられている。

そして、一九八七年には、アメリカ疫病対策予防センター(CDC)の週報(MMWR)に、ヒト乾燥硬膜からのCJD感染が報告され、その後、アメリカ、カナダ等の各国において、ヒト乾燥硬膜の回収等の措置がとられた。

以上のNEJM、プロナス、CDC週報等は、学会のみならず世界的にも著名な文献である。

以上のような事実からすれば、一九八七年の症例報告を待たずとも、それ以前の相当に早い時期には、ヒト乾燥硬膜のCJD感染の危険性がわかっていたと考えるべきであったと考えられるが、以上のNEJM、プロナス、CDC週報、その他、サイエンス、ランセット、ニューロロジー等の著名な文献に掲載された情報について、一九七〇年代から現在に至るまで、政府としてどのような情報収集を行ってきたのか。また、その収集体制に問題点はなかったのか示されたい。

二 厚生省が組織した「遅発性ウイルス感染に関する研究班」においても、一九七七年度の報告書以降、CJDの伝達性や、「遠沈」「濾過」「加熱」「ホルマリン」「紫外線」「次亜塩素酸ナトリウム」「ヨード・過酸化水素」「一二℃四時間のオートクレーブ」「水酸化ナトリウム処理」等の種々の滅菌法に対する異常な抵抗力が報告されてきた。また、CJDは罹患材料との「深達性接触」によって伝達されることが疫学的に明らかにされてきた。そして、研究班は、こうした実験・研究を重ねることに、ヒト乾燥硬膜のCJD感染の危険性について指摘してきた。

こうした厚生省自身による研究や、前述の著名な文献情報等の情報は、厚生省において、一九七〇年代から現在に至るまで、どのように活用される体制にあったのか。また、その体制に問題点はなかったのか政府の見解を示されたい。

三 厚生省の行った疫学調査の結果、ヒト乾燥硬

膜を医療用具(特定治療材料)として輸入し、移植したことによるCJD発症の比率が通常の五〇〇倍になったことが報告されているが、このように人体の一部を医療用具として、臓器移植とは別の取扱いをしている例は他にあるのか。また、ある場合は、どのような取扱いで可能にしているのか示されたい。

四 日本国内において、臓器移植等を行う際の提供者の特定について、どのような基準を有しているのか示されたい。

五 海外において、四と同様の手術等を行う場合、臓器等の提供者をどの範囲まで特定しているのかその例を示されたい。

六 厚生省は、ヒト乾燥硬膜によるCJD発症の予防策として、ヒト乾燥硬膜の使用中止、回収命令の措置をようやく平成九年三月に至り、世界保健機構(WHO)の勧告に基づき行った。CJD以外にも、臓器移植等の普及に伴い、今後、ますます感染症の危険は増大すると懸念されるが、こうした臓器移植等に伴う感染症予防対策として、厚生省は、現在、どのような対策をとっており、また、今後、どのような予防対策を進めていく予定か政府の見解を示されたい。

右質問する。

平成十一年三月二十六日

内閣総理大臣 小淵 恵三

参議院議長 斎藤 十朗殿

参議院議員櫻井充君提出臓器移植等に伴う感染症予防対策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員櫻井充君提出臓器移植等に伴う感染症予防対策に関する質問に対する答弁書

一 及び二について
お尋ねの文献情報の収集については、厚生省

の内部部局においては、現在、ニューイングランド・ジャーナル・オブ・メディスン(以下「NEJM」という。)、米国疫病対策予防センター(CDC)の週報(以下「MMWR」という。)、サイエンス及びランセットの各誌について、健康政策局、保健医療局又は医薬安全局の関係課が入手し、各課内において閲覧する等の方法により活用を図っているところであるが、これらの文献情報についての過去の入手等の実態の詳細は不明である。また、厚生省所管の試験研究機関である国立感染症研究所においては、NEJM誌については千九百四十六年から、MMWR誌については千九百四十七年から、サイエンス誌については千九百四十七年から、ランセットについては千九百四十七年から、プロシーディング・オブ・サイエンス・オブ・アカデミー・オブ・サイエンス・オブ・ザ・USA(以下「プロナス」という。の各誌については千九百五十一年から、それぞれ入手し、同研究所附属図書館において保存しており、国立医薬品食品衛生研究所においては、NEJM誌については千九百六十九年から、MMWR誌については千九百九十八年から、サイエンス誌については千九百九十七年から、ランセット誌については千九百九十七年から、プロナス誌については千九百七十四年から、それぞれ入手し、同研究所の図書室又は同研究所医薬品医療機器審査センターにおいて保存しており、それぞれ現在においては、健康危険情報の情報源として活用しているところである。

御指摘の遅発性ウイルス感染に関する研究班(以下「遅発性ウイルス研究班」という。は、厚生省の特定疾患調査研究事業の研究班の一つとして昭和五十一年度から国内の研究者により組織され、毎年度設定された研究課題に就いて研究を行っているものである。遅発性ウイルス研究班の研究報告書は、毎年度当該事業の実績報告の一部として遅発性ウイルス研究班において作成され、刊行されるものであり、全国の大学

医学部、医師会等に直接送付して公表されるとともに、厚生省においては、これを国立国会図書館及びその支所図書館である厚生省図書館に納本してきたところである。

なお、昭和六十二年度までの御指摘の遅発性ウイルス研究班の報告書の一部や海外文献は、ヒト乾燥硬膜とクロイツフェルト・ヤコブ病(以下「CJD」という)発症の直接的な関連を示唆するものではないと考える。

厚生省においては、従来から、国民の健康及び生命に直結する各分野において国内外の情報収集等を行い、それぞれの時点で得られた情報を基に必要な対応を行ってきたところである。しかしながら、非加熱製剤によるHIV感染問題や腸管出血性大腸菌O157問題への対応において、省内における情報の収集、分析、活用及び伝達の体制が必ずしも十分ではなかったとの認識に基づき、平成九年四月に、国立感染症研究所を改組し、感染症情報センターを設置するとともに、同年九月に、国立衛生試験所を国立医薬品食品衛生研究所に改組し、医薬品医療機器審査センターを設置して、健康危機に関する情報の収集、分析等の体制強化を図ったところである。また、同年一月から、厚生省内の情報報の集中及び伝達体制の整備を図るため、試験研究機関を含めた関係部局の職員により組織する厚生省健康危機管理調整会議を設置し、関係部局間の定期的な情報交換、情報伝達等の強化に取り組んでいるところである。さらに、特定疾患調査研究事業においても、平成九年度から、各研究班がその研究過程において健康危険情報を把握した場合に当該情報を厚生省に報告するよう要請し、研究班の活動との連携の強化に努めているところである。

三について

御指摘の人体の一部及びそれに類するものを医療用具として取り扱っているものとして、ヒト臍帯血管を利用する人工血管及びヒトの大腸

筋膜を利用するヒト乾燥筋膜が薬事法(昭和三十一年法律第四十五号)第二十三条において準用する同法第十四条第一項の規定による輸入の承認を受けており、同法第二十二條の規定による輸入販売の許可を受けた者が、輸入及び販売を行えることとなっている。なお、ヒト乾燥筋膜については、現在、その輸入及び販売はなされていないと承知している。

四について
臓器の移植に関する法律(平成九年法律第四号。以下「臓器移植法」という)第五条に規定する臓器のうち、人の心臓、肺、肝臓、腎臓、脾臓及び小腸については、厚生省において、臓器の別ごとに臓器提供者(ドナー)適応基準を定め、臓器あつせん機関である社団法人日本臓器移植ネットワーク(以下「臓器ネットワーク」という)に對し、当該基準を遵守するよう通知しているところである。当該基準においては、臓器提供者が全身性感染症又は活動性感染症に感染していないこと、HIV抗体等が陽性でないこと等を掲げているところであり、当該基準を示した通知(平成九年十月十六日健医発第千三百七十一号厚生省保健医療局長通知)において全身性感染症にはCJDが含まれていることに留意すべき旨を記載している。また、眼球については、平成六年九月に日本角膜移植学会特別委員会が取りまとめた「提供眼球取扱いに関する提言」の中で提供眼球の選択基準が示されているところであるが、厚生省においては、現在、公衆衛生審議会疾病対策部会臓器移植専門委員会において、全国統一的な提供者の適応基準について検討を進めているところである。

次に、臓器移植法に規定されていない皮膚、骨等の人体の組織については、それぞれの人体の組織についてその採取、保存等を行うバンクがそれぞれに提供者の適応基準を定めているものと承知している。

次に、財団法人骨髄移植推進財団を通じて行

われる骨髄移植については、同財団の定める「骨髄ドナー適格条件」によりHIV、ATL等が陽性であることが判明している者等については、骨髄提供希望者としての登録等を行わないこととされていると承知している。

次に、臍帯血移植については、従来、臍帯血保存を行うバンクごとの基準により保存が行われていたが、厚生省に設置した臍帯血移植検討会が平成十年七月に取りまとめた「臍帯血移植の実施のための技術指針」の中で、母体及び臍帯血に對して、HBs抗原等の検査を行うこととされたところであり、今後当該指針に基づいて臍帯血の保存が行われることとなる。

また、御指摘のこれらの臓器等の移植における提供者の特定については、臓器等の抽出、採取を行う医療機関において、以上に述べた提供者の適応の判断を行い、その記録が当該医療機関等において保存されることにより行われるものと承知している。

五について
アメリカ合衆国においては、心臓、肝臓等の臓器のあつせんを行う全米臓器移植ネットワークでは、臓器提供者に對しHBs抗原、HCV抗体等の検査を行っており、眼球についても、アメリカアイバンク協会の基準において、提供者が特定の感染症にかかっていることその他の二十三項目の状態にあるものを使用禁忌の眼球として定めていると承知している。骨髄移植については、全米骨髄バンクの基準において提供希望者の年齢、輸血歴等により使用禁忌を判断することとなっていると承知している。臍帯血移植については、ニューヨーク血液センターの基準によると、提供者に對し、HIV抗体、HTLV抗体等の検査を行うこととされていると承知している。

また、アメリカ合衆国におけるこれらの臓器等の移植における提供者の特定については、四について述べたことと同様に、臓器等を摘

出、採取した医療機関等において記録を保存することにより行われているものと承知している。

六について
臓器等の移植に伴う感染症の予防対策については、四について述べたとおり、厚生省においては臓器提供者(ドナー)適応基準を定めるとともに、眼球については全国統一的な提供者の適応基準の検討を進める等の取組を行っているところである。また、臓器ネットワークにおいては、平成九年十二月に感染症対策特別委員会を設置し、臓器移植に伴う感染症対策についての検討を行っていることと承知している。

臓器等の移植は感染症の伝播の危険性を内在している治療法であり、その危険性を完全に排除することは困難であるが、厚生省においては、今後とも関係機関と協力し、臓器等の移植による感染症に関する情報収集に努めるとともに、感染症の発生の危険性が発見された場合には速やかにその評価及び対応策の検討を行い、適切な感染症予防対策を講じてまいりたい。

平成十一年三月三十一日 参議院会議録第十一号

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	〒一〇五八四四五 東京都港区虎ノ門二丁目
電話	03 (3587) 4294
定価	本体 本号一部 一三〇円 一三〇円